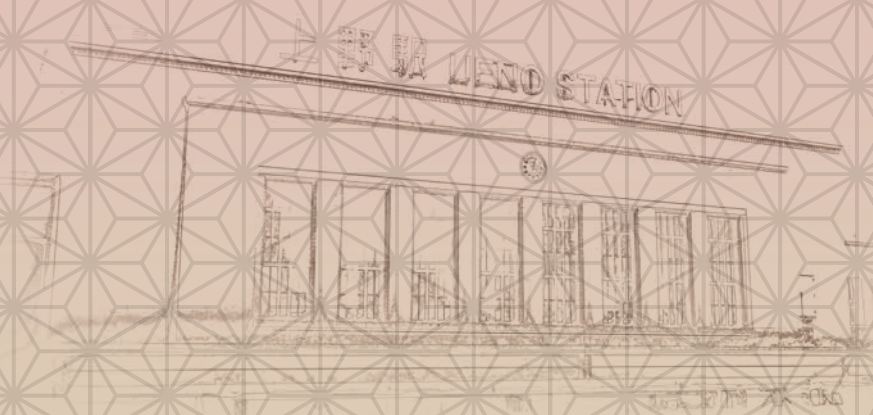


台東区

都市計画マスタープラン



平成31年3月
台東区

「世界に輝く ひと まち たいとう」の 実現を目指して



— 台東区都市計画マスタープランの策定について —

台東区は、世界に誇る文化・芸術や産業、観光をはじめとする多くの資源があり、個性豊かで魅力のあるまちです。一方、産業構造、国際化などにみられるさまざまな社会状況の変化や、価値観の多様化など、人々の暮らしや都市活動は大きく変化しています。

そのため、台東区が活力ある都市としてさらなる発展を遂げていくために、台東区基本構想の策定とあわせて、将来のまちづくりの大きな方向性を示す「台東区都市計画マスタープラン」を策定しました。

策定にあたっては、学識経験者、地域まちづくり団体の代表者の皆様で構成する「台東区都市計画マスタープラン策定委員会」を設置し、長期間にわたり、真摯かつ熱心な検討を重ねていただきました。

また、区民懇談会、パブリックコメントなどにより、多くの皆様から頂戴した貴重なご意見を反映しています。

本プランでは、概ね20年後の台東区のまちづくりの将来像として「世界に輝く ひと まち たいとう」を、また将来イメージとして「世界に輝く魅力があるまち」等を掲げています。台東区の魅力が「世界に輝く」という思いを込めた、この将来像と将来イメージは、まさに本区のまちづくりにふさわしいものであると確信しています。

これからのまちづくりは、行政だけではなく、地域の皆様をはじめとした、まちづくりの多様な主体となる皆様との協働のもと、進めていくことが重要です。

今後とも、本プランに基づき、区民の皆様の安全・安心な暮らしを基本に据え、地域にあるさまざまな資源を活かした個性豊かなまちづくりを推進するなど、魅力あるまちづくりに計画的に取り組んでまいります。区民の皆様をはじめ、関係各位のご理解とご協力を心よりお願い申し上げます。

平成31年3月

台東区長 **服部 征夫**

目次

第1章	台東区都市計画マスタープランとは	
	1 策定の背景と目的	2
	2 本マスタープランの位置付け	3
	3 計画期間	3
	4 本マスタープランの役割・構成	4
第2章	台東区の現況	
	1 まちの成り立ち・変遷	6
	2 ひとの動向	8
	3 まちの動向	10
	4 広域的な位置付け	14
第3章	台東区が目指すまちの姿	
	1 将来像・基本目標と将来イメージ	18
	2 将来地域像	20
	3 都市構造	21
	4 土地利用の方針	25
第4章	分野別まちづくり方針	
	1 生活・住宅まちづくり方針	32
	2 文化・産業・観光まちづくり方針	36
	3 花とみどり・環境まちづくり方針	40
	4 景観まちづくり方針	46
	5 防災まちづくり方針	50
	6 道路・交通まちづくり方針	56
第5章	地域別まちづくり方針	
	1 上野地域	62
	2 谷中地域	68
	3 浅草・中部地域	74
	4 根岸・入谷地域	80
	5 北部地域	86
	6 南部地域	92
第6章	まちづくりの実現に向けて	
	1 協働によるまちづくりの推進	98
	2 多様な主体による地域まちづくりの推進	100
	3 まちづくりに係る制度の積極的な活用	102
	4 まちづくりに係る情報の収集・共有と人材育成	103
	5 都市計画マスタープランの適切な運用・評価・見直し	103
	6 まちづくり推進重点地区	104
	7 まちづくりの実現に向けて	107
巻末資料		
	1 用語集	110
	2 検討経緯	119
	3 検討体制	123
	4 台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱	125



第 1 章

台東区都市計画マスタープランとは

- 1 策定の背景と目的
- 2 本マスタープランの位置付け
- 3 計画期間
- 4 本マスタープランの役割・構成

1 策定の背景と目的

台東区は、江戸期の町割をもとに、度重なる自然災害や大火、第二次大戦時の空襲などによる被災からの復興を経て、現在のまちが形成されてきた。特に、大正期の関東大震災とその後の帝都復興土地区画整理事業による基盤整備が、現在の都市の骨格となった。さらに、社会・経済の成長とともに、都市施設の整備や諸機能の集積も進み、今のまちの姿へと変遷を遂げている。

近年では、土地利用状況や産業構造、国際化などの社会状況、関連計画の改定などによる施策の変化が進むとともに、将来的な人口減少・高齢化、環境・エネルギー問題、暮らしの安全・安心、多様な価値観・生活様式などへの対応が求められている。

さらに、今後はAI（人工知能）、自動運転技術、エネルギー・環境技術などの技術革新が進み、人々の暮らしや都市活動にも影響を与えることが想定される。

このため、様々な状況の変化や時代のニーズ、課題等に対応し、長期的な視点で区のまちづくりの将来像とその実現に向けた大きな道筋を明確にするため、新たな都市計画マスタープランを策定する。

都市形成に影響を与えてきた要素(例)

歴史に培われてきた
多様な暮らしやなりわい、文化

江戸・明治・大正・昭和期における
産業・経済・都市施策

大火・震災・戦災・水害などの
災害

現在の台東区のまち

台東区で展開される
様々な都市活動

土地利用

都市空間

都市基盤

台東区の
まちづくりの将来像

- 都市の課題の解決
- 今後の社会・経済状況の変化
- 新たなニーズへの対応 等

これからの台東区のまち

都市計画マスタープラン
にもとづくまちづくり

多様な主体の参画



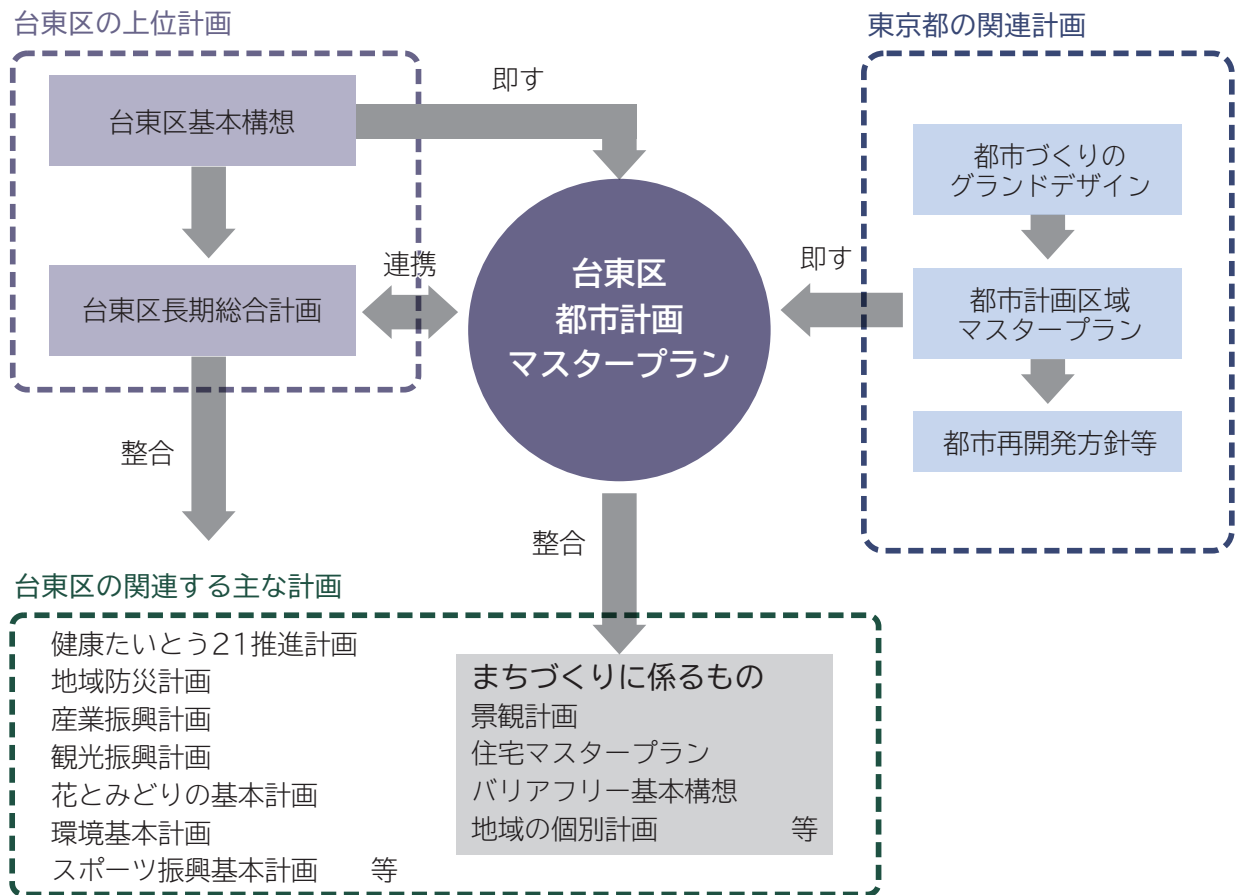
新たな活動の誘発
様々なライフスタイル
が展開

活動の舞台となる台東区のまち

2 本マスタープランの位置付け

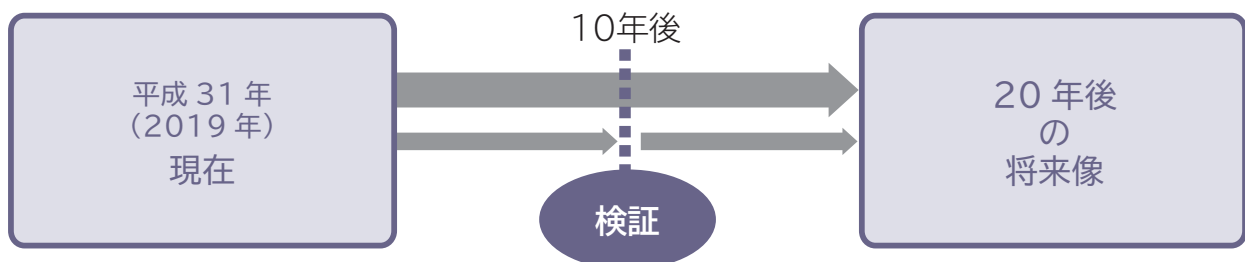
台東区都市計画マスタープランは、都市計画法第18条の2に定められた、「市町村の都市計画に関する基本的な方針」として策定するものである。平成30年（2018年）に策定した台東区基本構想のもと、東京都の都市計画に関連する計画にも即し、その他区の関係計画と連携し策定する。

都市計画マスタープランと関連計画との関係



3 計画期間

計画期間は概ね20年間とし、社会経済状況の変化に対応するため、策定後10年経過を目途に検証を行う。

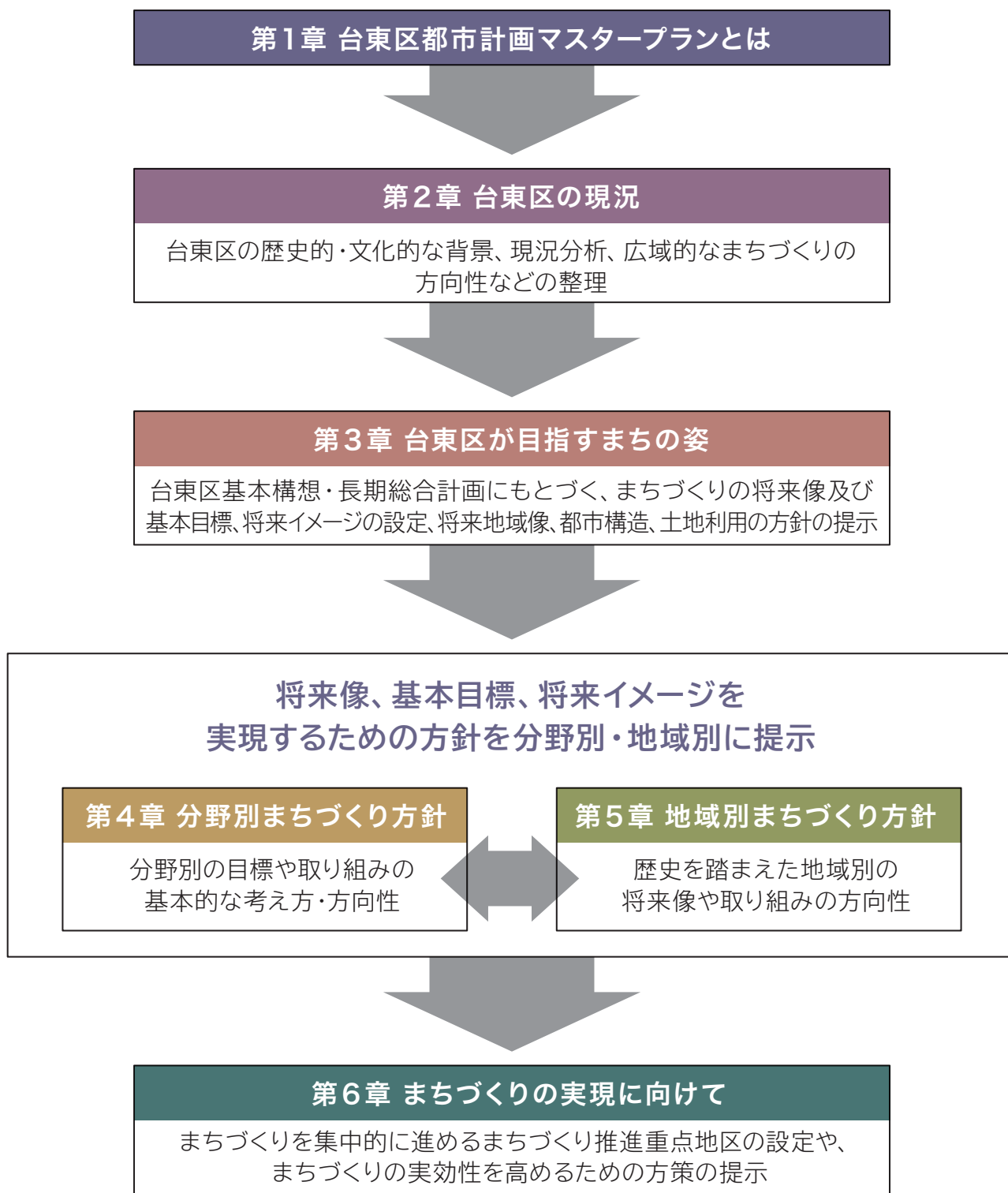


4 本マスタープランの役割・構成

(1) 本マスタープランの役割

本マスタープランは、台東区基本構想に基づき、まちづくりの将来像を示すとともに、その実現に向けた基本的な考え方や取り組みの方向性を示すものである。

(2) 本マスタープランの構成





第2章

台東区の現況

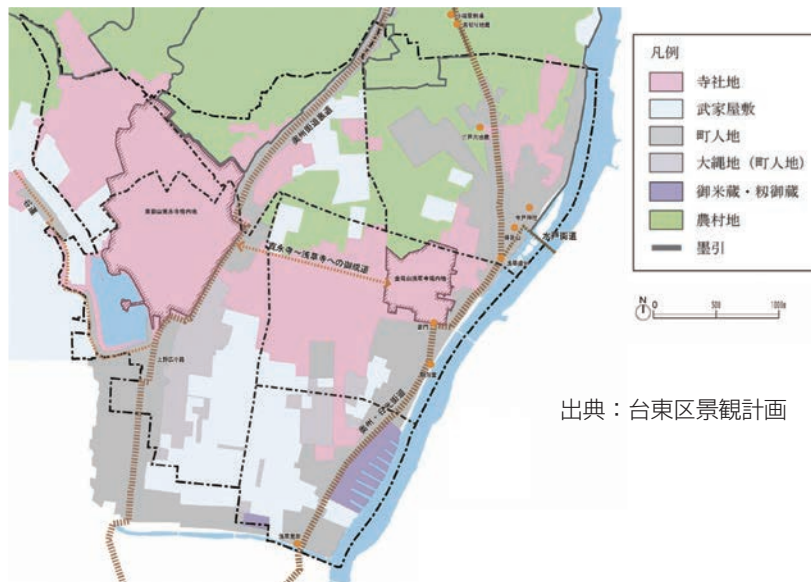
- 1 まちの成り立ち・変遷
- 2 ひとの動向
- 3 まちの動向
- 4 広域的な位置付け

1 まちの成り立ち・変遷

(1) 江戸期まで

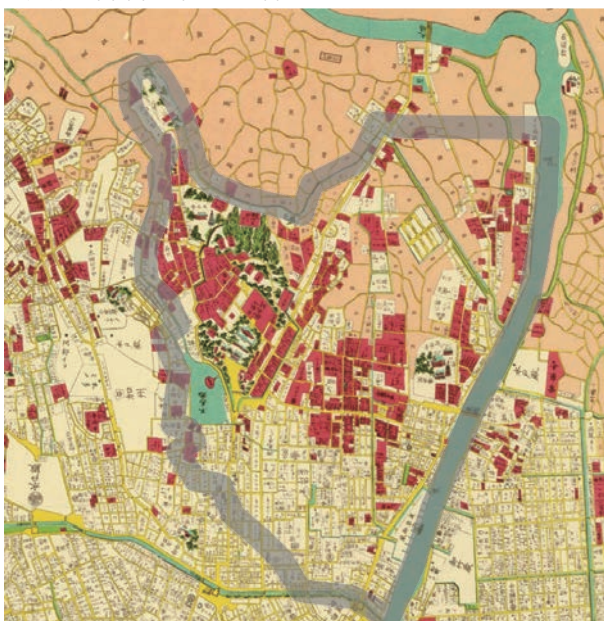
- 上野台地では一万年以上前から人が生活していたが、低地部は東京湾に面した湿地であり、市街地が形成されたのは江戸期以降である。
- 江戸城下の都市部と郊外部の境界部分にあたり、都市性と自然性を併せ持つ市街地を形成してきた。南部には武家屋敷が、北部には主に町人地や寺社地が配された。
- 徳川家康が五街道を整備し、奥州街道、日光街道などの街道沿いが栄えた。
- 武士や町人など多様な人々の交流によりまちが発展し、繁華街などが形成されてきた。また度重なる大火や地震により被災しても、そのたびに再生した。

江戸期の町割による都市構造



出典：台東区景観計画

江戸期の台東区（1859年）



出典：江戸圖 安政（国際日本文化研究センター所蔵）に区境の情報を加筆

下谷広小路（1857年）

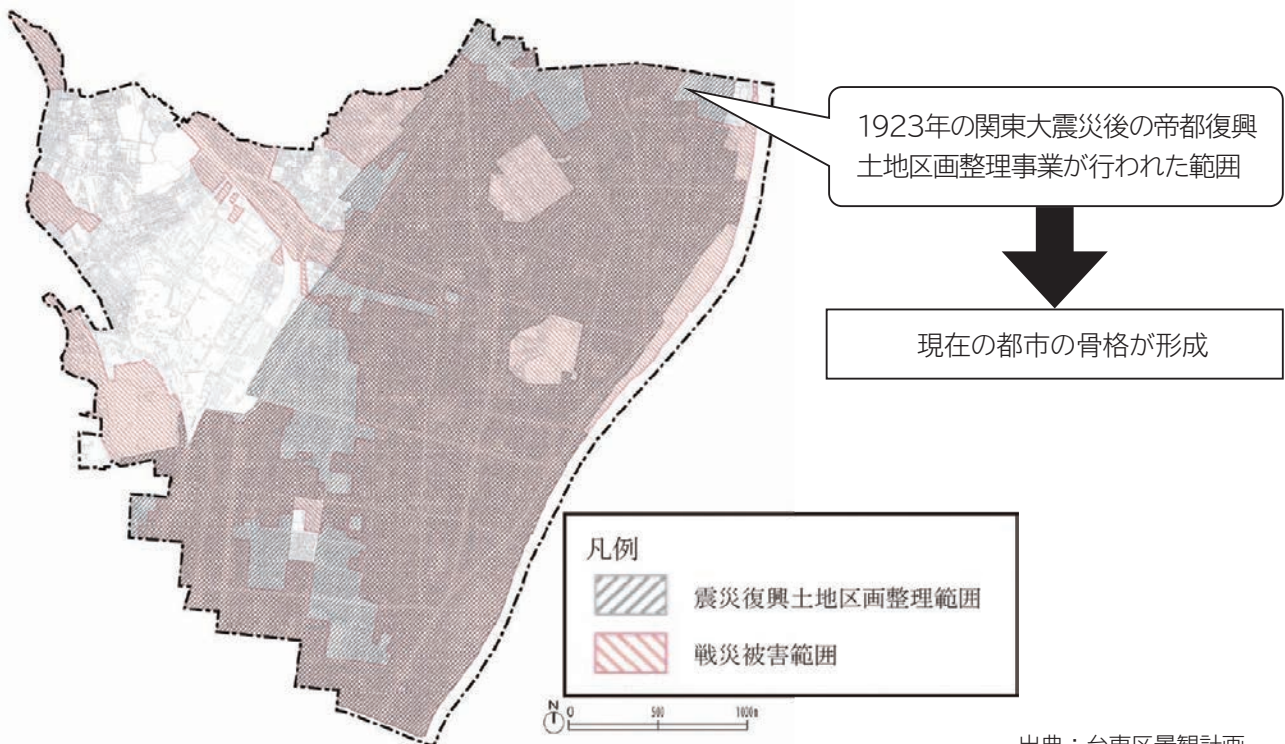


出典：東都下谷繪圖（国際日本文化研究センター所蔵）

(2) 明治期以降

- 明治6年（1873年）、日本初の都市公園地の一つとして上野公園が開園した。明治10年（1877年）の第1回内国勸業博覧会（政府主催）を皮切りに各種勸業博覧会が開催され、新しい文化、芸術、産業などを発信する場として発展した。
- 明治16年（1883年）、上野～熊谷間の鉄道路線（現在のJR高崎線）が開業し、上野駅は東日本に向かう鉄道の起点となった。明治24年（1891年）には、大宮から分岐した路線が青森まで延伸し（現在のJR東北本線など）、上野駅は北の玄関口として発展した。
- 関東大震災後の帝都復興土地区画整理事業により、江戸期の町割を活かしながら延焼遮断帯として道路や公園などの都市基盤施設が整備され、その骨格が現在も活かされている。震災により古い街並みの大半は失われたが、北西部は被害を免れた地区があり、当時の風情を残している。
- 昭和2年（1927年）、上野～浅草間に東洋初の地下鉄（現在の銀座線）が開業し、昭和6年（1931年）に東武鉄道浅草雷門駅が、昭和8年（1933年）に京成電鉄上野公園駅が開業した。
- 昭和6年（1931年）、震災復興事業の一環として日本初の河川公園となる隅田公園が開園した。園内には様々な木が植えられ、現在では桜の名所として多くの人々に親しまれている。
- 昭和44年（1969年）、首都高速1号上野線は、本町出入口から入谷出入口間が開通した。
- 昭和60年（1985年）、東北・上越新幹線の上野駅が開業し、その後北陸新幹線も乗り入れるなど、東日本各地との結節が強化された。
- 平成12年（2000年）、都営地下鉄大江戸線が開通し、平成17年（2005年）にはつくばエクスプレスが開業した。
- 第二次世界大戦による戦災からの復興や経済成長によりまちの姿は大きく変化したが、歴史や伝統的文化を活かしながら個性的なまちが培われ、現在にも息づいている。

震災復興土地区画整理施行地区、戦災被害範囲重ね図



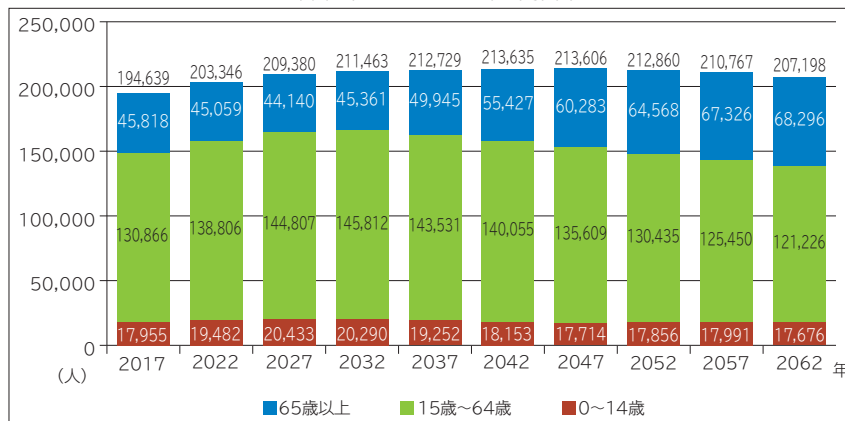
出典：台東区景観計画

2 ひとの動向

(1) 住む人・働く人・訪れる人の動向

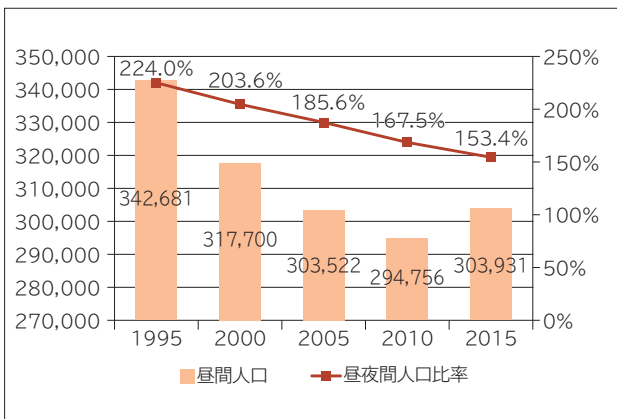
- 人口は2040年代まで増加傾向であり、それ以降は少子高齢化が進む見込みである。
- 昼間人口は減少傾向であり、区内に在住し就業する人の割合も減少している。
- 台東区へ通勤・通学で訪れる人は減少し、観光・買物等で訪れる人が増加している。
- 外国人観光客が大きく増加しているため、全体の観光客数は年々増加している。

年齢3区分別人口の将来推計



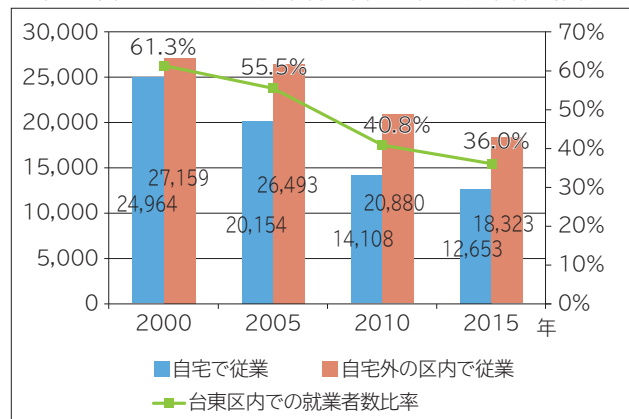
出典：台東区基本構想策定にともなう人口推計調査

昼間人口・昼夜間人口比率の推移



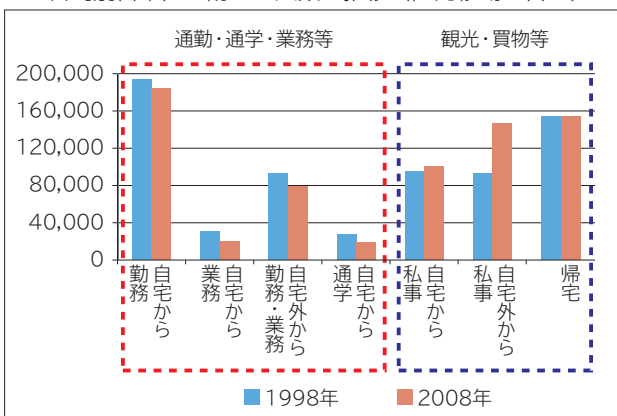
出典：国勢調査より作成

区内常住の15歳以上就業者に占める区内就業者の推移



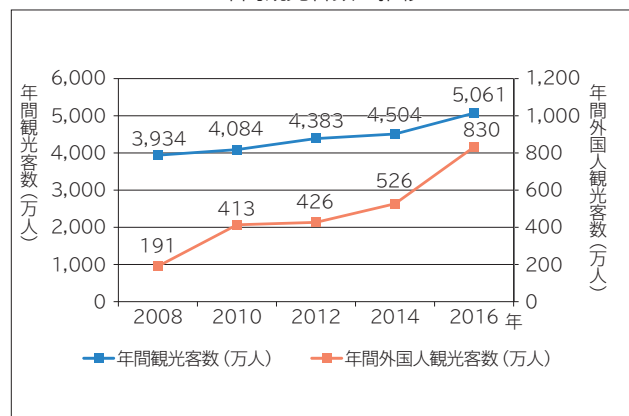
出典：国勢調査より作成

目的別台東区へ訪れる人数の推移（区内移動を含む）



出典：都市圏パーソントリップ調査より作成

年間観光客数の推移

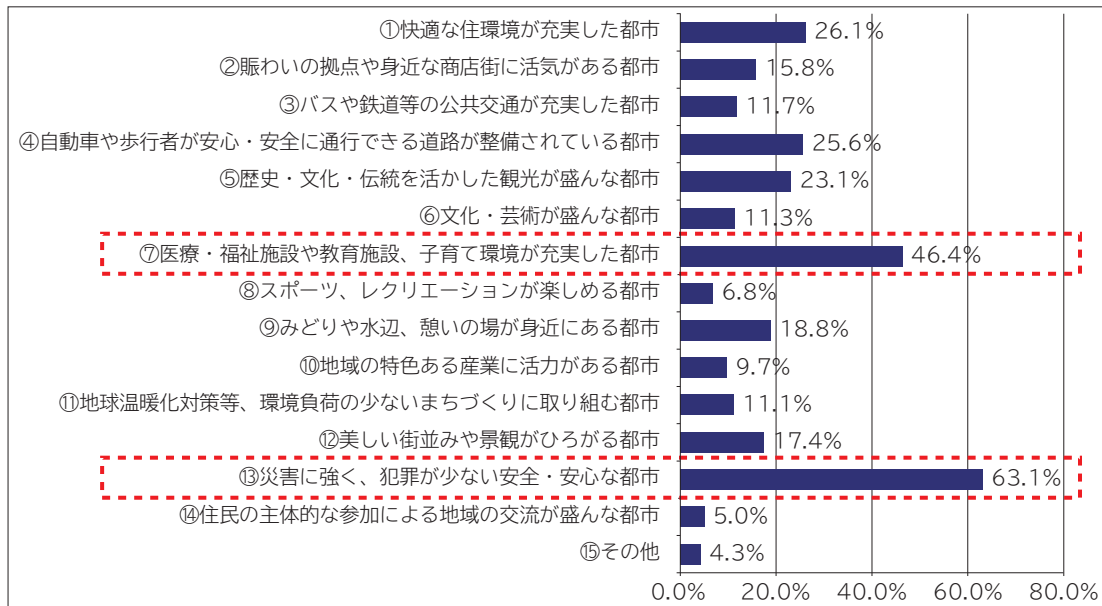


出典：台東区観光統計・マーケティング調査より作成

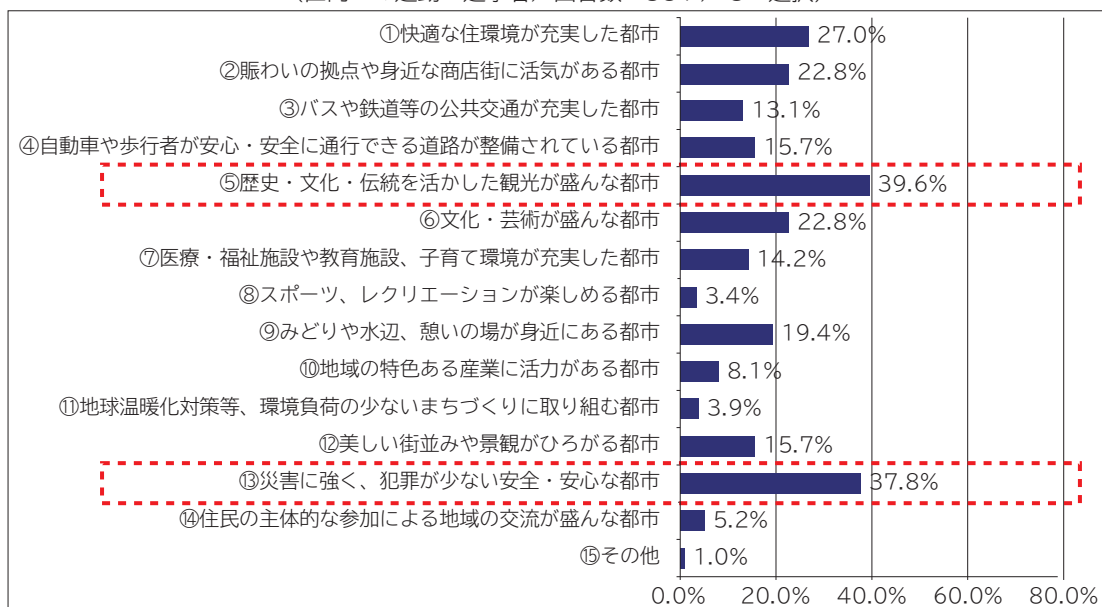
(2) まちに対する人々の意識

- 区内居住者及び区内への通勤・通学者を対象とした、台東区のまちづくりの方向性に関するアンケート調査において、区内居住者・区内への通勤・通学者ともに「災害に強く犯罪が少ない安全・安心な都市」と回答した人が多かった。
- 同アンケートにおいて区内居住者については、「医療・福祉施設や教育施設、子育て環境が充実した都市」、区内への通勤・通学者については「歴史・文化・伝統を活かした観光が盛んな都市」と回答した人が多かった。

台東区の将来都市像に関する調査結果
 (質問項目：台東区のまちづくりは今後どのような方向に発展するのが望ましいか)
 (区内居住者/回答数：575 / 3つ選択)



台東区の将来都市像に関する調査結果
 (質問項目：台東区のまちづくりは今後どのような方向に発展するのが望ましいか)
 (区内への通勤・通学者/回答数：381 / 3つ選択)

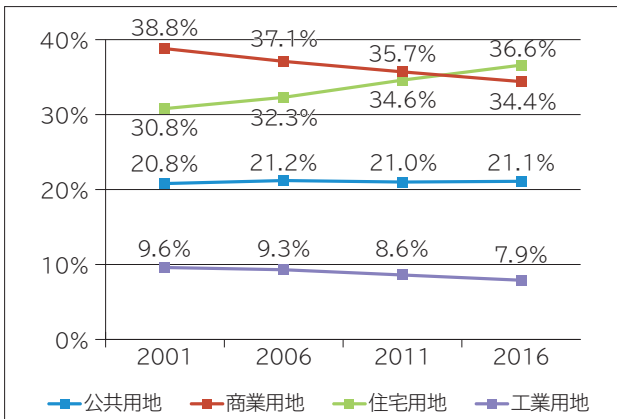


3 まちの動向

(1) 土地利用

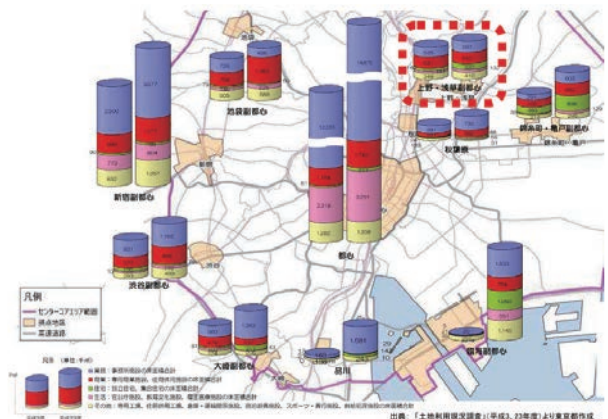
- 土地利用比率は、住宅用地が増加する一方、商業用地が減少しており、平成28年度（2016年度）調査では、住宅用地が商業用地を上回った。
- 上野・浅草は都内の他の拠点に比べ、商業・業務等の床面積の増加が少なく、機能集積度が低い。

土地利用比率の推移



出典：東京都土地利用現況調査より作成

都内における拠点の機能集積の推移

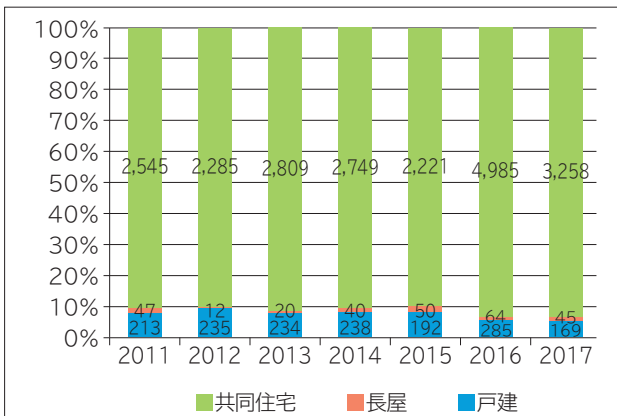


出典：東京都都市計画審議会第1回都市づくり調査特別委員会資料（2015年）

(2) 生活・住宅

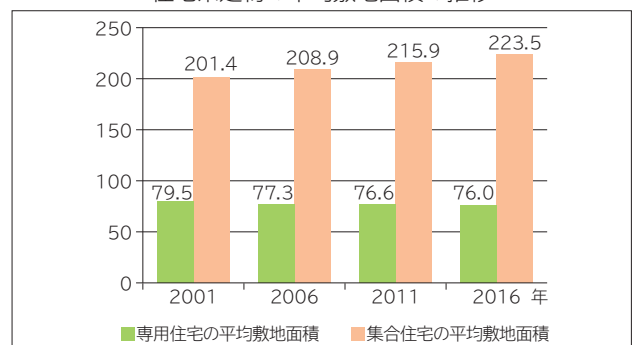
- 近年の住宅供給は、主に共同住宅によるものである。
- 専用住宅は平均敷地面積が減少傾向にあるが、平均階数はわずかながら増加している。
- 一方、集合住宅は平均敷地面積、平均階数ともに増加傾向にある。

建て方別住宅戸数の割合推移

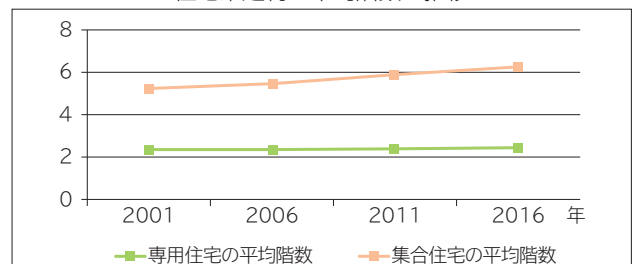


出典：住宅着工統計調査より作成

住宅系建物の平均敷地面積の推移



住宅系建物の平均階数の推移



出典：東京都土地利用現況調査より作成

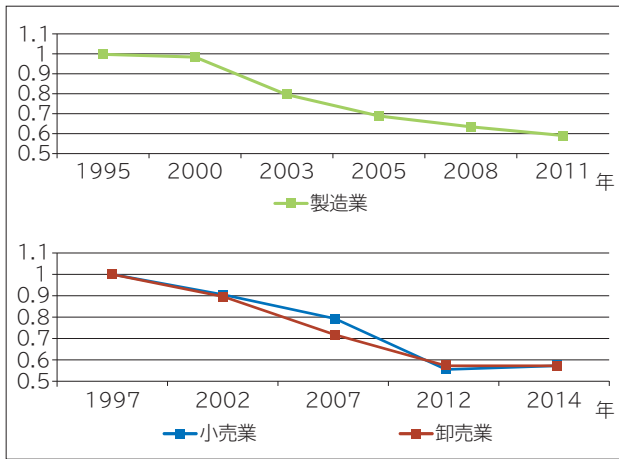
(3) 文化・産業・観光

- 上野や浅草を中心に、区内各地に多様かつ多くの文化資源が分布している。
- 事業所数は、減少傾向にある。
- 事業所を業種別にみると、卸売業、宿泊業・飲食サービス業、小売業、製造業が多い。
- 宿泊施設の客室数は、年々増加している。

区内文化資源マップ

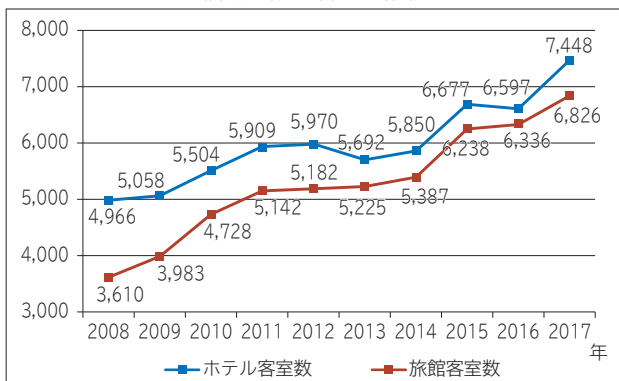


事業所数の推移（上：製造業／下：小売業・卸売業）



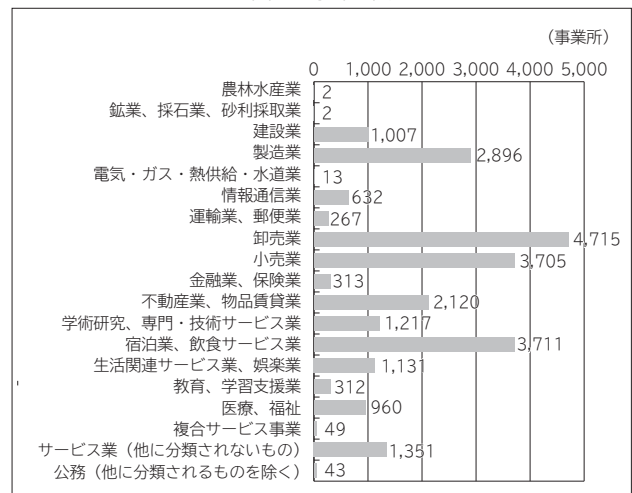
出典：(仮称)台東区産業振興計画策定のための実態調査報告書より作成

宿泊施設の客室数推移



出典：東京都福祉・衛生統計年報より作成

業種別事業所数



出典：平成26年度経済センサスより作成

3 まちの動向

(4) みどり・環境

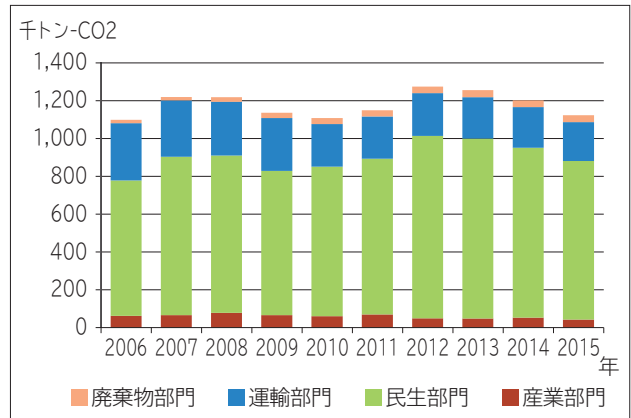
- 上野恩賜公園や浅草寺周辺、隅田公園等にまとまったみどりがあるが、市街地におけるみどりの分布は少ない。
- 近年、二酸化炭素排出量は減少傾向にあり、特に民生部門が減少している。

台東区の緑被地分布



出典：台東区緑の実態調査（2019年（平成31年））

台東区の部門別二酸化炭素排出量の推移

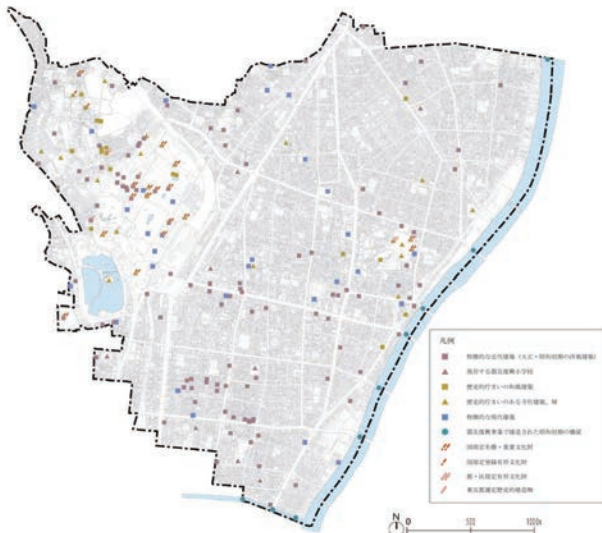


出典：オール東京62市区町村共同事業「みどり東京・温暖化防止プロジェクト」より作成

(5) 景観

- 多様な景観資源が区内の各地に分布している。
- 国立西洋美術館が世界文化遺産に登録され、その周辺は緩衝地帯（バッファゾーン）に位置付けられている。

歴史的建造物分布図



出典：台東区景観計画

国立西洋美術館

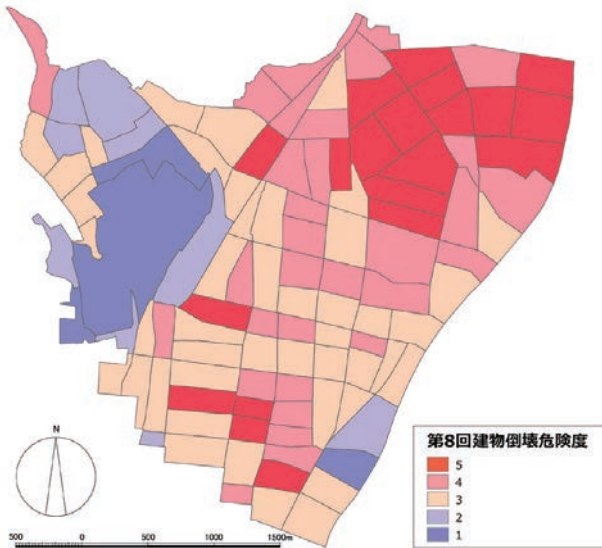


©国立西洋美術館

(6) 防災

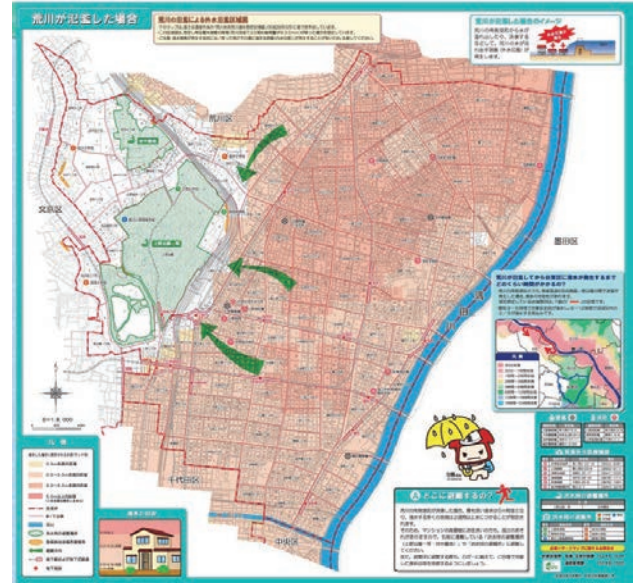
- 区の北部地域を中心に、建物倒壊危険度が高く、南部にも一部高い地区がある。
- 荒川の氾濫や神田川の高潮等による水害の可能性がある。

建物倒壊危険度



出典：地震に関する地域危険度調査（第8回）より作成

台東区水害ハザードマップ（荒川が氾濫した場合）



(7) 道路・交通

- 都市計画道路の整備率は80%を超えている。
- 全体的に交通利便性が高いが、区北部を中心に鉄道の利用圏域外の地域がある。

都市計画道路の整備状況

進捗状況	延長	割合
事業完了	33,239m	80.6%
事業中	1,170m	2.8%
未着手（現道あり）	6,321m	15.3%
未着手（現道なし）	504m	1.2%
合計	41,234m	100%

出典：台東区都市づくりのための基礎資料（平成26年（2014年））

鉄道・バス利用圏域図



出典：台東区都市づくりのための基礎資料（平成26年（2014年））

4 広域的な位置付け

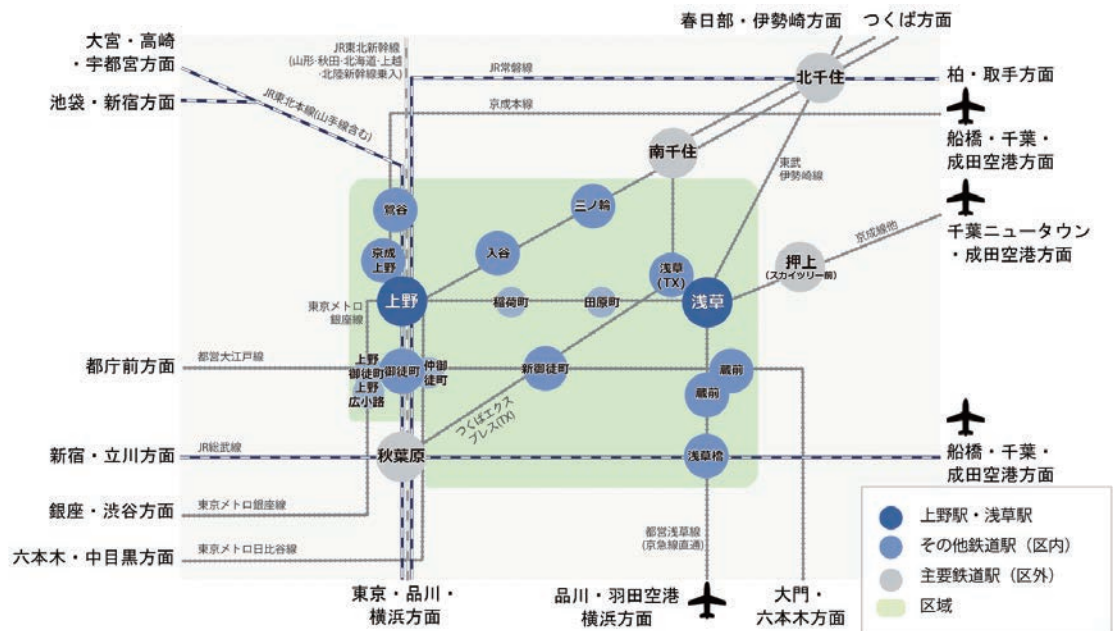
(1) 広域ネットワーク

台東区は、古くから交通の要衝として、特に近代以降は、上野が東京の「北の玄関口」として東北、上信越方面の一大ターミナルとして発展してきた。

現在は、成田国際空港（成田空港）、東京国際空港（羽田空港）を結ぶ鉄道や新幹線等の広域交通ネットワークにより、世界・日本各地をはじめ、さいたまや横浜、千葉、つくばなどの広域的な拠点とも直結している。また、都心へのアクセス性にも優れているなど交通利便性が高い。



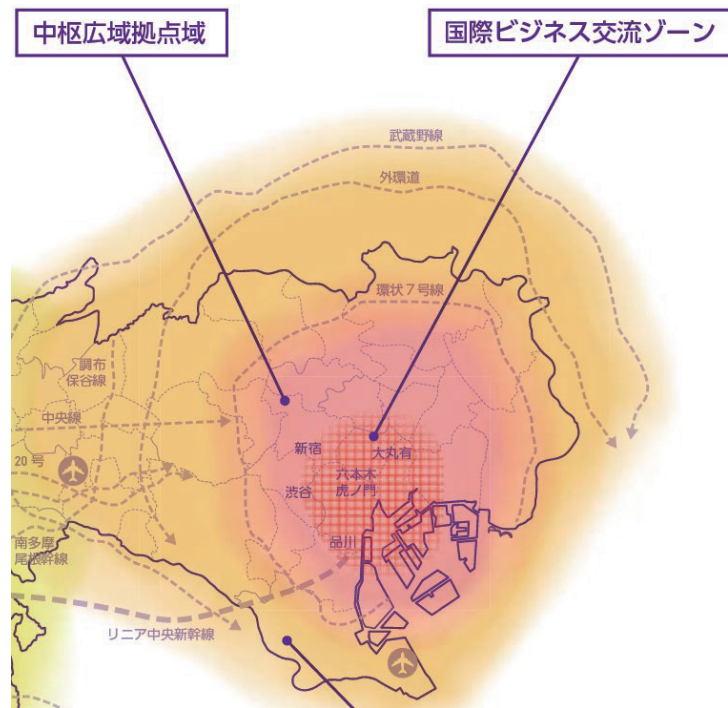
広域ネットワーク図



(2) 東京都都市づくりのグランドデザインでの位置付け

2040年代の目指すべき東京の都市の姿を示している、東京都の「都市づくりのグランドデザイン」において、国際的なビジネス・交流機能を担う拠点が集積する「国際ビジネス交流ゾーン」が区部中心部に設定されている。このゾーンに隣接する台東区においても、これらの機能と連携した都市機能集積、拠点形成を図る必要がある。

都市づくりのグランドデザインにおける地域区分と台東区内の拠点・地域



上野・浅草

- 上野の美術館や博物館の集積、上野恩賜公園や上野動物園、浅草寺を中心に、歴史・伝統を感じさせる街並みや、隅田川などの地域資源を生かし、芸術・文化・観光の拠点が形成されています。
- 交通結節機能の強化や歩行者空間の整備が進み、商業・業務、公共・公益施設などが高度に集積するとともに、文化・観光施設との連携により、国内外から多くの人が集まり、交流が生まれる拠点が形成されています。
- 駅と船着場との交通結節機能が強化され、隅田川の水辺空間と浅草寺周辺のにぎわい空間が結び付き、交流が活発になっています。

谷中・根津・千駄木(谷根千)

- 谷中公園や多くの寺社の縁、落ち着いた居住空間が継承されながら、地域の防災性が向上し、住宅地と観光地の調和した、伝統文化が育まれる魅力的な地域が形成されています。

出典：都市づくりのグランドデザイン（2017年、東京都）

4 広域的な位置付け

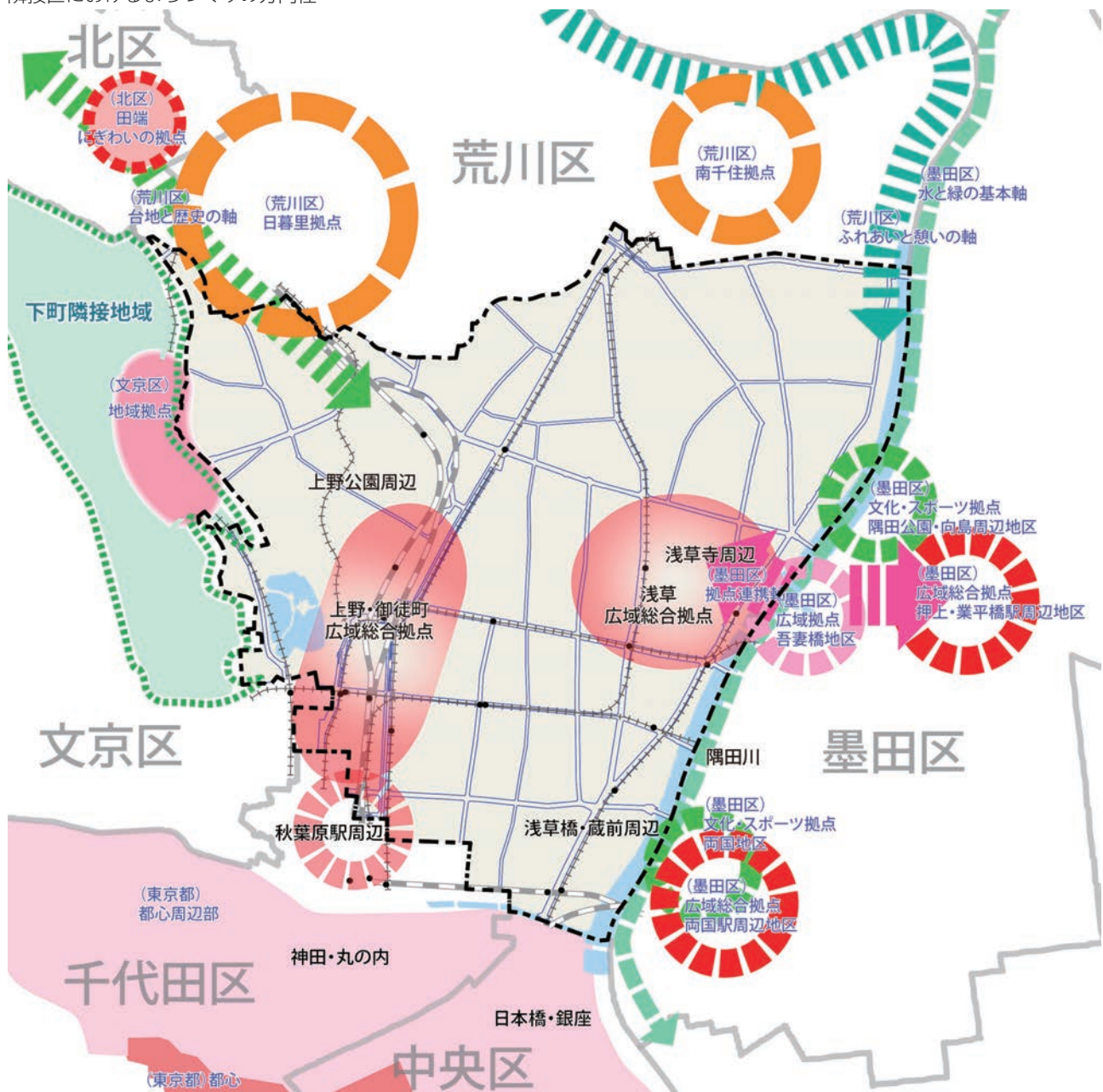
(3) 隣接区のまちづくり

台東区は、千代田区、中央区、文京区、荒川区、墨田区にそれぞれ接しており、行政区域を超えたまちの一体性・連続性に配慮したまちづくりが必要である。

例えば、上野・御徒町は秋葉原駅周辺（千代田区）や湯島・本郷（文京区）、浅草は押上・業平橋（墨田区）、浅草橋・蔵前は両国（墨田区）や日本橋（中央区）、谷中は根津・千駄木（文京区）と隣接している。また北東部地域は、荒川区の拠点である南千住と近接している。

このようなことから、台東区のみまちづくりにおいては、隣接区におけるまちづくりの方向と整合を図りつつ、隣接地域との相乗効果をまちづくりに活かしていく必要がある。

隣接区におけるまちづくりの方向性





第3章

台東区が目指すまちの姿

- 1 将来像・基本目標と将来イメージ
- 2 将来地域像
- 3 都市構造
- 4 土地利用の方針

1 将来像・基本目標と将来イメージ

本プランでは、基本構想と同様の「まちづくりの将来像・基本目標」を掲げるとともに、より具体的な方向性を示す「まちづくりの将来イメージ」を描き、これらの実現に向けたまちづくりを推進する。

■台東区のまちづくりの将来像・基本目標

〈将来像〉

世界に輝く ひとまち たいとう

住む人、働く人、訪れる人、すべての人々は、安全安心で多様性が尊重された社会の中で、希望と活力にあふれ、いきいきと活躍しています。

長い間、積み重ねられてきた歴史や、まちに息づく多彩で粋な文化は、台東区を輝かせる光として、人々の誇りや憧れであり続けています。

台東区は、「ひと」も「まち」も輝くことで、世界中の人々を惹きつけ、ともに更なる活力と魅力を生み出す「世界に輝く ひとまち たいとう」の実現を目指します。

〈基本目標〉

- あらゆる世代が生涯にわたって成長し輝くまちの実現
- いつまでも健やかに自分らしく暮らせるまちの実現
- 活力にあふれ多彩な魅力が輝くまちの実現
- 誰もが誇りや憧れを抱く安全安心で快適なまちの実現

■台東区のまちづくりの将来イメージ

世界に輝く **魅力**が
あるまち

伝統とチャレンジ
が生み出す**活力**が
あふれるまち

江戸から続く
多様性があるまち

みどりがまちに
溶け込む
快適なまち

いとなみを支える
安全安心なまち

■具体的なまちづくりの将来イメージ

台東区のまちづくりの将来イメージ

世界に輝く
魅力が
あるまち

- 台東区の特徴である歴史や文化、多彩なまちの個性が活かされ、多くの人々が魅力を感じるまちとなっている。
- こころの豊かさへの志向に対応し、生涯学習、スポーツなど台東区のまちの資源を活用した様々な活動の場や舞台が用意されている。
- コンパクトな都市構造と交通利便性を強みに、複合的な土地利用を活かした、「歩いて暮らせるまち※」が形成されている。

伝統と
チャレンジが
生み出す
活力が
あふれる
まち

- 上野、浅草をはじめとする区内の拠点において、特徴と活力のある諸機能の集積により、居住者、通勤・通学者、来街者等の交流が活発化し、賑わいが絶えないまちとなっている。
- 新たな試みにチャレンジできる環境が、既存の産業資源や人材を活かしたまちづくりによって実現され、都市の活力が維持、創出されている。
- 地域のニーズに応じた機能が適切に配置されるとともに、誰もが移動可能な環境が整備され、行きたい場所があるまち、行きたい場所に行けるまちが形成されている。

江戸から続く
多様性が
あるまち

- 江戸から続く多様な地域の個性と融合して、職住近接など様々な生活様式やワークスタイル、価値観が展開され、ユニバーサルデザインのまちが形成されている。
- 歴史・文化を活かしつつ、時代に対応した新たなコミュニティも生まれ、子ども、若者から高齢者まで多様な世代が交流し生活している。
- 国際観光都市として誰にもやさしいまちづくりが進められるとともに、居住環境と観光の調和が図られている。

みどりが
まちに
溶け込む
快適なまち

- 上野恩賜公園、不忍池、隅田川などの多様な生物を育む貴重な自然環境や身近な水・みどりが生活に溶け込んだ、潤いのあるまちづくりが進んでいる。
- 台東区ならではのまちの成り立ちを継承し、歴史・文化資源や祭りなどの賑わいや、水・みどりなどの自然と調和した景観が形成されている。
- 地球環境、資源循環に配慮し、低炭素まちづくりを推進し、ヒートアイランド現象の抑制、環境との共生が進められている。

いとなみを
支える
安全安心な
まち

- 大地震や集中豪雨等の様々な自然災害に備えた、まちづくりと一体となった災害対策が進み、ハード、ソフトが連携し、まちの安全性が高まっている。
- 地域性を反映した防災まちづくりが進み、「自助」「共助」「公助」が一体となって安全に暮らし、滞在できるまちが形成されている。
- 利用実態にあわせた効率的な道路空間の活用により歩行者空間の整備・確保が進み、歩きやすいまちとなっている。

※歩いて暮らせるまち

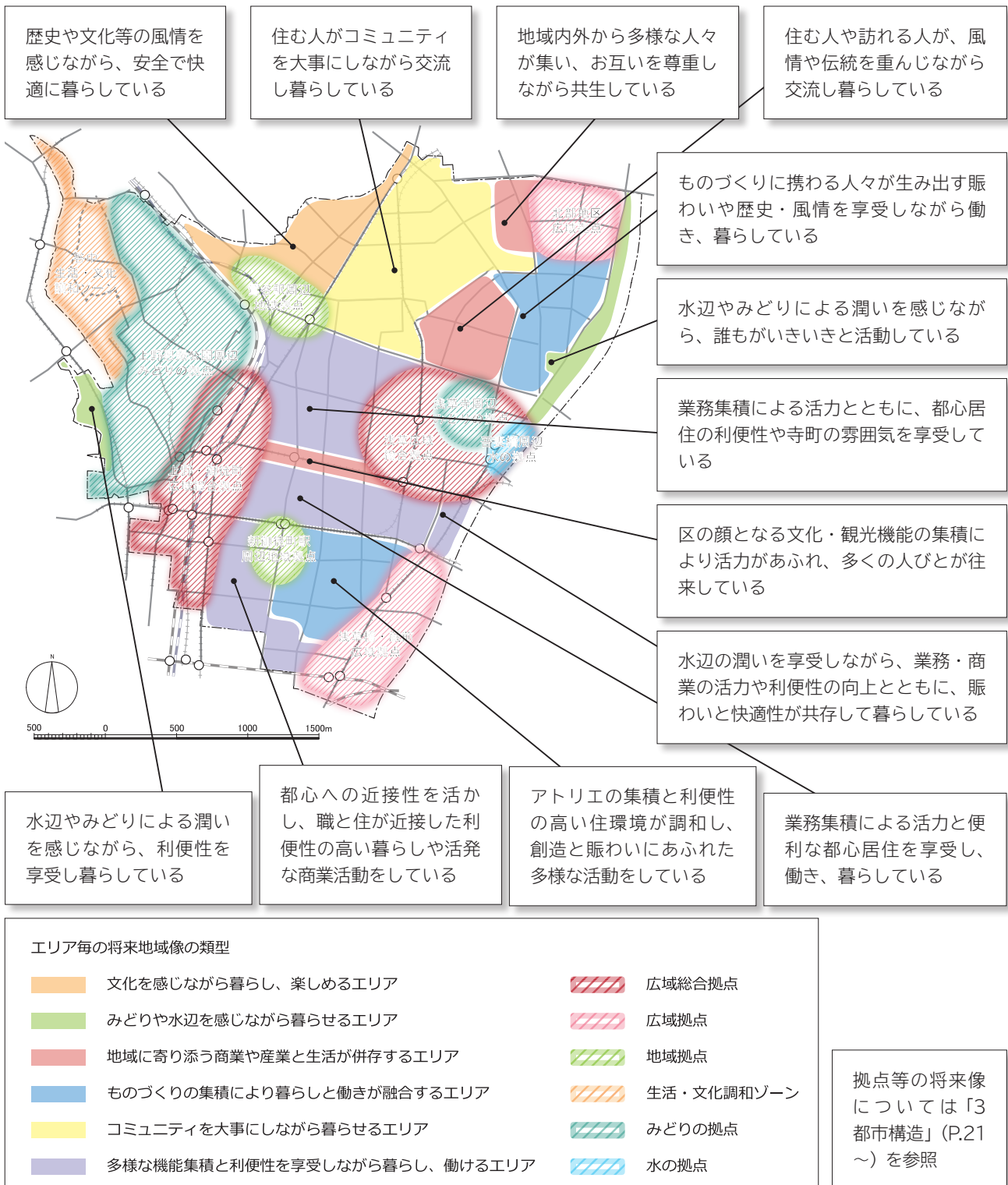
生活に必要な施設・機能の身近な場所への配置や公共空間のバリアフリー化、公共交通の充実等により、自動車等に過度に依存せずに誰もが移動しやすいまち。

2 将来地域像

(1) 基本的な考え方

台東区のまちづくりの将来像実現のため、それぞれの地域における、ひとのいとなみのビジョン（=将来地域像）を例示し、魅力あるまちづくりを進める。

■各エリアの将来地域像



3 都市構造

(1) 基本的な考え方

台東区のまちづくりの将来像実現のため、まちの成り立ちや生活を背景とする地域特性を活かしながら、目指すまちの骨格を明確にし、都市構造の形成に向けたまちづくりを進める。

都市構造は、区外との広域的な結びつきも考慮し、様々な機能の集積を図る「都市拠点」と、これらの都市機能を連携・連担させ拠点間の交流をさらに促進する「都市軸」に加え、都市の魅力と潤いの集積がある「地域資源」において、多様な魅力に満ちた活動を支える舞台を形成する。

(2) 都市拠点・都市軸

①都市拠点

台東区の個性と魅力を生み出し、様々な機能が集積する地区を「都市拠点」とし、都市の活力と賑わいを高め、さらに充実させる。

拠点形成の方向性を明らかにするため、各「都市拠点」の役割や規模にあわせ、「広域総合拠点」、「広域拠点」、「地域拠点」に区分する。

②都市軸

機能や性格が異なる「都市拠点」を互いに結び、補完しあう「都市軸」を形成し、個性豊かな台東区の賑わいや魅力の連続性をさらに充実させる。

都市拠点の結びつきの方向性を明らかにするため、各「都市軸」の役割や規模にあわせ、「広域総合連携軸」、「広域連携軸」、「拠点連携軸」に区分する。

(3) 地域資源

①特徴的な資源の集積

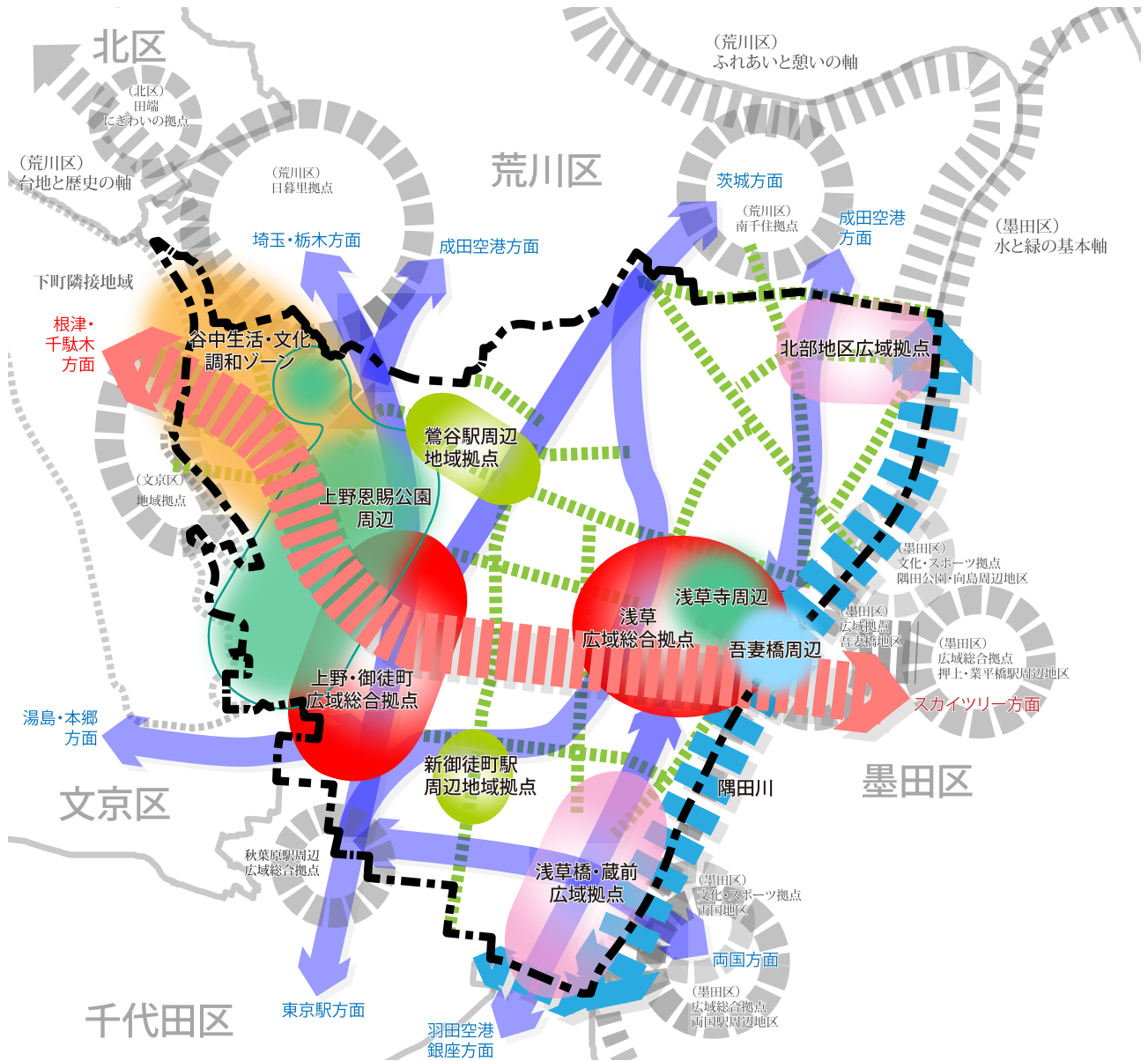
区内でも特徴的な地域資源が複合的に集積する谷中エリアについては、それらの資源を維持・保全、活用し、魅力的なまちづくりを推進するため、「谷中生活・文化調和ゾーン」とする。

②水とみどり

歴史・伝統や自然（みどり・水辺等）を活かし、人々に潤いとやすらぎを与える拠点を「みどりの拠点」、「水の拠点」とし、また水辺空間の連続性や周辺地区との結びつきを「水とみどりの連携軸」とする。

3 都市構造

■都市構造図



<p>【都市拠点】</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 広域総合拠点 ● 広域拠点 ● 地域拠点 <p>【都市軸】</p> <ul style="list-style-type: none"> ⇄ 広域総合連携軸 ⇄ 広域連携軸 - - - 拠点連携軸 	<p>【地域資源】 (特徴的な資源の集積)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 生活・文化調和ゾーン <p>(水とみどり)</p> <ul style="list-style-type: none"> ● みどりの拠点 ● 水の拠点 ⇄ 水とみどりの連携軸
---	---

(4) 都市拠点・都市軸及び地域資源の役割

●都市拠点・都市軸

【都市拠点】

分類	名称	役割と将来像
広域総合拠点	上野・御徒町 広域総合拠点	<ul style="list-style-type: none"> 歴史と産業が調和した多様な商業・業務機能、文化機能等が集積する上野駅周辺から御徒町駅周辺、秋葉原駅周辺地区において、国際競争力を有する文化・芸術を創造発信する拠点。 上野恩賜公園周辺のみどりの拠点や浅草広域総合拠点との連携をはじめとした、地域内外の回遊性向上により国内外からの来街者を受け入れるまちの形成を図る。
	浅草 広域総合拠点	<ul style="list-style-type: none"> 日本を代表する歴史や伝統・文化、商業、娯楽等の機能を有する浅草寺周辺からかつぱ橋道具街周辺地区において、国際観光都市浅草にふさわしいまちづくりを進める拠点。 個性的な商店街の集積による賑わいの連続性を確保し、隅田川の水辺空間等を活かした国際観光拠点の形成を図る。
広域拠点	浅草橋・蔵前 広域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 浅草橋駅周辺から蔵前駅周辺地区と、隅田川・神田川沿川地区において、回遊性を向上し賑わいを創出する拠点。 職と住が調和したライフスタイルや地域産業の発展、新たな産業集積による「ものづくり」のまちの魅力を発信する拠点の形成を図る。
	北部地区 広域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 日本堤～清川～橋場地区において、賑わい・交流の場を創出する拠点。 旧東京北部小包集中局跡地や既存ストックの活用、都市機能の誘導による賑わいの創出と、公共交通の利便性の強化により、地域全体の生活利便性の向上に資する拠点の形成を図る。
地域拠点	鶯谷駅周辺 地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 鶯谷駅周辺地区において、閑静で落ち着いた生活圏を支えるコミュニティの核となる生活と交流の拠点。 旧坂本小学校跡地の活用や鉄道駅のポテンシャルを活かした生活利便機能の集積や防災性の向上により、上野恩賜公園に隣接する地域の玄関口にふさわしい利便性・安全性の高い拠点の形成を図る。
	新御徒町駅周辺 地域拠点	<ul style="list-style-type: none"> 新御徒町駅周辺から鳥越地区において、防災性及び回遊性の向上により、賑わいを創出する拠点。 既存の地域商業の活性化とあわせて、周辺地域との回遊性の向上により、交通結節点にふさわしい利便性の高い拠点の形成を図る。

【都市軸】

分類	役割と将来像
広域総合連携軸	・ 上野・御徒町広域総合拠点と浅草広域総合拠点や隅田川を結ぶ浅草通りと上野恩賜公園や谷中生活・文化調和ゾーンを一体的に結ぶ軸として、さらに隣接区拠点やスカイツリー周辺方面との連携を強化し、世界に開かれた東京の玄関口としての利便性や賑わいの連続性を高める歩行者主体の都市空間を形成する。
広域連携軸	・ 広域総合拠点・広域拠点や隣接する拠点を結ぶ鉄道等を広域連携の軸として位置付け、隣接する拠点とその後背地に留まらず、国内、海外とのネットワークを意識したひと・ものの交流を担うことで、広がりのある都市的な賑わいを形成する。
拠点連携軸	・ 拠点における商業等の賑わいの形成や暮らしの利便性の向上を図ることができるよう、人々の交流を促し、まちの歴史・伝統やみどりを感ずるネットワークを形成する。

●地域資源

【特徴的な資源の集積】

名称	役割と将来像
谷中生活・文化調和ゾーン	・ 谷中地区において、歴史、文化、みどりの資源と商店街、路地、坂などの特色を活かし、個性ある生活スタイルを支えるゾーンの形成を図り、上野恩賜公園周辺や隣接区の拠点と連携してまちづくりを進める。

【水とみどり】

分類	名称	役割と将来像
みどりの拠点	上野恩賜公園周辺	・ 歴史や世界的な文化・芸術施設の集積を活かし、都市の貴重な自然空間である上野恩賜公園、不忍池、谷中霊園等のオープンスペース機能を強化したみどりの拠点を形成する。
	浅草寺周辺	・ 浅草寺周辺のみどりを保全し、隅田川と調和するみどりの拠点を形成する。
水の拠点	吾妻橋周辺	・ 吾妻橋周辺・言問橋周辺に舟運の結節機能を含む拠点形成を図り、隅田川対岸の（墨田区）押上・業平橋周辺地区のまちづくりと連携し、舟運を活かした賑わいの親水空間を形成する。
水とみどりの連携軸	隅田川 神田川	・ 隅田川や神田川をはじめとする河川とその周辺の水辺空間は、舟運等による周辺地区との連携強化や、連続性の高い水辺空間の形成を図る。

4 土地利用の方針

(1) 基本的な考え方

台東区のまちづくりの将来像実現のため、まちの成り立ちや生活を背景とする地域の個性を活かしながら、望ましいまちの利用方法（＝土地利用の方針）を明確にし、魅力ある土地利用の誘導に向けたまちづくりを進める。

●多様な機能が複合した台東区らしい土地利用の誘導

- ・商業、業務、作業所、住宅等の様々な機能が複合しているまちの特性を活かし、多様な人々が暮らし活動し続けられるよう、複合かつ多様な土地利用を誘導する。
- ・住みやすく働きやすい市街地の環境や街並みを形成するため、地域の個性を活かした土地利用を誘導する。
- ・若者から高齢者、単身、ファミリー層まで、多様な住まい方に対応する、多様な生活・住環境の充実を図る。
- ・台東区のまちを形成してきた職と住が共存するまちの特性を活かし、新たな産業や職住のライフスタイルの変化に応じた、産業振興施策と連携した土地利用を誘導する。

●個性ある拠点形成と機能集積による活力のあるまちづくり

- ・上野・御徒町広域総合拠点、浅草広域総合拠点では、歴史・伝統、文化・芸術等の資源を経済活動とともに活用し、個性ある拠点形成を図るための土地利用を誘導する。
- ・様々な機能集積や多様な人材を活かし、隣接区との土地利用の連続性も確保しながら、さらなる都市機能の集積を図る。

●歴史ある文化・自然資源と一体となった市街地環境の形成

- ・区内に点在する寺社等の歴史ある文化資源と上野恩賜公園や隅田川、不忍池等の都市の中の貴重な自然資源の保全と活用を推進する。
- ・それぞれの資源間の連携を強め、市街地でもこれらの文化・自然資源を身近に感じることができる、魅力と潤いのある市街地環境の形成を図る。
- ・長い年月を積み重ねて形成された街並みやみどりなどを活かし、風格あるまちの維持・向上を図る。

●安全・安心なまちを実現する土地利用の更新

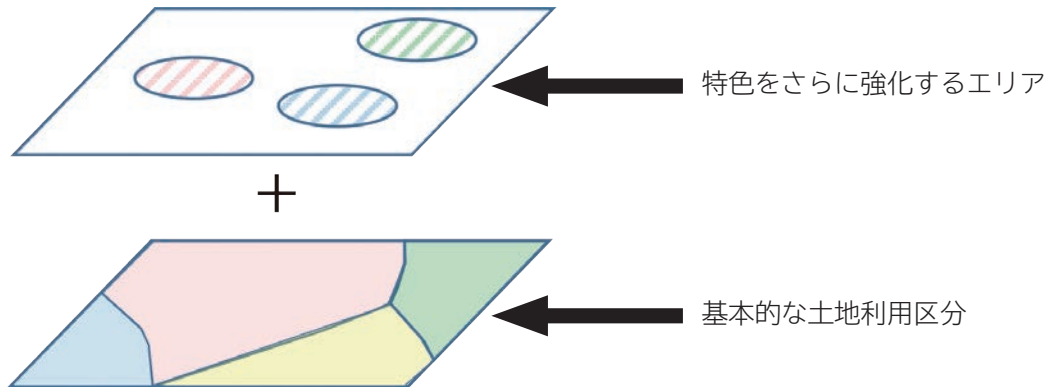
- ・地震などの災害に強く安全なまちの形成を図るため、老朽建物等の更新を促進し、地域特性や利用ニーズに応じた、安心して暮らすことができる土地利用を誘導する。
- ・木造住宅密集市街地などでは、道路などの都市基盤整備とあわせて建物更新を促進し、安全に暮らすことができる土地利用を誘導する。

4 土地利用の方針

(2) 土地利用の区分

各地域の特性とまちの連続性や生活・住環境の一体性等を踏まえ、基本的な7つの土地利用区分と、地域の特色をさらに強化するエリアにより、土地利用を誘導する。

土地利用の区分の考え方（イメージ）



①基本的な土地利用区分

● 商業・業務地

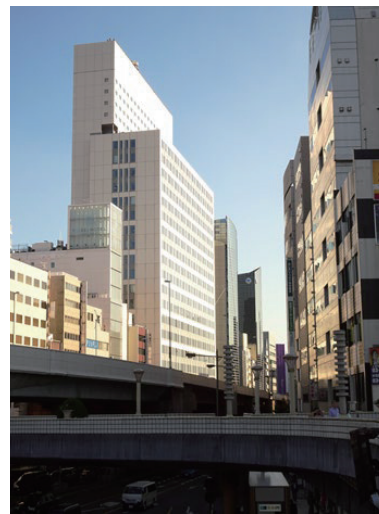
○広域的な集客が見込まれる台東区を代表する商業地や、多様なビジネス・産業が展開される業務地では、商業・業務機能を中心とした各種機能の拠点性を高め、大規模店舗と個店等が相乗効果を発揮する賑わいに加え、イノベーションや起業を促進する土地利用を誘導する。

また、各地区の特徴的な機能集積や個性を活かし、地域産業などとも連携した活力を創出する。

○駅周辺や主要な幹線道路沿道を中心に、連続した賑わいと多様な機能が集積する拠点では、土地の高度利用を図り、業務機能と文化・芸術機能や観光機能との融合など、地域の特性を活かした機能集積を図る。



個性のある商店街の集積



幹線道路沿道の高度利用

● 近隣商業地

- 近隣商業地では、多様な住機能と調和したコミュニティ形成や、地域の生活を支える土地利用を誘導する。
- 建物の低層部においては、多様なニーズに対応した商業店舗や飲食、サービス業などの生活に欠かせない機能を確保し、生活利便性を高める土地利用を誘導する。



コミュニティや地域の生活を支える土地利用



● 沿道機能集積地

- 広域総合連携軸、広域連携軸及び拠点連携軸に位置付けられた幹線道路沿道では、その立地条件を活かし、商業機能や業務機能、生活利便性を高める機能など、様々な用途が共存した土地利用を誘導する。
- 周辺環境や敷地条件等を踏まえた、土地の高度利用を図る。



商業機能と居住機能の共存

4 土地利用の方針

● 都市型複合市街地

○都市計画道路などの幹線道路に囲まれた地区の内側などで店舗、事務所、作業所等との併用住宅が立地する地域では、各機能の共存・調和を図りながら、地域特性を活かした土地利用を誘導する。

○敷地や建物の共同化等により土地の有効利用を進め、オープンスペース・みどりの創出や狭あい道路の拡幅等による生活・住環境の向上を図り、主に中高層の建物の立地を誘導する。



都市型複合市街地のイメージ

● 都市型住宅地

○区画道路は整っているものの、住宅が密集している地域では、防災性の向上を図りながら住宅を主体とした土地利用を維持し、安全性や利便性等の向上による質の高い生活・住環境の形成を図る。

○老朽建物の建替え等による市街地の更新とあわせて、建物の共同化等により土地の有効利用を進める。

● 生活・文化調和住宅地

○みどりや路地空間の残る地域では、主に中低層の住宅主体の土地利用を基本とし、みどり豊かな住環境の維持・向上を図る。

○道路整備、住宅の不燃化など防災性の向上を図りながら、歴史ある文化資源や路地空間等の風情を活かした良好な住宅地の形成を進める。



生活・文化調和住宅地のイメージ

● 水・みどり

- 寺社や公園等は、歴史ある文化資源や貴重な自然資源であり、環境や景観にとっても重要な要素であるため、これらを維持・保全・活用するとともに、周辺のまちとの一体性・連続性を確保する。

②特色を強化するエリア

● 独創的な賑わいエリア

- 上野駅・御徒町駅や浅草寺、浅草橋駅、鶯谷駅、かっぱ橋道具街などの周辺では、特徴的な商業集積の活用や宿泊機能の誘導等の来街者の受け入れ体制の強化等により、独創的な賑わいを生み出す土地利用を推進する。
- 北部地区（日本堤・清川・橋場）では、地域特性を活かしながら交通利便性の向上を図るとともに、共生のまちづくりを育む土地利用を推進する。

● 都市機能集積エリア

- 上野駅周辺や浅草駅周辺は、文化・観光の拠点と連携した商業・業務機能の拡充に加え、多様な機能の誘導を図り、魅力的で活力のある都市機能の集積を図る。

● 歴史・文化エリア

- 谷中や上野恩賜公園を中心とした地域及び浅草寺周辺では、歴史・文化資源を保全・活用した土地利用を推進するとともに、周辺の市街地においても、それらと調和・連携した機能誘導を図る。



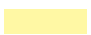
● ものづくりエリア

- 作業所と住宅等が複合した今戸周辺や「カチクラ」エリア等では、ものづくりのまちとしての既存の産業集積を活かし、職住が共存した土地利用を図る。
- 空き家・空き室等の既存ストックを活用し、ものづくりに携わる人々が活躍できる土地利用を誘導し、新たな産業の創出や産業集積によるまちの活力向上を図る。

4 土地利用の方針

■ 土地利用方針図

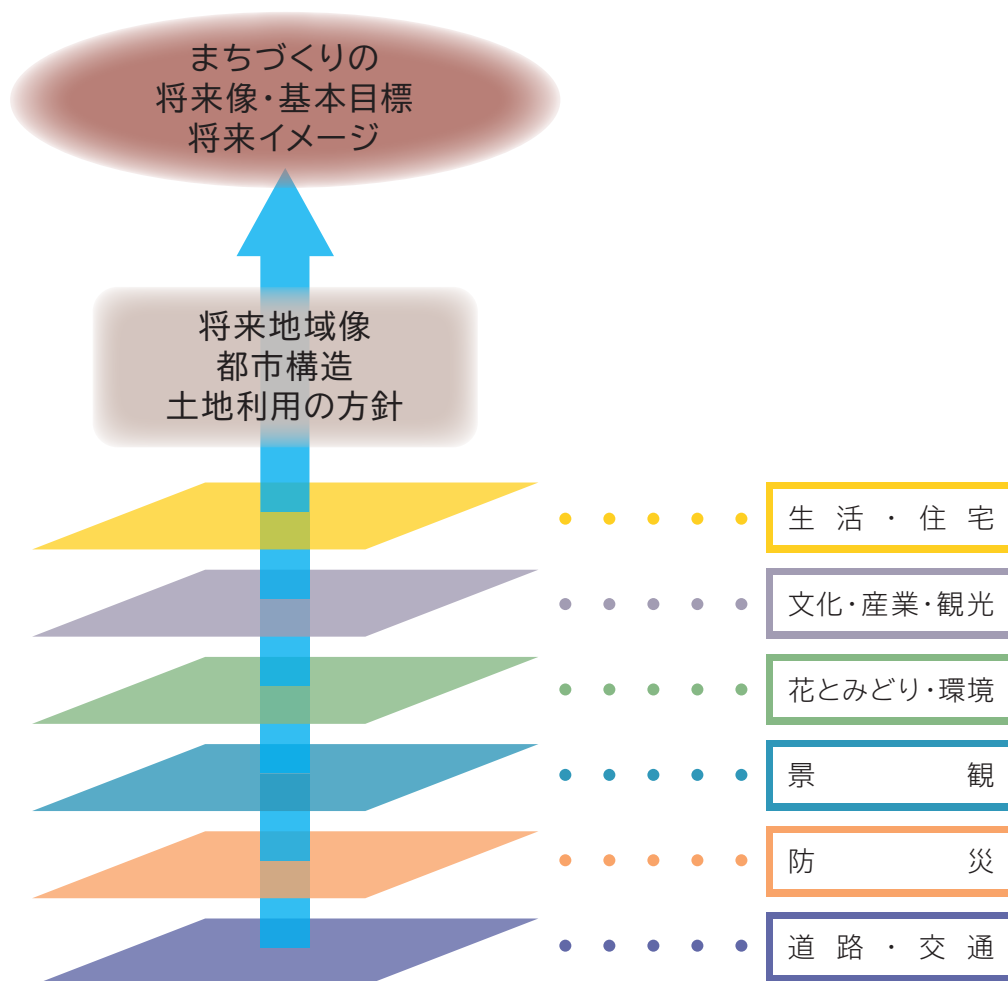


基本的な土地利用区分		特色を強化するエリア	
	商業・業務地		独創的な賑わいエリア
	近隣商業地		都市機能集積エリア
	沿道機能集合地		歴史・文化エリア
	都市型複合市街地		ものづくりエリア
	都市型住宅地		
	生活・文化調和住宅地		
	水・みどり		

第4章

分野別まちづくり方針

- 1 生活・住宅まちづくり方針
- 2 文化・産業・観光まちづくり方針
- 3 花とみどり・環境まちづくり方針
- 4 景観まちづくり方針
- 5 防災まちづくり方針
- 6 道路・交通まちづくり方針



1 生活・住宅まちづくり方針

■生活・住宅まちづくり方針の目標

誰もがいきいきと暮らし続けられるまち

地域特性を活かした魅力的で生活利便性の高い生活・住環境の創出や、質の高い住宅供給の誘導、マンションの適正な管理や必要な建て替えの促進により、誰もが健康で楽しく暮らし続けられる生活・住環境づくりを推進します。

■基本的な考え方

●魅力的な生活・住環境の創出

- ・地域特性と景観に配慮した魅力的な住環境を形成する。
- ・歴史・伝統等を活かし、居住機能と産業機能の共存等、各種機能が調和した個性ある生活・住環境の形成を進める。
- ・空き家の適正管理や防犯対策等により、安全で快適な生活・住環境を形成する。

●生活利便性の高い生活・住環境の形成

- ・生活利便性の向上に資する機能を誘導する。 →まちづくり方針（1）

●多様な人々の定住を促進する質の高い住宅供給の誘導

- ・質の高い住宅供給を誘導するとともに、多様な人々が生活し、住み続けられるように、多様なニーズに応じた生活・住環境の形成を図る。
- ・高齢者や障害者などが安心して住み続けられる環境の創出や、子育て世帯の定住を促進する。 →まちづくり方針（2）

●地域の生活の拠点となるコミュニティの場づくり

- ・多様な人々が共生できる生活・住環境を形成し、安心感の向上に資するコミュニティの場づくりを推進する。

●健康まちづくりに資する環境の形成

- ・医療・福祉、スポーツ等、健康づくりのための快適な空間づくりや安心な道づくりを通じ、歩いて暮らせる環境を形成し、人々が健康に生活できるまちづくりを推進する。 →まちづくり方針（3）

●適正なマンションの維持・管理

- ・マンションの適正な管理の促進や耐震化・長寿命化を推進し、安全で快適な生活・住環境の形成を図る。 →まちづくり方針（4）

■生活・住宅まちづくり方針

(1) 地域特性を活かした魅力的な生活・住環境の創出

① 地域特性を活かした生活・住環境の形成

- 谷中地域や根岸地域では、防災性を高めるとともに、みどりや路地空間、歴史・文化資源を活かし、落ち着いた生活・住環境を形成する。
- 入谷地域や北部地域の一部では、建物の不燃化・耐震化による市街地の安全性向上や中高層部への住宅の配置、地域のコミュニティ活性化、利便性向上、緑化推進等による質の高い生活・住環境を形成する。
- 今戸周辺や「カチクラ」エリアでは、住宅の低層部に作業所等を併用するなど、職と住が調和した生活・住環境を形成する。
- 中部地域や南部地域、主要な幹線道路沿道では、店舗や事務所と住宅の共存など、多様な機能集積と利便性を重視した生活・住環境を形成する。
- 広域総合拠点や広域拠点周辺では、商業・業務機能と調和した住宅の供給を推進し、商業・業務機能の集積を活かした利便性の高い生活・住環境を形成する。
- 上野恩賜公園や隅田川に近接する地域では、みどりや水辺の環境を維持・保全しながら、それらを感じる生活・住環境を形成する。

② 住みやすい・住みたくなる魅力的な生活・住環境の整備

- 中高層建築物の建築に際しては、公開空地や歩道状空地の創出による空間の確保、みどりの創出、隣接地や周辺地域における生活・住環境への配慮により、周辺環境との調和を図る。
- 集合住宅には、敷地内に一時停車スペースや駐輪スペースを確保し、生活道路における駐停車の抑制や歩行者の安全性の向上を図る。
- 安全で快適な生活・住環境形成のため、空き家に対する適切な指導・勧告や老朽建物の除却支援などの適正管理、街路灯や防犯カメラの設置、オープンスペース等における見通しの確保等により、犯罪が起りにくいまちづくりを進める。

③ 利便性・魅力を高める生活機能の誘導

- 生活利便性を向上させるために、生活・住環境にも配慮しつつ小規模な生活利便施設の立地の誘導や近隣型商店街の活性化を図る。
- 子育て世帯が安心して生活できるよう、子育て支援機能等の誘致を促進する。



近隣型商店街の活性化

(2) 質の高い住宅供給の誘導

① 地域特性を活かした質の高い住宅供給の誘導

- 建物の共同化等により、防災性を備えた、都市居住型誘導居住面積水準、住宅性能水準等を満たす質の高い住宅供給を誘導する。
- 区民の多様な居住ニーズに対応した集合住宅の供給や更新の誘導を図る。

1 生活・住宅まちづくり方針

② 多様なライフスタイル・ライフステージに対応した住宅供給の誘導

- 高齢者や障害者等が安心して生活できるように、生活・住環境整備の推進や、サービス付き高齢者住宅、グループホーム等の供給を誘導する。
- 多世代型住宅の供給の誘導により、高齢者や子育て世代が安心して同居できる環境を創出し、バランスのとれた多様な年齢層の定住を促進する。
- 多様な形態の住戸を併せ持つ集合住宅等の供給や交流の場づくりなど、様々な年齢層の世帯に対応した生活・住環境の整備を推進する。
- 商店、事務所、作業場等との併用住宅を更新する際には、併用機能を維持しながら、ものづくりに携わる人々や起業家等が活動しやすい、職住の調和を誘導する住宅への更新を図る。
- 「ものづくり」に携わる人々がその魅力を発信し、製品の販売促進に繋がるよう店舗、作業所等を改修し、アトリエ等として活用できるよう誘導する。



高齢者住宅

(3) 誰もが健康で楽しく暮らせる環境づくり

① 地域の生活の拠点となるコミュニティの場づくり

- 多世代居住や職住近接等により多様な人々が共生する生活・住環境を創出する。
- 区有施設や商店街の活用、開発における空間の創出等による、地域コミュニティの場づくりを通じた地域の活性化を図る。

② いつまでも健康に暮らせる環境づくり

- 健康・医療施設、福祉施設、文化・スポーツ施設等へのアクセシビリティを高め、いつまでもいきいきと健康に暮らせる環境づくりを進める。
- 誰もが歩けるまち、歩きたくなるまちづくりを進め、人々が健康に暮らせる環境を形成する。



職住が調和した住宅

(4) 適正なマンションの維持・管理・建替え促進

① マンションの適正な維持・管理の促進

- マンションの適正な維持・管理のため、管理組合活動への支援を通じて、適正化を促進する。

② マンションの耐震化・長寿命化の促進

- マンションの耐震化・長寿命化を促進することで、マンションの質を維持し、良好な市街地環境の維持・向上を図る。

■生活・住宅まちづくり方針図



鉄道

- JR新幹線
- JR在来線
- 其他鉄道路線
- 駅

凡例

- 歴史・文化資源を活かした落ち着いた生活・住環境の形成を図るエリア
- 安全性・利便性等の向上による質の高い生活・住環境の形成を図るエリア
- 多様な機能集積と利便性を重視した生活・住環境の形成を図るエリア
- 職と住が調和した生活・住環境の形成を図るエリア
- 商業・業務機能の集積を活かした利便性の高い生活・住環境の形成を図るエリア
- 主要な公園等
- みどりや水辺を身近に感じる生活・住環境の形成を図るエリア
- 主要な公共施設(区役所、区民館等)・医療施設等

2 文化・産業・観光まちづくり方針

■文化・産業・観光まちづくり方針の目標

歴史・賑わいを継承し創造するまち

歴史・文化資源を活かしたまちづくりを推進するとともに、地域産業・商店街の活性化による地域の魅力向上や、文化・産業と連携した商業・業務機能の誘導を促進します。

居住と観光の調和を図りながら、賑わいを創造するまちづくりを進めます。

■基本的な考え方

●歴史・文化資源を活かしたまちづくりの推進

・世界文化遺産などをはじめとする世界に誇る歴史・文化資源や、地域において培われた歴史・文化資源の保全に努めるとともに、それらを、ハード・ソフト両面から活用したまちづくりを進める。

→まちづくり方針（1）

●商店街の活性化と活用

・地域特性を活かした商店街の活性化を図るとともに、既存ストックを活用したコミュニティの場づくりを推進する。

●新たな産業や起業を支える場づくりによるまちの魅力向上

・ものづくり産業のさらなる活性化や、新たな試みにチャレンジできる場づくりの推進により、産業の創出、集積によるまちの活力向上に結びつける。

・台東区のものづくりブランドの価値向上や、観光や地域産業の振興により、まち全体の魅力向上を図る。

→まちづくり方針（2）

●文化・産業と連携した商業・業務機能の強化

・区部中心部への近接性や空港へのアクセス性の高さを活かし、文化・産業と連携しながら新たな企業誘致などを図り、拠点的な商業・業務集積を誘導する。

→まちづくり方針（3）

●まちの魅力発信と多くの来街者を受け入れる環境の充実

・観光資源の活用と魅力発信により、国際観光都市としての持続的な発展を目指す。

●居住と観光の調和

・生活を尊重しながら観光機能の充実を図ることにより、居住者が生活しやすく、来街者にとっても居心地の良い環境を創出する。

→まちづくり方針（4）

■文化・産業・観光まちづくり方針

(1) 歴史・文化資源を活かしたまちづくり

①世界に誇る歴史・文化資源の保全・活用

- 上野恩賜公園やその周辺の文化施設、学術・教育機関の集積を活かし、関係機関による相互の連携・協力や、ハード・ソフト両面にわたる取り組みを推進し、文化・芸術の創造と発信の拠点を形成する。
- 国立西洋美術館周辺の環境保全に努め、世界遺産としての品格や魅力を維持するとともに、その活用による国際観光都市としての魅力の創出を図る。
- 浅草地域では大衆演芸、演劇などの芸能に関する施設の集積を活かし、江戸から続く大衆文化やまちの情緒を味わえる機会・場の充実を図る。

②地域において培われた歴史・文化資源の保全・活用

- 谷中地域及び根岸地域では、歴史や文化、みどりの資源や路地・坂などの特色を活かしながら、地域に根差した生活を尊重した、個性ある生活・文化調和ゾーンを形成する。
- 地域において培われた歴史・文化資源の保全に努めるとともに、それらを活用したまちづくりを推進し、地域の歴史の継承や魅力向上を図る。

(2) 地域産業・商店街の活性化による地域の魅力向上

①生活利便性や地域の魅力を高める商店街の活性化と活用

- 区内や近隣からの人々が集まる近隣型商店街では、空き店舗の有効活用や土地利用転換に対応した環境整備及び生活利便施設の誘導等により、地域特性を活かした魅力ある商店街の活性化を推進する。
- 近隣型商店街では、低層部への商業機能の誘導により賑わいの連続性を確保するとともに、既存ストックの活用等により、コミュニティの場としての役割の充実を図る。

②地域産業・ものづくり産業の活性化と魅力向上

- ものづくりインキュベーション施設を継続して有効活用するとともに、新たな産業や起業・成長を支える場を創出する。
- 製造業者・小売業者によるものづくりの魅力発信や、製品の販売促進のために、店舗・作業所等の改修によるアトリエ等としての活用を誘導する。
- 既存ストックの有効活用等により、ものづくりの活性化を図るとともに、産業の創出やまちの活力向上を図る。
- 台東区のものづくりブランドの育成・発信や、魅力ある地域産業のプロモーションの推進とともに、それらと連携したまちづくりを推進する。
- アメ横やジュエリータウン等の特色ある商業の集積を活かし、個性豊かな商業・業務機能の充実を図り、さらなるまちの魅力向上を図る。



地域産業のプロモーション

(3) 文化・産業と連携した商業・業務機能の誘導

①文化・観光・業務機能の複合的な拠点形成

- 上野駅周辺では、歴史資源の活用や世界的な文化・芸術機能のさらなる集積を図るとともに、宿泊滞在機能や文化・芸術機能と連携した関連機能の充実により、国際競争力を有する文化・観光・商業・業務等の複合的な拠点の形成を図る。

2 文化・産業・観光まちづくり方針

○北部地区広域拠点周辺では、旧東京北部小包集中局跡地を活用し、官民連携による賑わいと交流の拠点形成を促進する。

②区部中心部への近接性を活かした商業・業務機能の誘導・集積

○上野地域や浅草・中部地域、南部地域では、区部中心部への近接性や空港へのアクセス性の高さを活かし、ものづくり等の産業との連携や市街地環境への配慮を図りながら、企業誘致などを進め、オフィスなどの業務機能や商業機能を誘導する。

(4) 観光振興に資するまちづくり

①豊富な資源の活用と魅力発信

- 来街者が多く集まる地域では、情報発信や人々の交流拠点を民間開発によって整備することにより、魅力の創造発信機能の充実を図る。
- 広域からの外国人観光客や来街者などが集まる広域・観光型商店街では、外国語対応の案内表示などの来街者対応の取り組みの充実や個性豊かな商店街育成により、さらなる魅力向上を図る。
- 貴重な自然環境である隅田川周辺では、水辺空間を有効活用した賑わい創出により、観光地としてのさらなる魅力向上を図る。

②広域交通アクセスの充実

- 空港へのアクセス性向上のため、既存の鉄道路線相互の乗り換え利便性向上や、新たな交通機能の導入により、広域的な交通アクセスの充実を図る。
- 舟運を浅草への交通手段の一つとして活用し、船着場の利用拡大に向けた取り組みにより、来街者の増加と回遊性の向上を図る。
- 来街者の交通利便性向上のために、隅田川の舟運の充実や新たなルートの設定を誘導する。

③来街者の受入れ体制の強化

- 循環バス「めぐりん」は、観光利用の視点を加え、さらなる利便性の向上を図る。
- シェアサイクルは区内や周辺地域を巡る手軽な交通手段として推進する。
- 誰にでもわかりやすい空間整備や案内機能の充実、トイレ整備、バリアフリー化などの環境整備を推進する。
- 駅周辺や来街者が多く集まる地域では、来街者の滞在日数増加のために、既存ストックの有効活用や民間活力の誘導等により、質の高い宿泊機能の充実を図る。

④居住と観光の調和

- 観光バスの駐車対策として、乗降スペース及び駐車場の整備や観光バス駐車場予約システムの運用を通じて、より安全で快適な交通環境の実現と来街者の利便性向上を図る。
- 観光のためのルールやルートづくりなどの検討を推進し、生活・住環境と観光との調和を図る。

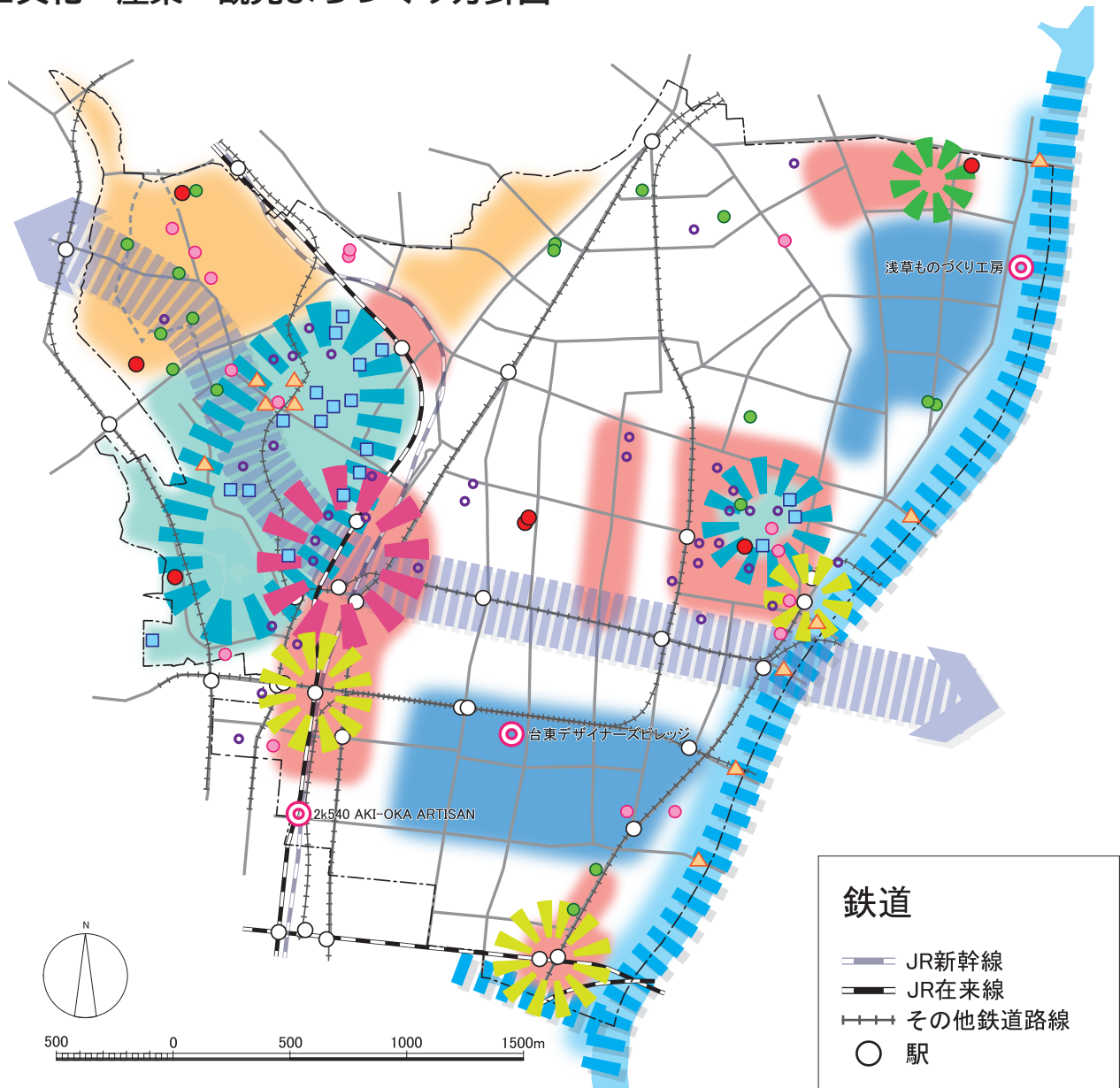


循環バス「めぐりん」



宿泊機能の充実

■文化・産業・観光まちづくり方針図



3 花とみどり・環境まちづくり方針

■花とみどり・環境まちづくり方針の目標

花とみどり・水に囲まれた潤いを感じるまち

みどりの拠点やネットワークを充実させるとともに、自然資源を活かした良質な花とみどりの空間を広げます。

みどりを活かした多様な活動を活性化させるとともに、地域の魅力をより高めるために、身近なみどりを創出し、保全を図ります。

地球環境に配慮した環境まちづくりを推進します。

■基本的な考え方

●みどりの拠点形成と市街地との連続性確保

- ・歴史・文化資源と調和したみどりを保全するとともに、風格あるみどりの拠点、骨格的なみどりの充実を図る。
- ・水とみどりの拠点や点在する寺社等のみどりをつなぎ、市街地におけるみどりの連続性を確保する。

→まちづくり方針（1）

●親水性の高い水辺空間の活用

- ・隅田川、神田川、不忍池等の水辺空間は、民間活力による活性化を図るなど、潤いとやすらぎの空間として、まちづくりに活用する。

●自然資源を活かした水とみどりの空間形成

- ・台地や崖線、水辺を活用し、魅力ある空間形成を図る。

→まちづくり方針（2）

●公園を活用した多様な活動の活性化

- ・防災機能や健康づくりに資する機能の充実など、多様な活動を支える場として、公園再生・緑化を推進する。
- ・多様な主体への緑化活動の支援等により、みどりの保全・創出を進めるとともに、緑化活動を通じた地域コミュニティの充実を図る。

→まちづくり方針（3）

●身近なみどりの保全・創出

- ・身近な公園が不足している地域では、地域の魅力を高める新たな公園整備を検討する。
- ・区内に点在する寺社等のみどりの保全を図るとともに、建物の更新とあわせたまどりの増進を図り、潤いを感じる市街地を形成する。

→まちづくり方針（4）

●地球環境に配慮したまちづくり

- ・エネルギーの面的利用、建物の省エネルギー化、交通における環境負荷の低減などにより、環境まちづくりを推進する。

→まちづくり方針（5）

■花とみどり・環境まちづくり方針

(1) みどりの拠点とネットワークの形成

①拠点となるみどりの形成・充実

- 上野恩賜公園は、文化、レクリエーション機能と自然環境が調和したみどりの拠点として、その保全と活用を図るとともに、周辺では幹線道路の街路樹や開発にあわせた緑化等によりみどりを創出し、公園と市街地との一体化を図る。
- 浅草寺周辺は、歴史・伝統と自然環境が調和したみどりの拠点として、幹線道路の街路樹や開発にあわせた緑化、隅田川とのネットワーク強化等により、みどりを感ずる空間づくりを進める。
- 上野恩賜公園、谷中霊園、寛永寺、浅草寺等の歴史的資源や神社等のみどりは、まちの風格を演出するとともに、歴史の奥行きを感じさせる資源であり、その保全を図る。
- 隅田公園は桜の名所として、桜樹の保全・再生を図るとともに、花とみどりの充実を図る。



風格あるみどりの拠点

②骨格的なみどりの形成・充実

- 浅草通り、中央通り、昭和通り及び山谷堀公園・土手通り等は、「みどりと風の通り道」として、植栽等の充実による自然景観の骨格となる軸を形成するとともに、緑陰等によるクールスポットを形成するなど、熱環境対策を図る。
- 区の骨格を形成する軸に対応する道路は、「みどりの骨格軸」、「みどりの軸」として、幅員や構造に応じた緑化、沿道建物の緑化を推進し、みどりによる地域の特性を活かしたストーリー性のある歩行者ネットワークの整備を推進する。
- 隅田川・神田川は、「水の軸」として水辺景観の骨格となる軸を形成する。

(2) 自然資源を活かした花とみどりの空間形成

①隅田川の親水性の向上

- 吾妻橋、桜橋は水の拠点として、隅田公園と連携した環境整備を推進するとともに、船着場を活用した舟運の活性化を図る。
- 隅田川沿岸は、貴重なオープンスペースとして、親水テラスの整備・活用、規制緩和や民間活動による水辺空間の活用などにより、賑わい創出や魅力向上を図る。
- 隅田川・神田川に隣接するエリアは、水辺空間と調和した潤いある空間の創出・景観形成を図る。

②不忍池の保全と活用

- 不忍池は人々の憩いの場であるとともに、野鳥等の多様な生物の棲息の場となっており、その保全に努め、親水性が高い水辺空間として活用を図る。



水辺空間における賑わい創出の取り組み

3 花とみどり・環境まちづくり方針

③台地や崖線周辺の緑化の推進

- 上野台地や本郷台地の崖線は、地形的変化と自然を感じる場所であり、崖線の保全に努めるとともに、崖線周辺の緑化を推進し自然資源を活用した良好な景観を形成する。



親水性が高い水辺空間

(3) みどりを活かした多様な活動の活性化

①多様な活動の場となる公園の活用

- 防災機能や健康づくりに資する機能等の充実など、地域特性に応じた特色ある公園整備やリニューアル、緑化に取り組み、地域コミュニティの場として公園を再生・活用する。

②みどりを活用した地域活動の活性化

- 江戸の情緒を残す、みどりに関連した催事などの伝統を受け継ぎ、花とみどりに親しむ活動を続けていくため、地域の催しとまちづくりが一体となった活動促進を図る。
- コミュニティガーデンなどの区民が主体となる取り組みを通じた緑化活動の推進により、地域コミュニティの活性化を図る。

(4) 魅力を高める身近なみどりの保全・創出

①新たな公園整備

- 公園の立体的な整備手法や民有地の活用及び多様な主体による公園づくり・管理等により、地域の魅力を高める新たな公園の整備・活用を推進する。

②回遊性・賑わいを創出する連続性のあるみどりの充実

- アメ横や浅草寺周辺、駅周辺等の商業地では、視認性の高い緑化の推進により、回遊性・賑わいの創出を図る。

③建物や施設における花とみどりの充実

- 学校、公園等の区有施設では、四季を感じられる花とみどりの充実を図る。
- 道路沿道、高速道路下やペDESTリアンデッキ、護岸等の公共構造物の緑化は、関係機関との連携により様々な手法を検討し、充実を図る。
- マンションや事務所等の民間の建物については、その更新等に合わせ、敷地や建物の規模に応じた、地域の魅力を高める緑化を推進する。
- 大規模開発によるオープンスペースの確保及び緑化推進等により、市街地における潤いある空間の創出を推進する。
- 民有地における歴史的・景観的に重要なみどりについては、所有者と協力しその保全を図る。



民間施設の緑化

④歴史・風情を感じるみどりの創出

- 谷中や根岸等の歴史や生活・文化の風情を感じる地域では、敷地内緑化とその連続性確保により、路地空間等の風情ある街並みと調和した緑化を推進する。
- 区内に点在する寺社等のみどりを保全するとともに、周辺でもそのみどりを意識した緑化を推進する。

(5) 環境まちづくりの推進

①エネルギーの面的利用とスマートエネルギーネットワークの構築

- 市街地開発に連動し、複数の建物でエネルギーを融通し合う、街区レベルでのエネルギーの面的利用を図り、スマートエネルギーネットワークの構築を目指す。

②建物の省エネルギー化の促進

- 住宅建替えの際に、公的な支援制度や税の優遇措置に関する情報提供などを通じて、省エネ住宅等の普及促進を図る。
- 様々な施設等において、太陽光発電等の再生可能エネルギーや新エネルギー、LED照明、透水性・保水性舗装等の環境対応・省エネルギー設備等の導入を図る。

③交通における環境負荷の低減

- 自転車等の駐車場や走行空間の充実により、自転車の利用促進を図る。
- 循環バス「めぐりん」などの公共交通機関の利便性向上や、シェアサイクル・カーシェアリングの推進、電気自動車の普及、水素エネルギー等の新たな技術やエネルギーの導入などにより、環境負荷の低減を図る。

コラム

コミュニティガーデン

.....

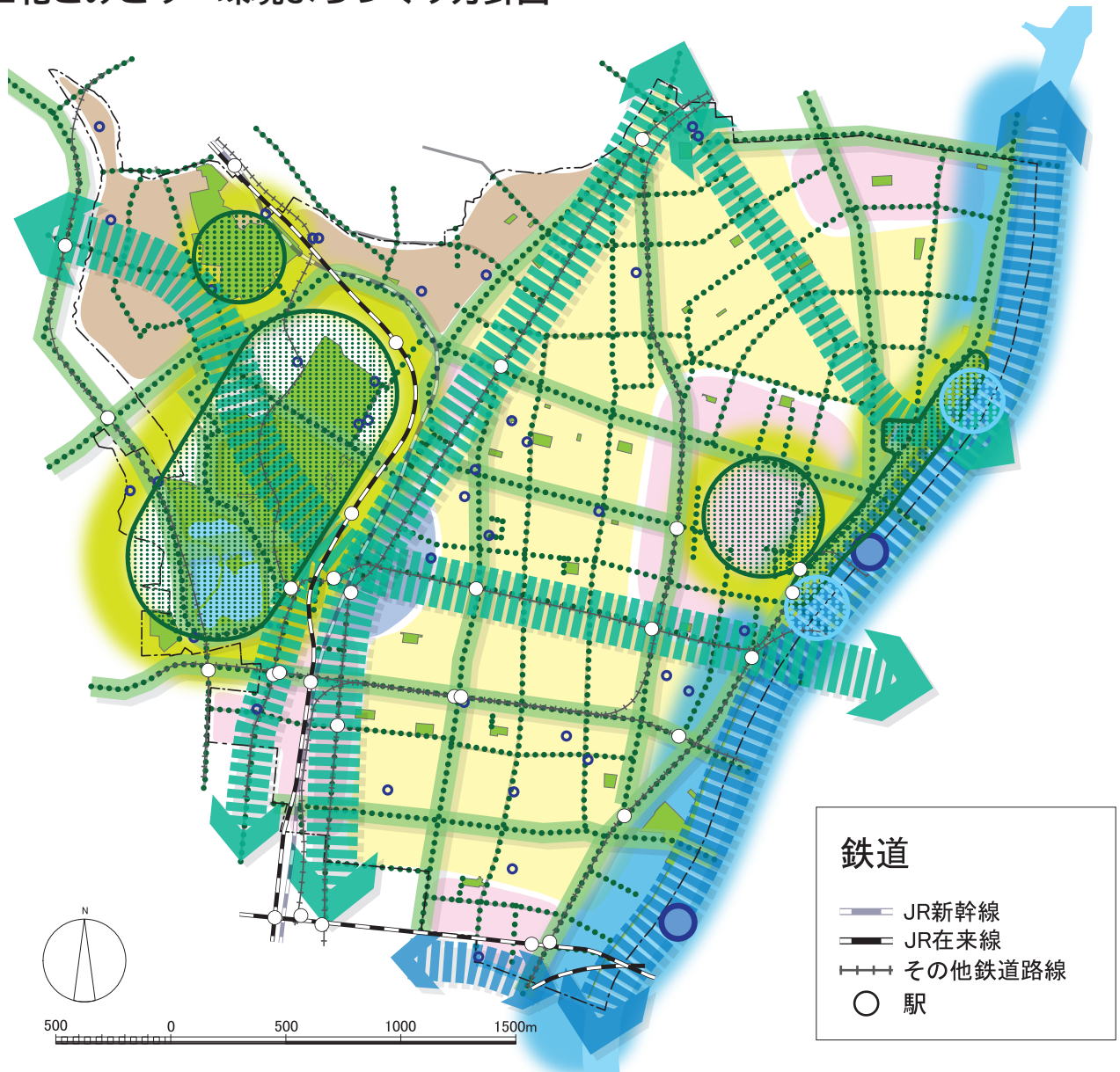
コミュニティガーデンとは、地域で共有する緑の空間をみんなで育てる、まちづくりの手法です。

癒しや潤いの享受、周辺の景観・美観の向上、安全・安心な周辺環境の形成だけでなく、地域社会への参画のきっかけづくりや学びの場、コミュニティを育む場としての役割が期待されています。









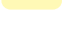






コミュニティガーデンでは、コモンという概念が優先され、地域性や社会貢献性の強い都市住民が主体の活動です。

3 花とみどり・環境まちづくり方針

■花とみどり・環境まちづくり方針図



凡例

- | | | |
|---|---|--|
|  都市計画公園等 |  みどりと風の通り道 |  歴史・風情を感じる緑化を図るエリア |
|  児童遊園・ポケットパーク |  みどりの骨格軸 |  敷地や建物の規模に応じた
オープンスペースの確保・緑化を図るエリア |
|  防災船着場 |  みどりの軸 |  回遊性や賑わいを創出する
連続性のある緑化を図るエリア |
|  拠点となるみどり |  水の軸 |  大規模開発とあわせた
オープンスペースの確保・緑化を図るエリア |
|  拠点となるみどりと連携した緑化 | |  水辺空間と調和した
潤いある空間の創出を図るエリア |
|  水の拠点(防災船着場) | | |

コラム

「みどり」と「緑」の用語の使い分けについて

「みどり」とは、樹木、樹林、草地、草花などの植物の「緑」だけでなく、公園等^{※1}や広場、道路、学校などの公共施設における緑地^{※2}、さらには、地域の歴史や文化に培われた良好な景観を包み込む緑や河川・池の水辺空間などを含むより広い概念です。

また、台東区では緑に関するものを含み、さまざまなイベントが数多く開催されていることを踏まえ、そのイベントの際の一時的な緑も「可動的な緑」とし、「みどり」の対象とします。

※1 公園等：都立公園、区立公園、区立児童遊園、要綱公園、防災広場、ポケットパークのこと

※2 緑地：「公園緑地等の都市施設とする緑地」、「制度上安定した緑地」、「社会通念上安定した緑地」の3つを「緑地」として定義



図. 対象とするみどりのイメージ

4 景観まちづくり方針

■景観まちづくり方針の目標

個性豊かな街並みが人々の愛着や誇りを生み出すまち

拠点や骨格となる通りなどにおいて、風格ある景観を形成するとともに、多様な資源を保全・活用し、それらが調和した景観形成を進めます。

商店街及び鉄道などの高架下では伝統と賑わいを演出する景観を、住宅地や寺社が点在する地域などでは風情や落ち着いた景観を形成するなど、まちの個性を活かした街並みを形成します。

■基本的な考え方

●台東区らしさを醸成する、風格ある景観の形成

- ・各拠点の地域特性をふまえた風格ある景観づくりを推進する。
- ・シンボルとなる通りの景観に配慮した整備や、道路景観と調和する沿道建物の誘導により、一体性、連続性のある通りの街並みを形成し、まちの特徴付けを図る。 →まちづくり方針（1）

●多様な景観資源の保全・活用

- ・歴史・文化資源などの多様な景観資源の保全に努めるとともに、積極的にまちづくりに活かし、まちの個性や生活に応じた景観づくりを進める。
- ・祭りや地域行事等の風情を活かした景観づくりを図る。

●貴重な自然資源の活用

- ・緑地や水辺空間などの自然資源を活用する。 →まちづくり方針（2）

●景観形成を通じた伝統の継承と賑わいの創出

- ・多様な人々が住み、活動・交流する場としての賑わいの創出を図る。
- ・商店街の賑わいの連続性を維持し、回遊性向上に資する景観を誘導する。 →まちづくり方針（3）

●地域への愛着、誇りをもてる景観形成

- ・地域への愛着、誇りをもてる、風情や落ち着いた景観を誘導する。 →まちづくり方針（4）

■景観まちづくり方針

(1) 風格ある景観形成

①拠点における風格ある景観の形成

- 上野、浅草では、日本を代表する芸術・文化機能と商業・業務や娯楽など多様な機能が調和し相乗効果を生む総合拠点として、風格ある景観形成を進める。
- 上野・御徒町では、中央通りを軸とした上野恩賜公園との調和や連続性を強化するとともに、公園内の文化施設や上野駅等の地域のランドマークとなる施設との景観的な調和を図りながら、歩行空間や市街地での緑化、ギャラリー等の日常的に文化を感じる空間の創出により、賑わいと魅力の向上を図る。
- 浅草は、浅草寺を中心とした日本を代表する国際観光都市であり、その歴史と伝統を尊重しながら、個別の開発や整備による市街地環境の質的な維持・向上を目指し、新旧が調和し、引き立て合う景観の形成を図る。

②骨格的な景観の形成

- 浅草通り、雷門通り、かっぱ橋本通り、中央通り、昭和通り、山谷堀公園・土手通りは、区の景観の骨格を形成する景観軸として、通りの整備や沿道の景観形成を進める。
- 浅草六区地区やかっぱ橋道具街等における地域のシンボルとなる通りでは、沿道の建物の色彩や看板デザインの統一・調和を図る。
- 無電柱化の推進により、連続した美しい街並みを誘導する。
- 幹線道路では、地域特性に応じた街路樹の植栽や舗装の整備等により特徴的な沿道景観を整備するとともに、民有地内の歩道状空地や公開空地等と連続性を持たせ、開放感のある歩行空間の形成を推進する。



骨格となる通りの景観形成

(2) 景観資源の保全・活用と調和

①多様な景観資源の保全・活用

- 寺社や文化財、旧跡、景観上重要な建物・樹木等の地域において培われた歴史・文化資源の保全・活用を図り、それらが持つ風情を活かした景観を形成する。

②歴史・文化資源との調和

- 世界文化遺産である国立西洋美術館周辺の緩衝地帯（バッファゾーン）においては、調和のとれた良好な景観形成を図る。
- 祭りや地域行事等の重要な景観資源がある地域では、通りや寺社の広場空間等について、その舞台にふさわしい景観形成を進める。

③自然資源の活用

- 上野恩賜公園、谷中霊園、寛永寺、浅草寺等の歴史的資源や寺社等のみどりは、まちの風格を演出するとともに、歴史の奥行きを感じさせる資源であり、それらを保全・活用した景観形成を図る。

4 景観まちづくり方針

- 隅田川・神田川に隣接するエリアは、水辺空間と調和した潤いある景観形成を図る。
- 上野台地や本郷台地の崖線は、地形的変化と自然を感じる場所であり、崖線の保全に努めるとともに、崖線周辺の緑化を推進し、自然資源を活用した良好な景観を形成する。

(3) 伝統を受け継ぎ賑わいを創出する景観形成

①商店街のさらなる賑わい創出

- 商店街の賑わいを創出するため、特徴的な街並みの誘導による、個性ある景観整備を推進する。
- 商店街における建物更新にあわせた、低層階への商業施設等の配置の誘導により、通りとしての賑わいの一体性、連続性を確保する。



賑わいと魅力ある景観形成

②高架下での賑わい創出

- 鉄道や高速道路等の高架下は、空間の活用による賑わいの創出や、明るく安全な環境整備を推進する。

③都市にふさわしい景観の創出

- 拠点や幹線道路沿道、商業業務機能が複合する地域などでは、それにふさわしい都市的な、調和のとれたスカイラインを形成するとともに、低層部への商業機能等の配置により連続性のある賑わいを創出し、躍動感や活力のある都市的な景観を形成する。
- 敷地や建物の規模に応じた緑化により、連続性のあるみどりを楽しめる空間を創出する。
- 限られた場所においても、多様な緑化手法を活用することにより、視野に入るみどりの増進を図る。

(4) 風情・落ち着いたきのある景観形成

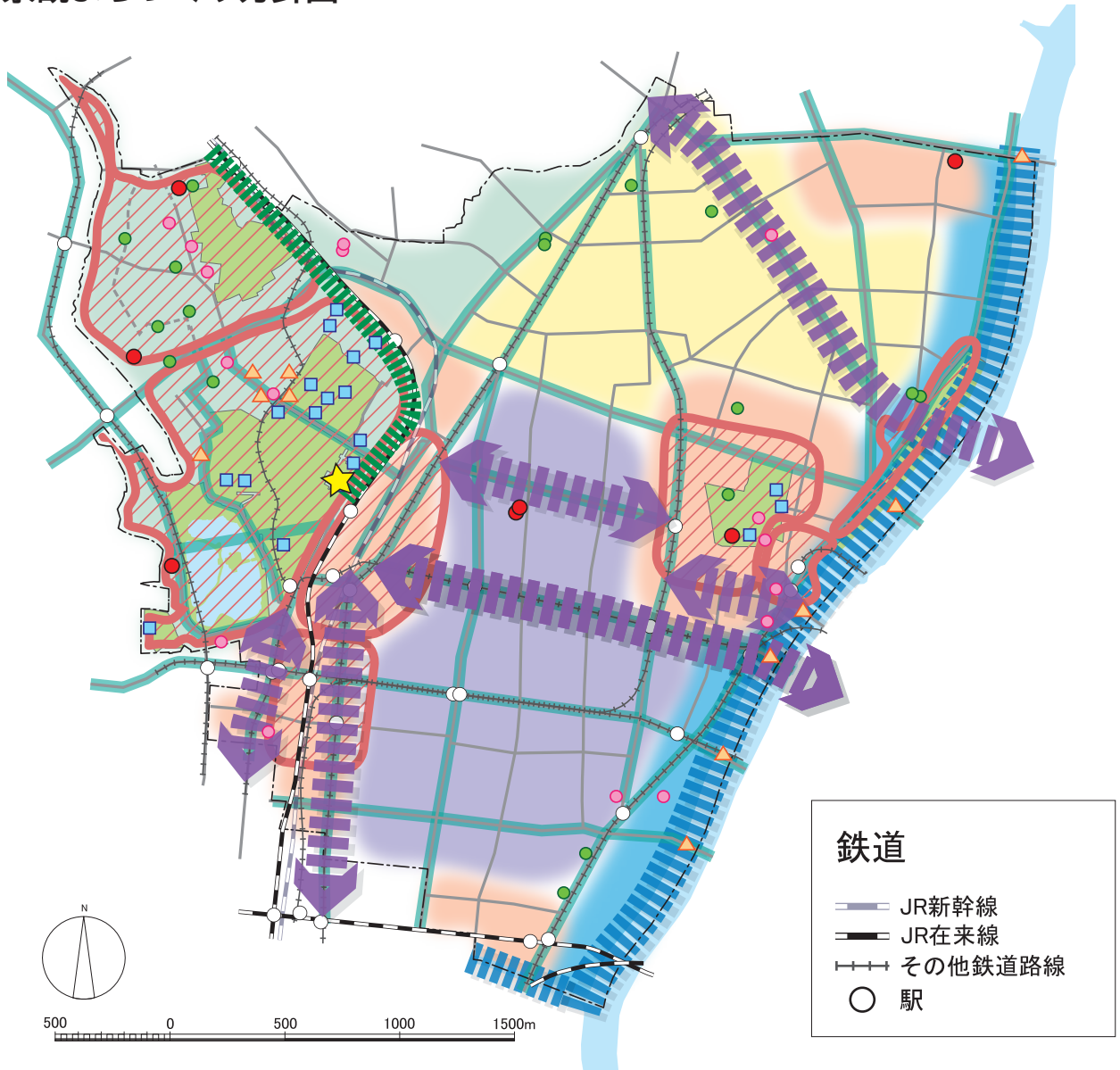
①生活に根差した空間の保全・創出

- 谷中や根岸等の歴史や生活・文化の風情を感じる地域では、みどり豊かな路地空間や人々の生活、落ち着いた街並みを大切に景観形成を図り、建物の更新や公共事業等においてもそれを引き立てる景観形成を推進する。
- 住宅地では、落ち着いた佇まいを大切にしながら、生活道路を誰もが安全・快適に移動できる空間として整備するとともに、沿道緑化等による潤いの感じられる空間整備を進める。

②寺社等の風情の活用

- 寺社等が点在する地域では、その風情を活かしながら、歴史を感じられる景観形成を推進する。

■景観まちづくり方針図



鉄道

- JR新幹線
- JR在来線
- その他鉄道路線
- 駅

凡例

国立西洋美術館(世界文化遺産)	特に重点的に景観形成を図るエリア
景観重要建造物	風情や落ち着きのある景観を形成するエリア
景観重要樹木	伝統や賑わいを演出する景観を形成するエリア
国指定史跡・名勝	伝統や生活を活かした景観を形成するエリア
国指定重要文化財	活力のある都市的な景観を形成するエリア
都選定歴史的建造物	水辺空間を取り込んだ潤いある景観を形成するエリア
大規模な緑地等	
骨格となる景観軸	
水辺の景観軸	
地形を活かしたみどりの骨格	
沿道の景観形成を図る主要な幹線道路	

5 防災まちづくり方針

■防災まちづくり方針の目標

様々な災害から生活・文化を守るまち

防災機能や災害時の活動拠点の充実を図るとともに、市街地整備とあわせた防災性の向上、災害時のまちの継続性の確保、集中豪雨などの水害に備えた対策を推進し、まちの安全性を高め、魅力の向上を図ります。

災害時の適切かつ円滑な都市復興を実現する事前復興まちづくりを推進します。

■基本的な考え方

●防災機能の確保と充実

- ・災害時に円滑に活動できるよう、平常時から防災活動拠点の整備・充実を進める。
- ・防災船着場やオープンスペースなどの水とみどりの資源を活用し、防災機能を充実させる。

●来街者の多い地域での総合的な防災対策の推進

- ・来街者の多い地域では、災害時の帰宅困難者対策など一時滞留や避難などができる場の確保、体制づくりを進める。
- ・災害時に誰もが迅速に安全な場所に避難できるよう、多言語での防災情報提供など、ユニバーサルデザインに配慮した防災対策の推進を図る。 →まちづくり方針（1）（2）

●災害時にもまちの機能が継続できるまちづくりの推進

- ・業務・商業・行政機能が集積するエリアにおいては、緊急時にも利用可能なエネルギーシステムの導入、BCPの策定促進等による、災害時にも活動できるまちの形成を図る。 →まちづくり方針（3）

●市街地の総合的な防災性の向上

- ・防災生活圏の形成による「燃え広がらないまちづくり」、沿道の建物の耐震化・不燃化による「倒れないまちづくり」、木造住宅密集地の不燃化や建て替えの促進による「燃えないまちづくり」をめざし、基盤整備とともに市街地の総合的な防災性の向上を図る。 →まちづくり方針（4）

●水害に強いまちづくりの推進

- ・下水道、道路などの老朽インフラ更新や、建物の水害対策を図るとともに、集中豪雨に備えた隅田川・神田川周辺や急傾斜地における水害時の対策を推進する。 →まちづくり方針（5）

●文化を守る防災まちづくりの推進

- ・災害から歴史・文化資源を守るとともに、その保全・活用とあわせた安全性の向上を図る。 →まちづくり方針（6）

●復興まちづくりの推進

- ・災害が発生した場合、計画的に都市復興が実行できるよう、平常時から復興体制づくりを推進するとともに、「復興まちづくり方針」を検討する。

※ 想定を超える被害が発生した際には、被災を繰り返さないために、都市計画マスタープランに記載されている方針と異なる対応をする場合がある。 →まちづくり方針（7）

■防災まちづくり方針

(1) 防災機能の確保・充実

①多くの人が集まる空間における安全性の向上

- 多くの人が集まる駅やその周辺などでは、災害発生時の一時滞留や避難などの機能を備えた空間や動線の整備、オープンスペースの確保などを図る。
- 上野駅、浅草駅周辺など特に来街者の多い地区においては、災害発生時に不特定多数の滞留者を受け入れる一時滞在施設等として活用できるスペースを、民間開発等により確保する。

②エリア防災力の向上

- エリアマネジメントの一環として、地区の防災性を高めるため、施設整備やまちづくりにあわせた取り組みを推進する。
- 平常時においても、海外からの観光客や外国人居住者が防災に関連する情報を入手できるよう、多言語での情報発信機能の充実を図る。

③防災機能を備えた水とみどりの活用

- 防災船着場は、緊急輸送と地域防災活動を支援するための輸送拠点として活用するとともに、平常時も積極的に活用する。
- 災害時における井戸水の生活用水への活用や、河川水の消防水利への活用を図る。
- 防災機能を備えた公園や街路樹の充実を図るとともに、その活用を推進する。



防災船着場の活用

(2) 災害に備えた活動拠点や機能の充実

①災害時活動のための拠点や機能の充実

- 災害時の活動拠点となる災害対策本部の機能の充実を図る。
- 災害時に地域の活動拠点となる防災備蓄倉庫や応援物資の保管場所、輸送拠点の充実について検討する。



災害時活動拠点の整備

②身近な防災活動拠点の充実

- 区内の小中学校や公園、児童遊園等は、避難所や一時集合場所等の防災活動拠点として、機能の充実を図る。
- 帰宅困難者の帰宅を支援する災害時帰宅支援ステーションの支援体制を充実する。
- 「防災地図」、「水害ハザードマップ」の全戸配布により、避難所、一時集合場所等や避難方法について普及啓発を図る。

5 防災まちづくり方針

(3) 災害時のまちの継続性の確保

①災害時事業継続や早期復旧のための体制づくりの推進

- 災害時における事業等の継続や早期復旧を可能とするため、備蓄物資や非常用電源設備の確保などを推進する。
- 事業への影響を最小限にとどめ、中核となる事業の継続が可能になるよう、事業者による事業継続計画（BCP）の策定を促進する。

②災害時に活用可能なエネルギーシステムの導入

- 業務施設や公共施設が集積する地域においては、災害時のエネルギー確保のために、コージェネレーションシステムの導入や施設間のエネルギーネットワークの構築などを検討する。

(4) 市街地整備とあわせた防災性の向上

①安全性向上による良質な市街地の形成

- 防災生活道路等の整備、建物の不燃化・耐震化、共同化や災害時の活動拠点の整備、計画的な土地利用等により、地域の状況に応じた防災性の向上を図る。
- 既存ストックの活用にあたっては、不燃性や耐震性の確保により、建物や市街地の安全性向上を図る。

②延焼遮断帯の形成

- 災害時に燃え広がらないまちを目指し、幹線道路沿道の建物の不燃化・耐震化を誘導し、延焼遮断帯の形成を図る。

③緊急輸送道路ネットワークの形成

- 緊急輸送道路沿道では、建物の耐震化や無電柱化を促進し、災害時における歩行者の安全の確保と救助活動、物資の輸送路としての機能を確保するとともに、その道路のネットワーク化を推進する。

④木造住宅密集地域における不燃化の推進

- 不燃領域率が低く、火災による延焼の危険性の高い地域では、建物の不燃化とともに狭あい道路の拡幅、空地の確保等により、まち全体の不燃化を促進する。
- 道路が狭く、狭小な敷地や建物が密集している地域では、建物の建て替えの促進、空地の確保等により、総合的な地域防災力の向上を図る。

⑤ライフラインの耐震性向上と無電柱化の推進

- 道路空間を利用する上・下水道やガス等のライフラインの耐震性を強化するとともに、電気・通信設備の無電柱化を推進する。



住まいの共同化の推進

(5) 水害対策の推進

①公共下水道の更新・強化

- 集中豪雨による下水道からの内水氾濫を防止するため、管理者への要請等により、下水道の更新とあわせた雨水排除能力の増強を促進する。

②雨水の流出抑制と建物の水害対策の推進

- 公共施設や大規模建築物での雨水貯留の促進や道路等における透水性舗装等の導入により、降雨時の下水道への負担軽減を図る。
- 建物の地下階への雨水の流入を防止する設備の設置等により、建物の水害対策を推進する。

③大規模河川周辺における水害対策の推進

- 隅田川流域では、開発やまちづくりとあわせたスーパー堤防事業を推進する。
- 荒川・神田川流域における河川氾濫や東京港の高潮時の各浸水想定に基づき、避難経路・避難場所を確保し、平常時からその情報を発信する。

④急傾斜地における崩壊防止対策の検討

- 集中豪雨等により急傾斜地の崩壊の可能性がある区域では、崩壊防止のための対策を検討する。

(6) 文化を守る防災まちづくりの推進

①災害対策とあわせた歴史・文化資源の保全・活用

- 歴史・文化資源や街並みの保全・活用にあたっては、不燃性や耐震性の確保に努めるなど、建物や市街地の安全性向上を図る。
- 文化財については、その周辺の整備・点検、防火体制の整備、防災設備の整備・点検等の促進により、災害予防対策の充実を図り、その保全・継承に努める。

(7) 復興まちづくりの検討

①官民連携による都市復興の共通認識づくり

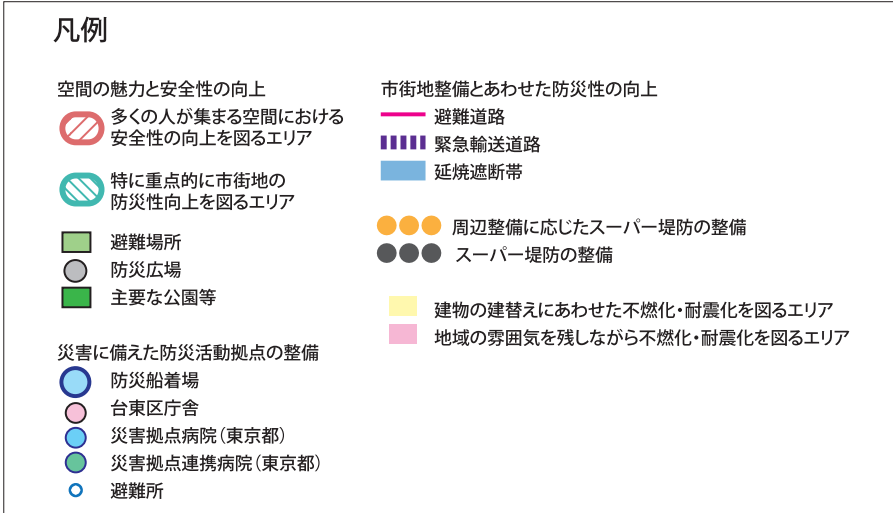
- 平常時から「台東区震災復興マニュアル」に基づいた、復興模擬訓練や地域住民の参加による防災訓練等を実施し、適切かつ円滑な都市復興の想定や、災害に強いまちづくりを推進する。
- 官民が連携し、地域の復興課題の解決に向けた復興計画づくりや建物形態に関するルールづくり等を検討する。

②事前の復興まちづくり方針の検討

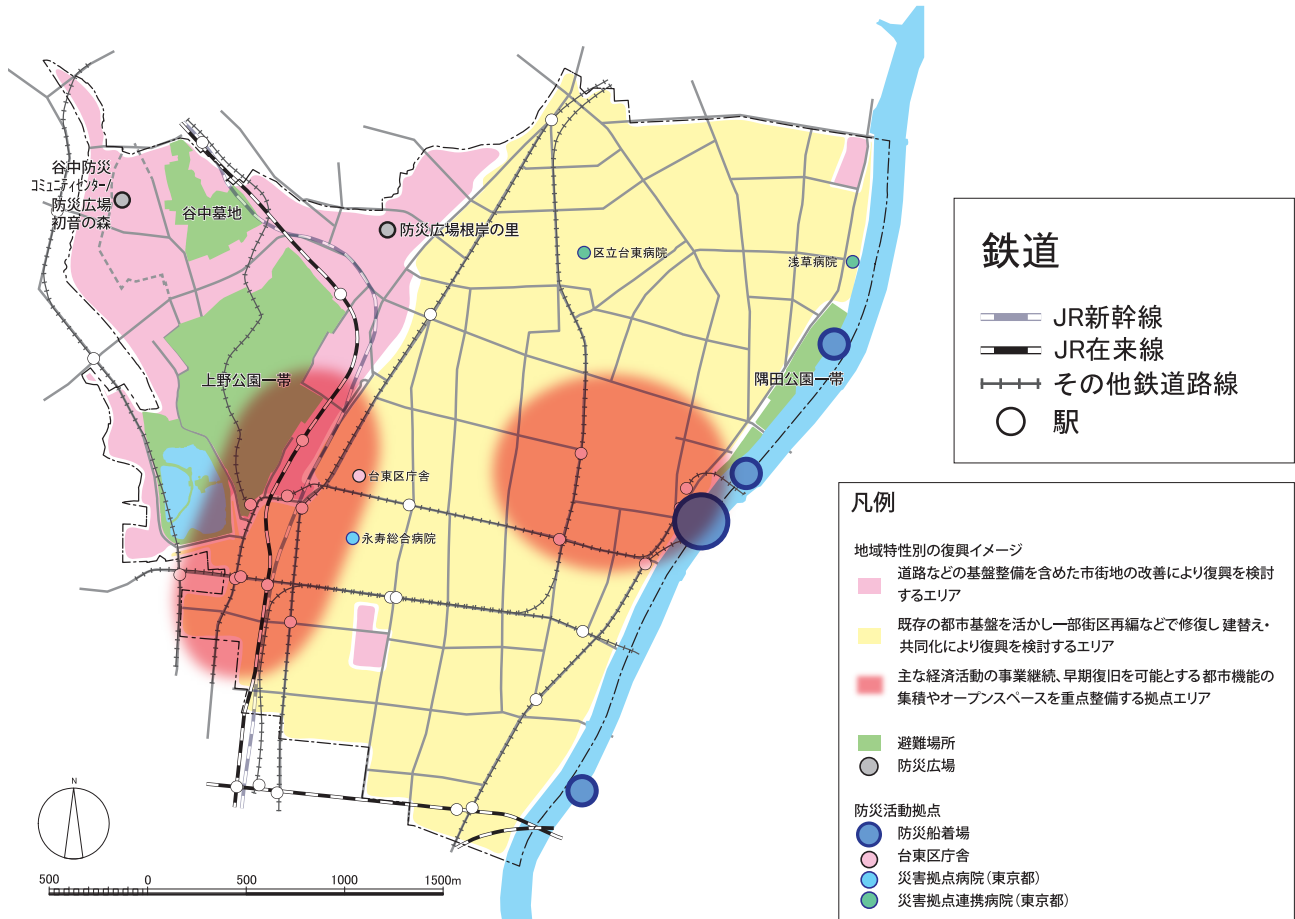
- 災害により重大な被害を受けた際に地域住民の合意形成を円滑に進めるとともに、市街地の適切な復興を図るため、あらかじめ必要なデータ収集等を行い、「復興まちづくり方針」を検討・策定する。
- 大規模な震災の発生を想定した方針では、地域特性を踏まえ、既存の都市基盤を活かした一部街区再編や建替え・共同化により復興するエリア、道路などの基盤整備を含めた市街地の改善により復興するエリア等に分けるとともに、生活復興との連携を図り検討する。
- 大規模な水害の発生を想定した方針では、スーパー堤防整備による沿川の一体的なまちづくりや、水害に対応した避難場所の確保等について検討する。

5 防災まちづくり方針

■防災まちづくり方針図



【震災復興まちづくり方針図（イメージ）】



コラム

事前復興

甚大な被害が予想される首都直下型地震への備えとしては、被害を最小限にとどめるだけでなく、重大な被害を受けたまちの人々の生活や経済活動を、震災前の状態に戻すことが重要です。

そこで「防災」、「減災」を目指す災害に強いまちづくりの推進（従来の震災対策）だけでなく、被害が生じた場合に、限られた資源でも適切かつ円滑な復興が可能となるように、事前にどのように復興させるのかをあらかじめ準備する「事前復興」の取り組みが必要です。

事前復興にあたっては、復興まちづくりの目標を被災前に公開し、認識を共有しておくなど、地域住民の参画によるまちづくりを進めることとなります。

6 道路・交通まちづくり方針

■道路・交通まちづくり方針の目標

多様な人々の活動を支えるまち

道路空間の適切な整備・保全を推進するとともに、まちづくりにあわせた道路空間の活用により、まちの魅力や賑わいの向上を図ります。

歩行者ネットワークの充実や、駐車・荷捌き機能の充実、効果的な配置により、歩いて暮らせるまちを目指すとともに、人々の生活や交流を支える公共交通の利便性のさらなる向上を図ります。

多様な交通の充実・利用促進により、利便性の向上や環境負荷の低減を図ります。

■基本的な考え方

●まちの個性を活かした道路空間の整備・保全・活用

- ・道路の適切な維持・管理により、安全性確保や長寿命化を図る。
 - ・土地利用と連動した道路空間の活用により、まちの魅力や賑わいをより高める。
 - ・道路の機能、沿道地域の特性や環境を考慮しながら、人々の多様な活動や地域コミュニティを支える場として、道路空間の活用を検討する。
- まちづくり方針（1）

●誰もが歩いて暮らせるまちづくりの推進

- ・安全で快適な歩行者空間を確保し、歩行者ネットワークを充実するなど、回遊性の向上や健康まちづくりに資する取り組みを推進する。
 - ・駐車及び荷捌き機能の充実や効果的な配置等により歩車分離を図り、歩行者中心の空間整備を推進する。
- まちづくり方針（2）

●人と環境にやさしい利便性の高い公共交通等の充実

- ・交通利便性の向上を図るため、新たな公共交通機関の導入を検討する。
 - ・駅での乗り換え利便性の向上等により、交通結節機能の充実を図る。
 - ・舟運やシェアサイクルなど、既存の公共交通を補完する交通手段のさらなる充実・活用を図る。
- まちづくり方針（3）

●多様なニーズに対応できる交通手段の導入推進

- ・シェアサイクルやカーシェアリング等、誰もがいつでも手軽に使える、多様なニーズに対応できる交通手段の誘導を推進する。
- まちづくり方針（4）

■道路・交通まちづくり方針

(1) 道路空間の整備・保全・活用

①道路空間の整備

- 整備または拡幅が必要な都市計画道路は、関係機関が連携し、地域特性に配慮した整備を促進する。
- 道路整備の際は、歩行者空間の充実、バリアフリー化、賑わいの連続性確保等を図るとともに、透水・排水・遮熱など環境に配慮した舗装等により、沿道環境にも配慮する。

②道路空間の保全

- 道路の保全にあたっては、予防保全型の維持管理を推進し、ライフサイクルコストを縮減するとともに、施設の長寿命化を図りながら、計画的な更新を進める。

③まちづくりにあわせた道路空間の活用

- イベント時におけるオープンカフェの設置などにより、道路空間を活用したまちの魅力や賑わいを向上させる取り組みを推進する。
- 歩行者の多い道路は、自動車交通の再編とあわせて、歩行者空間の拡充など、地域特性やまちづくりにあわせた活用を検討する。
- 交通機能への影響が少ない路地などでは、人や生活中心の活用により、地域の賑わい創出を図る。



道路空間の活用

(2) 歩いて暮らせる道路整備

①安全な歩行者空間の整備

- 生活道路は、歩道の設置、通過交通の抑制・速度低減に資する機能の導入により、安全で快適な歩行者・自転車中心の空間として整備する。
- 狭あい道路は、建物の更新・共同化等にあわせて拡幅し、良好な生活・住環境や防災性の向上を図る。
- 歩行者空間は、歩道の拡幅・バリアフリー化や無電柱化を推進するとともに、放置自転車・違法な広告物等の排除や照明・広告物等のデザイン化等により、景観や緑化に配慮しながら、誰もが安全・快適に移動できるよう整備を推進する。
- 駅周辺及び商業施設等では、事業者との適切な役割分担により、自転車等駐車場の整備や自転車利用者への啓発・指導等の放置自転車対策を推進し、安全で快適な歩行者空間を確保する。



安全で快適な歩行者中心の空間整備

②歩行者ネットワークの充実

- 駅や公共施設などの拠点施設を結ぶ主要な道路は、歩行者空間の拡充などにより、ゆとりある歩行者ネットワークの充実を図る。
- 浅草通りや中央通りなどまちの骨格となる通りにおいては、まちの個性を活かした緑化、修景、ストリートファニチャーの設置などの景観誘導や快適性の向上を図る。

6 道路・交通まちづくり方針

- 外国人にも配慮した多言語の情報案内機能の充実を図る。
- 誰もが風景の変化を感じながら歩きたくなる歩行者ネットワークを形成し、健康まちづくりを推進する。

③拠点周辺における歩行者の安全性・回遊性の向上

- 上野駅及び駅周辺では、道路等の地下・上空空間の再編等により、安全な歩行者空間の整備を図り、上野恩賜公園と周辺地域との回遊性を強化する。
- 多くの来街者が訪れる地域・拠点周辺では、歩行者の回遊性向上を図るための歩車分離、オープンスペースの確保等により、歩行者中心の空間整備を推進する。
- 駅周辺や歩行者中心のまちづくりを進める地域では、駐車場の地域ルールの導入による適正な配置や荷捌き時間帯の区分、路外駐車場の活用等を推進する。
- 居住者と観光客ともに安全な交通環境づくりのため、観光バスの乗降スペース・駐車場の整備や観光バス予約システムの運用を図る。

(3) 人々の生活や交流を支える公共交通の充実

①利便性の高い公共交通の充実

- 交通利便性に課題のある地域では、新たな公共交通の導入可能性を検討する。
- 循環バス「めぐりん」などの公共交通は、病院や商業施設を結ぶなど、区民生活に欠かせない身近な移動手段としてさらなる利便性向上を図り、道路交通混雑の緩和、環境影響への対応を図る。
- 旧東京北部小包集中局跡地においては、新たな交通結節機能の整備を検討し、各地域へのアクセシビリティ向上を図る。

②交通結節機能の充実

- 上野駅及び駅周辺については、鉄道事業者、関係団体等との連携により、来街者にわかりやすい交通結節機能の再編を行う。
- 浅草駅及び駅周辺については、鉄道事業者、関係機関等との連携により、ターミナル機能の向上を図る。また、各交通機関を相互に結ぶ動線整備、バリアフリー化、交通広場の整備など、国際観光都市にふさわしい環境整備を推進する。
- 駅周辺では、道路・公園の地下及び上空空間や建物との一体的利用等の立体的な活用の促進を図り、バリアフリー化や歩行者の安全性・快適性が確保された歩行者空間・駅前広場等の整備などにより交通結節機能の強化を図る。

③舟運の充実・活用

- 防災船着場については、利用環境の改善による有効活用に努める。
- 来街者の交通利便性向上のために、隅田川・神田川の舟運の充実や新たなルートの設定を誘導する。

(4) 多様なニーズに応じた交通手段の利用促進

① 自転車利用環境の向上

- 歩行者と自転車・自動車の分離等により、自転車走行空間を創出し、自転車の利用環境や安全性の向上を推進する。
- 集合住宅では附置義務による駐輪スペースの設置を促進するとともに、近隣の民有地内に駐輪スペース等を設置するなどの、新たな仕組みを検討する。

② パーソナルモビリティ等の導入・誘導の検討

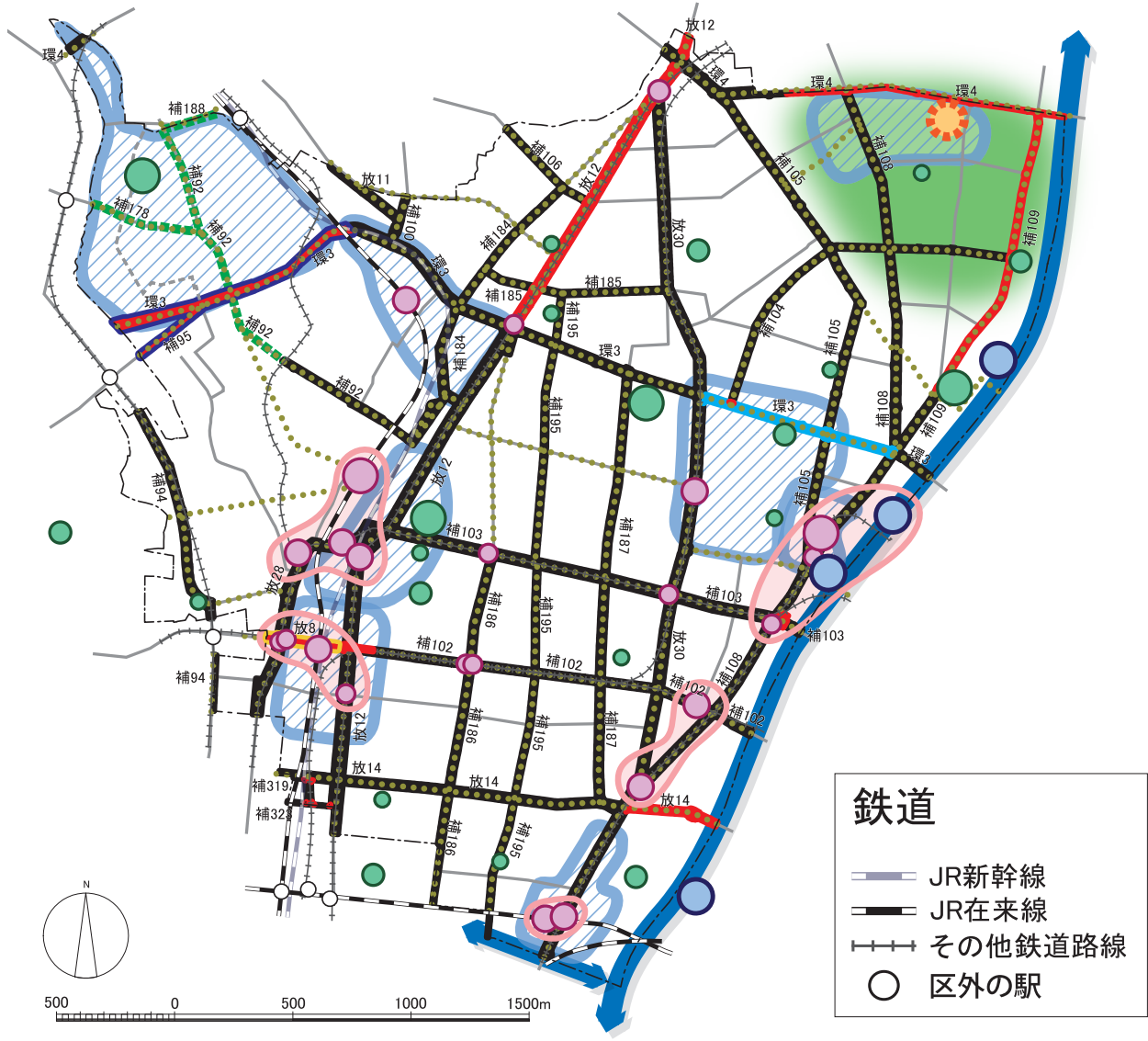
- シェアサイクルやカーシェアリング、次世代の移動手段としてパーソナルモビリティの誘導・導入を検討し、身近な移動手段の充実や環境負荷の低減を図る。



パーソナルモビリティの事例

6 道路・交通まちづくり方針

■道路・交通まちづくり方針図



鉄道

- JR新幹線
- JR在来線
- その他鉄道路線
- 区外の駅

凡例

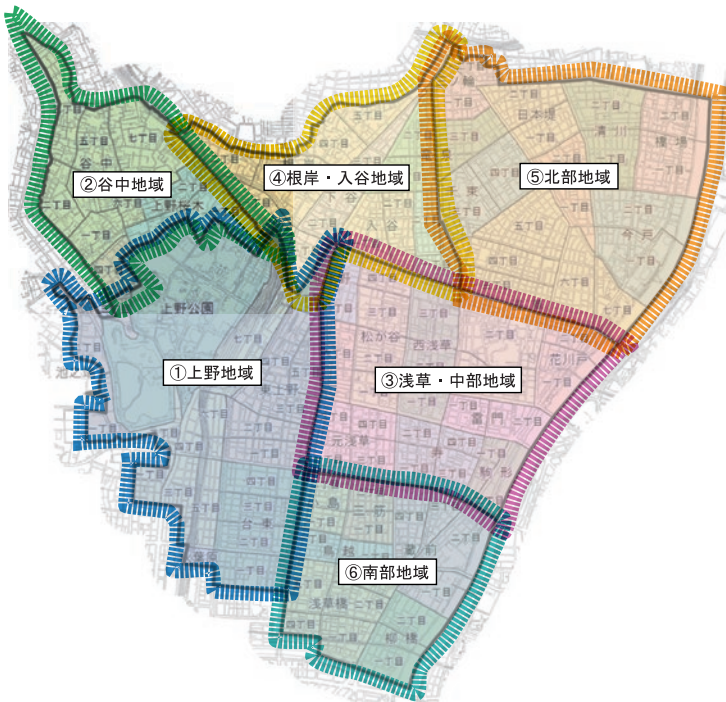
都市計画道路		鉄道駅	乗り換え利便性の向上等による交通結節機能強化
完成区間	事業中区間	防災船着場等	特に歩行者の回遊性を高めるエリア
未着手区間	優先整備路線（第四次事業化計画）	新たな交通機能の検討	公共交通の利便性向上を図るエリア
計画内容再検討路線	見直し候補区間	主要な公共施設・医療施設等（アクセス性の強化）	舟運の充実
		主要な歩行者ネットワーク	

第5章

地域別まちづくり方針

- 1 上野地域
- 2 谷中地域
- 3 浅草・中部地域
- 4 根岸・入谷地域
- 5 北部地域
- 6 南部地域

■地域区分図



①上野地域	上野、東上野、北上野、台東、秋葉原、池之端、上野公園周辺
②谷中地域	谷中、上野桜木、池之端周辺
③浅草・中部地域	浅草、雷門、西浅草、花川戸、駒形、元浅草、寿、松が谷、北上野、東上野周辺
④根岸・入谷地域	根岸、入谷、竜泉、千束、下谷周辺
⑤北部地域	橋場、清川、日本堤、三ノ輪、東浅草、竜泉、浅草、千束、今戸周辺
⑥南部地域	浅草橋、蔵前、柳橋、鳥越、小島、三筋周辺

■各地域別まちづくり方針の構成

①地域の成り立ち

○地域で培われ、まちの形成に影響を与えてきた歴史的な背景

②まちづくりのトピック

○地域特性に応じたまちづくりを進めるにあたり、資源や課題など、現在における地域の主な話題や状況

③地域の将来像

○地域の歴史や特性を踏まえた、各地域におけるまちづくりの将来像

④まちづくり方針

○地域の将来像を実現するためのまちづくりの方針

⑤まちづくり方針図

○地域内におけるまちづくりの方向性を示す特色ある「エリア」や、歩行者中心の動線となる道路の特色を示す「みち」を記載したまちづくりの方針図

※具体的なまちづくりの取り組みや実現方策については、「第6章 まちづくりの実現に向けて」のとおり、まちづくりの多様な主体が協働で検討を進める。

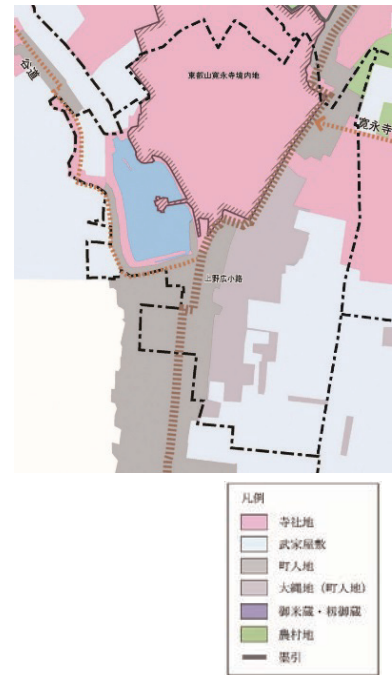
1 上野地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯

～江戸期	上野の山は寛永寺の境内にあり、桜の名所として親しまれ、参道は繁華街として発展した。現在の御徒町駅周辺～昭和通り東側一帯には、幕府御徒組の屋敷がおかれた。
明治期～戦前	上野の山一体は日本初の公園の一つとして整備された。また現在の東京藝術大学や東京国立博物館、国立科学博物館などが開設され、文化の杜形成につながっている。上野駅は明治16年（1883年）に開業、昭和2年（1927年）には東洋初の地下鉄が上野～浅草間に開業した。
戦後	アメ横が出現し、三味線堀周辺には庶民の娯楽施設が集積した。また、上野駅は東京とふるさとをつなぐ心の拠り所となった。
現在	平成28年（2016年）に、国立西洋美術館が世界文化遺産に登録された。

江戸期の町割による都市構造



■まちづくりのトピック

文化・芸術資源の集積と特徴的な商業文化

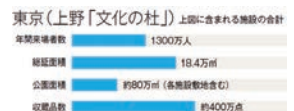
- 上野恩賜公園やその周辺には、日本を代表する博物館、美術館、動物園や大学など、多彩な文化・芸術資源が高度に集積している。
- 上野駅周辺から御徒町駅周辺の広範囲にわたり、活気のある商業エリアが形成されており、中でもアメ横は年間を通して来街者で賑わっている。



アメ横の特徴的な商業文化



出典：東京文化ビジョン、東京都（2015年）



上野駅周辺における拠点性の強化

○最近20年間、上野・浅草副都心の機能集積はわずかしか進んでおらず、都市基盤と機能の集積のポテンシャルを活かした活性化が必要である。

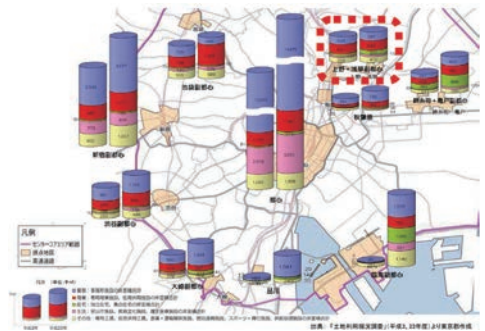
上野恩賜公園周辺の景観

○上野恩賜公園には、広い範囲でまとまったみどりの空間が形成されており、区民や来街者が都会の中で自然を感じられる憩いの場となっている。特に不忍池は、上野地域における貴重な水辺空間となっている。

○国立西洋美術館周辺は、世界文化遺産の風格を損なわないよう、環境保全に努める必要がある。

地域の安全性向上

○大規模な災害が発生した場合、上野駅周辺では、公共交通機関の運行停止等に伴い多くの帰宅困難者が発生すると予想されるため、災害時に備えた帰宅困難者対策が必要である。



東京副都心の機能集積の状況（再掲）
出典：東京都都市計画審議会第1回都市づくり調査特別委員会資料（2015年）



©国立西洋美術館

上野駅周辺の滞留者等の予想人数

駅前滞留者数	屋内滞留者	84,910
	屋外滞留者	22,217
	小計	107,127
待機人口		17,647
滞留場所不明人口		10,529
計		135,303

※屋内滞留者：駅周辺で学校、職場等に滞留している人の総数
 ※屋外滞留者：駅周辺で私用、目的不明で滞留している人の総数
 ※待機人口：滞留目的が自宅及びその周辺の人の総数
 ※上野駅を起点に4km圏内に存在する人数をカウントしている。上記のうち、「屋外滞留者」が駅周辺に集積すると予想される。
 出典：上野駅周辺エリア防災計画、上野駅周辺滞留者対策推進協議会（2015年）

■上野地域の将来像

杜とまちが一体となり 日本と世界をつなぐ文化・芸術のまち

国際競争力を有する文化・芸術の創造・発信拠点が形成されるとともに、商業・業務・産業など、地域の個性を活かした魅力が向上し、新たな賑わいが生まれています。

拠点全体で歩行者の回遊性向上や周辺地域との連携が図られ、上野駅をはじめ、駅周辺における都市基盤が充実しています。

商店街の活性化や都心居住が図られるとともに、総合的な防災力の高いまちが形成されています。

1 上野地域

■上野地域まちづくり方針

(1) 国際競争力を有する文化・芸術の創造・発信拠点の形成

①上野駅周辺における文化・芸術の創造・発信拠点の形成

- 上野駅周辺や主要な幹線道路沿道を中心に高度利用を図るとともに、上野恩賜公園と連携した文化・芸術機能の集積や、宿泊・滞在機能、情報発信機能等の関連機能の集積を図り、国際競争力を有する文化・芸術の創造発信拠点を形成する。
- 上野恩賜公園周辺のみどりの保全を図るとともに、幹線道路の沿道緑化や建物更新に伴う緑化等によりみどりを創出し、上野恩賜公園と市街地の一体化を図る。
- 東上野4丁目エリアは、行政機関などの公共公益機能を再編するとともに、文化・観光機能を誘導する。

②上野の歴史・文化・みどりの資源を活かした潤いと風格のある景観の形成

- 上野の歴史資源や文化・芸術資源を活かした風格ある景観形成を推進する。特に国立西洋美術館周辺では環境保全と資源の活用により、世界文化遺産のあるまちにふさわしい景観形成を図る。
- 上野恩賜公園周辺の水とみどりの集積を活かし、文化の杜を感じる潤いある景観を形成する。

(2) 地域の個性を活かした魅力向上と新たな賑わいの創出

①商業の集積を活かした商業・業務機能の充実

- アメ横やジュエリータウン等の歴史や特徴ある広域型商店街の集積を活かし、上野らしい個性豊かな商業・業務機能の充実により、さらなるまちの魅力向上を図る。

②地域の個性を活かした新たな賑わいの創出

- ものづくり等の産業の集積を活かし、防災性の向上を図りながら既存ストックの有効活用等を図り、世界や日本中から人々が集まり、常に新しい賑わいが生まれる機能を誘導する。
- 情報発信や交流拠点等のまちの魅力の維持発展に必要な機能の誘導を図る。

③多様な主体による地域まちづくりの推進体制の強化

- 既存のコミュニティを活かしながら多様な主体が一体となって地域まちづくりを実現するための体制を充実する。

(3) 歩行者の回遊性向上と周辺地域との連携強化

①上野恩賜公園と市街地をつなぐ歩行者ネットワークの強化

- 上野駅周辺では、視認性の高い駅及び広場空間の創出や道路における歩車分離、地下通路・地下駐車場等の既存施設の有効活用等により、回遊性を向上させる歩行者空間を整備し、上野恩賜公園と市街地との歩行者ネットワークを強化する。

②上野を中心とした周辺地域との回遊性・連携の向上

- 浅草通り、中央通り、昭和通り等の幹線道路沿道では、緑化や修景などにより連続する良好な景観形成を推進するなど、まちの潤いと賑わいを感じる空間として整備し、周辺拠点との回遊性向上を図る。
- かっぱ橋本通りやその周辺では、上野と浅草を結ぶ賑わいの連続性を高める街並み景観の形成や空間づくりを推進する。
- 谷中地域、浅草・中部地域、根岸・入谷地域等との歩行者回遊性や地域連携の向上を図る。

③安全で快適な道路空間の創出

- 道路整備にあたってはユニバーサルデザインに基づいて整備するとともに、歩行者・自動車ともに安全で快適な空間を創出する。
- 都市計画道路の優先整備路線である春日通りの整備を推進し、快適な道路空間を創出する。

(4) 駅周辺における都市基盤の充実

①上野駅周辺における都市基盤の再編

- 建築当時の佇まいを残す現駅舎の活用や、風格ある駅前広場の整備を図るとともに、交通機能の集約・再編や乗り換え機能の改善などにより、歩行者空間や交通結節機能の充実を図る。
- 上野恩賜公園と市街地をつなぐ歩行者空間の再編・充実、地下及び上空空間の活用等により、わかりやすい動線整備を行う。

②御徒町駅周辺における都市基盤の充実・活用

- 御徒町駅周辺では、安全な歩行者空間の創出や交通結節機能の強化を図るとともに、高級品を取り扱うジュエリータウンをはじめとした、商業集積としての魅力向上や、訪れやすい都市空間を形成する。
- パンダ広場等の公共性の高い施設や敷地の有効活用により、さらなる賑わいの創出を図る。

(5) 利便性の高い生活・住環境の創出と商店街の活性化

①質の高い職住近接の都心居住の促進

- 商業・業務機能やみどりの集積等を活かした質の高い集合住宅の誘致などにより、職住近接の都心居住を推進する。

②近隣型商店街の活性化

- 近隣型商店街は、多様化する消費者ニーズへの対応による活性化を推進し、地域生活を支え、コミュニティ形成に資する場として活用する。

1 上野地域

(6) 総合的な防災力の高いまちの実現

①帰宅困難者対策と避難動線の整備

- 上野駅周辺では帰宅困難者対策充実のため、民間開発により一時滞在施設等を確保するとともに、区民や外国人観光客を含む来街者への適切な情報提供等を行う。
- 避難場所である上野恩賜公園へのわかりやすい避難動線を整備する。

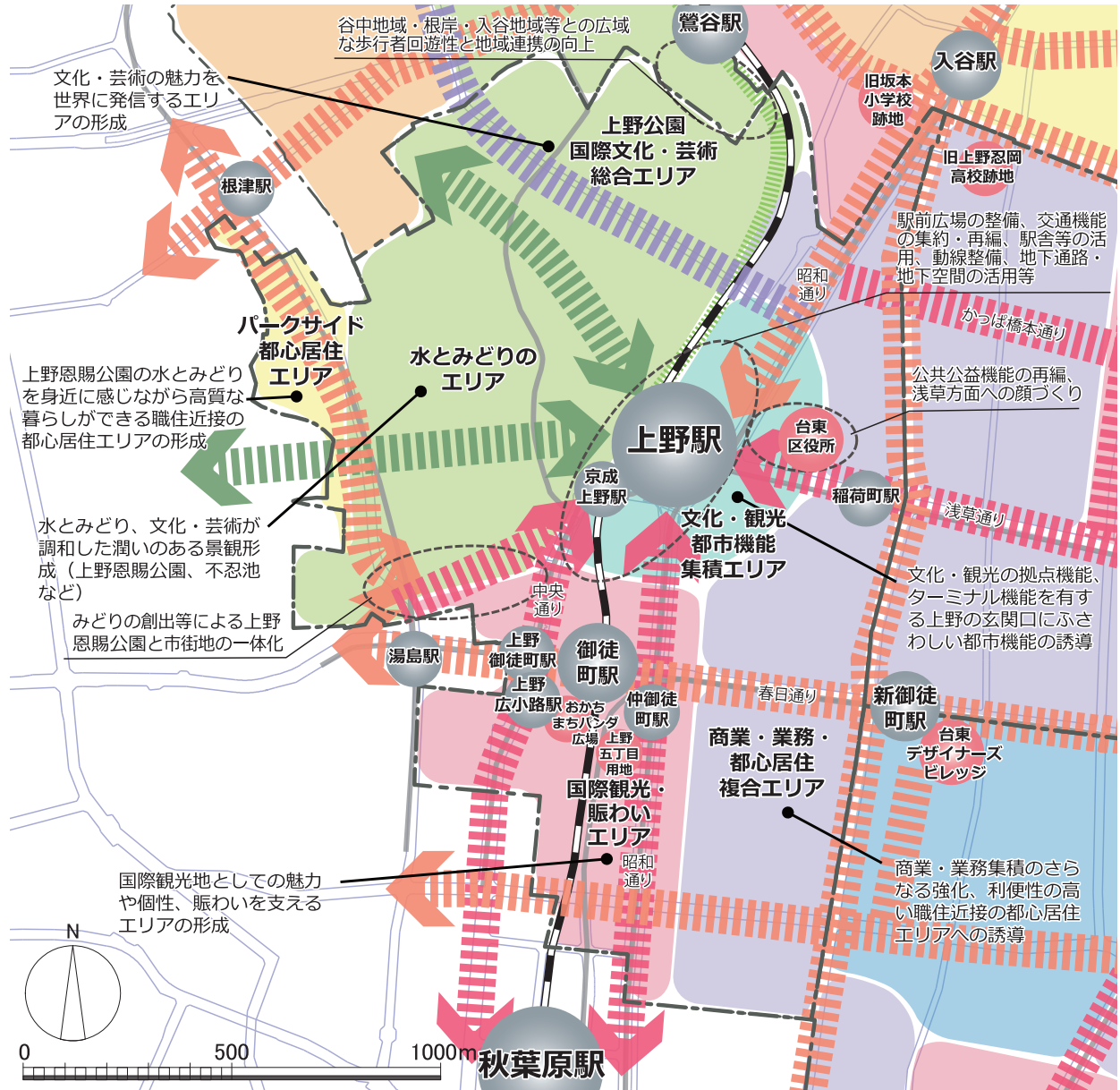
②防災活動拠点機能の充実と地域の事業継続性の向上

- 防災活動拠点機能を充実させるとともに、災害時にもまちの主要機能や中核となる事業が継続できるまちづくりの推進のため、業務集積地における災害時のエネルギー確保を検討する。

③地域全体の総合的な防災性の向上

- 旧耐震基準で建築された建物が集積するエリアや幹線道路沿いでは建物の更新や耐震化を促進する。
- 建物の不燃化・耐震化やコミュニティの強化等を推進し、地域全体の総合的な防災性の向上を図る。
- 集中的な大量の降雨などによる荒川の氾濫等、水害への対策を検討する。

■上野地域まちづくり方針図



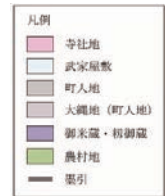
<p>【エリア】</p> <ul style="list-style-type: none"> 上野公園国際文化・芸術総合エリア及び水とみどりのエリア 文化・観光・都市機能集積エリア 国際観光・賑わいエリア 商業・業務・都心居住複合エリア パークサイド都心居住エリア <p>【駅と施設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 鉄道駅 主な公共施設 	<p>【みち】</p> <ul style="list-style-type: none"> 観光・賑わいのみち 生活・文化のみち 生活・賑わいのみち みどり・歴史のみち <p>【一般】</p> <ul style="list-style-type: none"> JR在来線 その他鉄道 都市計画道路 崖線 地域境界
---	--

2 谷中地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯	
～江戸期	上野の山に寛永寺が建立され、その後、神田寺町から多くの寺院が移転し、現在の寺町が形成された。
明治期～戦前	明治7年（1874年）に開設された谷中墓地は後に谷中霊園となり、上野恩賜公園から連続する広大な緑地空間が形成された。
戦後	震災や戦災を免れ、路地や寺院と低層の街並み等が調和し、地域の魅力をつくり出した。坂が多く、中でも「夕やけだんだん」は、坂からの景色が個性的な地域資源の一つとなっている。
現在	狭い路地や老朽化した木造住宅が多く、防災面に喫緊の課題がある。良好な住環境を守るコミュニティ活動が活発である。

江戸期の町割による都市構造



■まちづくりのトピック

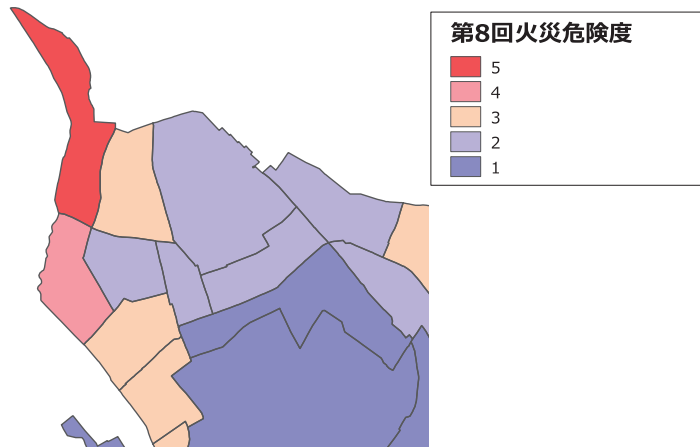
総合的な防災性の向上

- 火災危険度の高い地域が一部存在し、市街地の安全性向上が必要である。
- 谷中二・三・五丁目地区密集住宅市街地整備促進事業や不燃化特区関連事業が実施されている。

閑静な住環境、独立住宅主体の土地利用

- 広範囲にわたり閑静な住環境が保たれ、独立住宅を中心とした落ち着いた住宅街が形成されている。

火災危険度



出典：地震に関する地域危険度測定調査（第8回）より作成



落ち着いた住宅街

寺町の雰囲気、低層主体の街並み

- 寺院や文化財等の歴史・文化資源が多く、路地や坂と相まって、特徴的な景観が形成されている。
- 寺院と低層住宅を中心とした、上空に広がりのある街並みが形成されている。



低層住宅を中心とした街並み

谷中霊園・寺院のみどりと上野恩賜公園との連携

- 多数の寺院と谷中霊園があり、緑被率が高いため、住宅街周辺で身近にみどりを感じることができる。
- 隣接する上野恩賜公園との連続性を活かしたまちづくりが必要である。



上野恩賜公園周辺の街並み

■谷中地域の将来像

歴史・みどりを引き継いだ 生活・文化を大切にするまち

歴史・文化・自然の中で人々が交流する生活・文化調和ゾーンが形成されるとともに、地域の歴史を引き継ぎながら、防災性の高いまちづくりが実現しています。

まちの至るところで広い空と豊かなみどりを感じられ、暮らしやすい生活・住環境、歩いて暮らせる道路環境が形成されています。

2 谷中地域

■谷中地域まちづくり方針

(1) 歴史・文化・みどりの中で人々が交流する生活・文化調和ゾーンの形成

①生活・文化調和ゾーンの形成

- 歴史、文化、みどりの資源や地域の歴史を伝える建物、寺町としての情緒、商店街、路地、坂などの地域特性の保全・活用により、個性ある生活スタイルを支える生活・文化調和ゾーンを形成する。
- 谷中銀座、よみせ通り、谷中三崎坂等は、個性ある商店街として環境整備を進める。

(2) 地域の歴史を引き継いだ防災性の高いまちづくりの推進

①建物の更新等による防災性の向上

- 防災上の課題のある地区では、路地空間などの街並みを活かしながら、建物の更新や共同化等を推進し、地域全体の防災性向上を図る。
- 防災性向上のため、オープンスペースの確保や敷地の細分化の防止等を図る。

②道路整備とあわせた防災性の向上

- 路地空間等の情緒ある街並みを活かしながら、円滑な防災活動の空間確保を目的とした道路の拡幅整備や無電柱化を必要に応じて推進する。
- 狭あい道路の沿道では、建物の建替えとあわせた道路の拡幅整備に取り組み、市街地の防災性の向上を図る。

(3) 広い空と豊かなみどりを感ずることができる景観誘導

①景観に配慮したまちづくりの推進

- 低層の街並みを守るゾーンを基本としつつ、幹線道路沿道等の一部中層化を許容するゾーンを区分するなど、景観に配慮したまちづくりを進める。
- 道路や沿道建物等における色彩や照明、デザインなど、沿道空間が一体となった落ち着きと魅力のある景観を形成する。

②みどりの保全と緑化の推進

- 谷中霊園や防災広場等の既存のみどりや沿道のみどりは、まちの魅力を創出する資源として保全を図る。
- 寺町の風情を感じる空間として、寺院や民有地内の樹木の保全や、上野台地崖線のみどりの保全・創出を図る。

(4) 暮らしやすい生活・住環境の維持・保全

①良質な生活・住環境の維持

- みどりや路地空間の残る低層住宅を基本とした落ち着いた街並みの維持や、生活と観光の調和により、良好な生活・住環境を維持する。
- 住環境に配慮しつつ小規模の生活利便施設の立地を誘導する。

②多様な世代が住み続けられる住宅の維持・保全・活用

- 防災性の向上が図られた既存ストックの活用などにより、多様な世代が住み続けられる住宅地を形成する。

(5) 道路整備とあわせて歩いて暮らせるまちづくり

①歩行者中心のまちづくりの推進

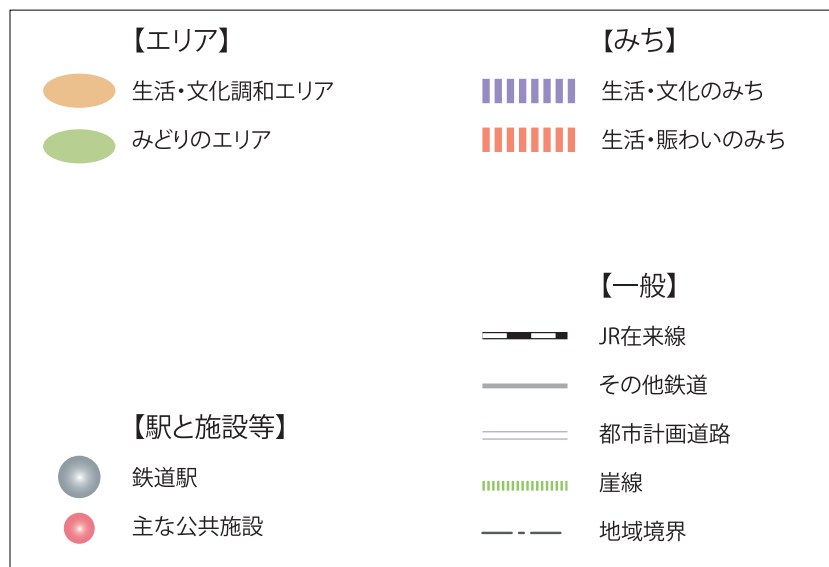
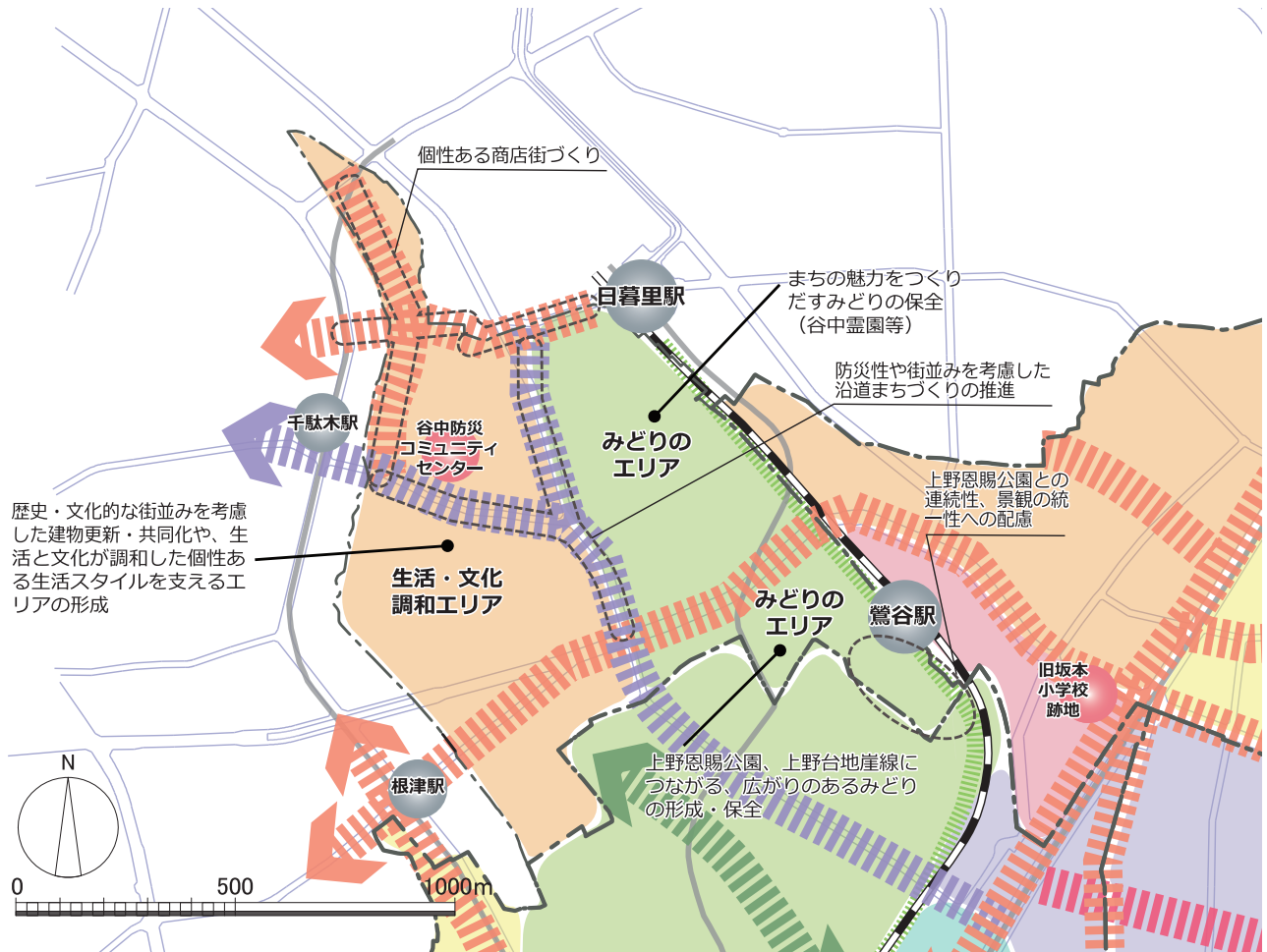
- 「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」（東京都 平成28年）において道路整備の実現に向けて検討を行うとされた環状3号線、補助95号線は、地形や現在の土地利用、沿道のまちづくり等を考慮し、必要とされる道路機能を発揮する整備形態の検討を進める。特に環状3号線は広域ネットワークを担う幹線道路としての位置付けを踏まえた整備を進める。
- 自動車通過交通の進入抑制、車両の速度低減等により、多くの人々が安心して生活し、楽しみながら行動できる道路整備を進める。
- 「都市計画道路の見直し方針について」（東京都 平成27年）において都市計画の廃止の方針が示された補助92号線、補助178号線、補助188号線の周辺では、防災性の向上や歴史的・文化的資源と貴重なみどりを活かしたまちづくりを推進する。

②歩行者ネットワークの充実

- 快適で歩きたくなる歩行者空間を形成するとともに、上野恩賜公園、根津・千駄木地域等の隣接地域との歩行者ネットワークや地域内に多い寺院のみどりや歴史ある文化資源を結ぶ歩行者ネットワークを充実させ、人々の交流促進を図る。

2 谷中地域

■谷中地域まちづくり方針図





台東区都市計画マスタープランとは
第1章

台東区の現況
第2章

台東区が目指すまちの姿
第3章

分野別まちづくり方針
第4章

地域別まちづくり方針
第5章

まちづくりの実現に向けて
第6章

巻末資料

3 浅草・中部地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯	
～江戸期	浅草寺を中心として発展し、人々の行楽地、繁華街として栄えた。浅草寺の南側には寺町が形成され、北側は浅草田圃と呼ばれる田園地帯が広がり、吉原の移転や猿若三座の芝居興行等により独自の文化が開花した。
明治期～戦前	浅草六区等の歓楽街が出現し、娯楽・芸能の中心として隆盛を誇った。大正時代には、西側に道具商、古物商の街が形成された。 現在の東京メトロ銀座線や東武鉄道が開業した。
戦後～現在	江戸期から引き継いできた文化を基礎に、伝統的な祭りや行事が年間を通して開催されている。江戸の面影が残る行楽地として、国際観光都市の地位を築き上げた。 都営地下鉄浅草線、同大江戸線、つくばエクスプレスが開業した。

江戸期の町割による都市構造



- 凡例
- 寺社地
 - 武家屋敷
 - 町人地
 - 大雑地(町人地)
 - 御米蔵・榎御蔵
 - 農村地
 - 墨引

■まちづくりのトピック

国際観光拠点の形成

- 浅草寺とその周辺は、日本を代表する国際観光拠点となっている。
- 豊かな文化や伝統を有し、四季折々の多彩な祭りなど、観光資源が豊富に存在し、広域的な商業エリアが形成されている。



一年中観光客などで賑わう浅草寺周辺

地域の安全性向上

- 地域と事業者、行政が一体となり、地域の安全性向上に取り組むとともに、区民のみならず、来街者も含めた帰宅困難者対策が必要である。



観光時の災害緊急避難MAP
出典：浅草観光連盟HP

隅田川と船着場

- 東側の隅田川と隅田公園は、貴重な水辺空間となっている。
- 浅草駅周辺には、浅草東参道二天門や桜橋等の防災船着場がある。



貴重な水辺空間である隅田川

浅草寺周辺の景観

- 浅草寺を中心に寺社や観光資源が多く存在し、江戸の風情が感じられる街並みが形成されている。
- 地域主体での景観形成の取り組みが活発に行われている。



江戸の風情が感じられる街並み

■浅草・中部地域の将来像

歴史・文化を育み 新たな賑わいを創造するまち

国際観光都市浅草にふさわしい、防災性の高いまちが実現されているとともに、伝統ある文化を活かした活気と賑わいのある商業空間や、歴史・文化にふれ、賑わいが広がる歩行者ネットワークが形成されています。

隅田川周辺の親水性の高い環境や江戸から続く歴史の風情を感じる街並みをはじめ、魅力の高い都市景観が形成されています。

観光や商業、居住等の多様な機能が共生するまちが実現しています。

3 浅草・中部地域

■浅草・中部地域まちづくり方針

(1) 国際観光都市浅草にふさわしいまちづくりの推進

①国際観光拠点機能の充実

- 歴史と観光資源、商業地の活力、隅田川の水辺空間等を活かした国際観光拠点機能の充実を図る。
- 浅草寺周辺の景観に配慮した街並みを検討し、観光地にふさわしい風格ある景観形成を図る。
- 隅田川の舟運の充実や新たなルートの設定を誘導する。

②国際観光都市にふさわしい環境整備

- 東武浅草駅のターミナル性向上に加え、東京メトロ浅草駅と都営浅草駅の3駅を相互に結ぶ利便性の高い動線整備及びバリアフリー化などにより、乗り換えや交通結節機能の充実を図る。
- 観光バスについては、安全・安心な生活・住環境の確保に向けた総合的な対策を引き続き推進する。

(2) 防災性の高いまちづくり

①帰宅困難者対策と避難動線の整備

- 浅草駅や浅草寺周辺では、観光客や外国人居住者向けのわかりやすい防災情報提供や一時滞在施設等の充実など観光客・来街者を対象とした災害対策を推進する。
- 避難場所である隅田公園や上野恩賜公園への視認性向上など、分かりやすい動線を整備する。

②建物の更新等による防災性の向上

- 旧耐震基準によって建築された建物等の更新を誘導し、特に幹線道路沿いの耐震化を促進する。
- 建物の不燃化・耐震化やコミュニティの強化を進め、総合的な防災力の向上を図る。

③水害対策

- 集中的な大量の降雨などによる荒川の氾濫、高潮等の水害対策を検討する。

(3) 伝統ある文化を活かした活気と賑わいのある商業空間の整備

①商業集積と商店街の賑わい創出

- 仲見世、かっぱ橋道具街等の個性的な商店街の集積を活かし、賑わいの連続性を充実させる。

②商業空間の魅力向上に資する環境整備

- 浅草六区地区では、道路空間を活用したオープンカフェの設置等により、まちの魅力や賑わいを向上させる取り組みを推進する。
- 駐車需要に対応した駐車場や自転車等駐車場を整備するとともに、商業地における荷捌きのルールを検討する。

(4) 歴史・文化にふれ賑わいが広がる歩行者ネットワークの形成

①歩行者空間の充実

- 浅草駅・浅草寺周辺、隅田川、隅田公園、商店街等を回遊できる歩行者空間の充実、オープンスペースの設置等により、歩行者ネットワークの充実を図る。
- 浅草通りやかっぱ橋本通り、雷門通りは、上野地域と浅草寺・隅田川を結び、賑わいの連続性を高める歩行者中心の空間形成を図る。

②賑わいの周辺地域への波及

- 浅草・中部地域の賑わいを北部地域等の周辺地域にも広げる歩行者ネットワークの充実を図る。

(5) 隅田川周辺の親水性の向上と景観形成

①隅田川の親水性の向上

- 親水テラス及び防災船着場や、民間による水辺空間の活用などにより、賑わい創出及び魅力向上を図り、まちとの連続性を確保する。
- 隅田公園は桜の名所として、桜樹の保全・再生を図るとともに、みどりのさらなる充実を図る。

②隅田川と調和したまちづくりの推進

- 隅田川からの眺望の確保や、水辺と調和した周辺の街並みの景観形成を図る。
- まちづくりの進捗や建物の更新にあわせたスーパー堤防の整備により、広域的な防災性向上を図る。

③対岸地域とのまちづくりの連携

- 墨田区とのまちづくりの連携を図り、一体性のある空間整備を推進する。

(6) 江戸から続く歴史の風情を感じる街並みの形成

①歴史・文化資源や風情を活かした街並みの形成

- 浅草寺・浅草駅周辺は、浅草寺の景観や歴史・文化や祭りなど一年を通じて風情を感じられる街並み形成を推進する。
- 幹線道路沿いは、街並みの調和やまちの連続性を確保し、地域の顔となる景観を形成する。

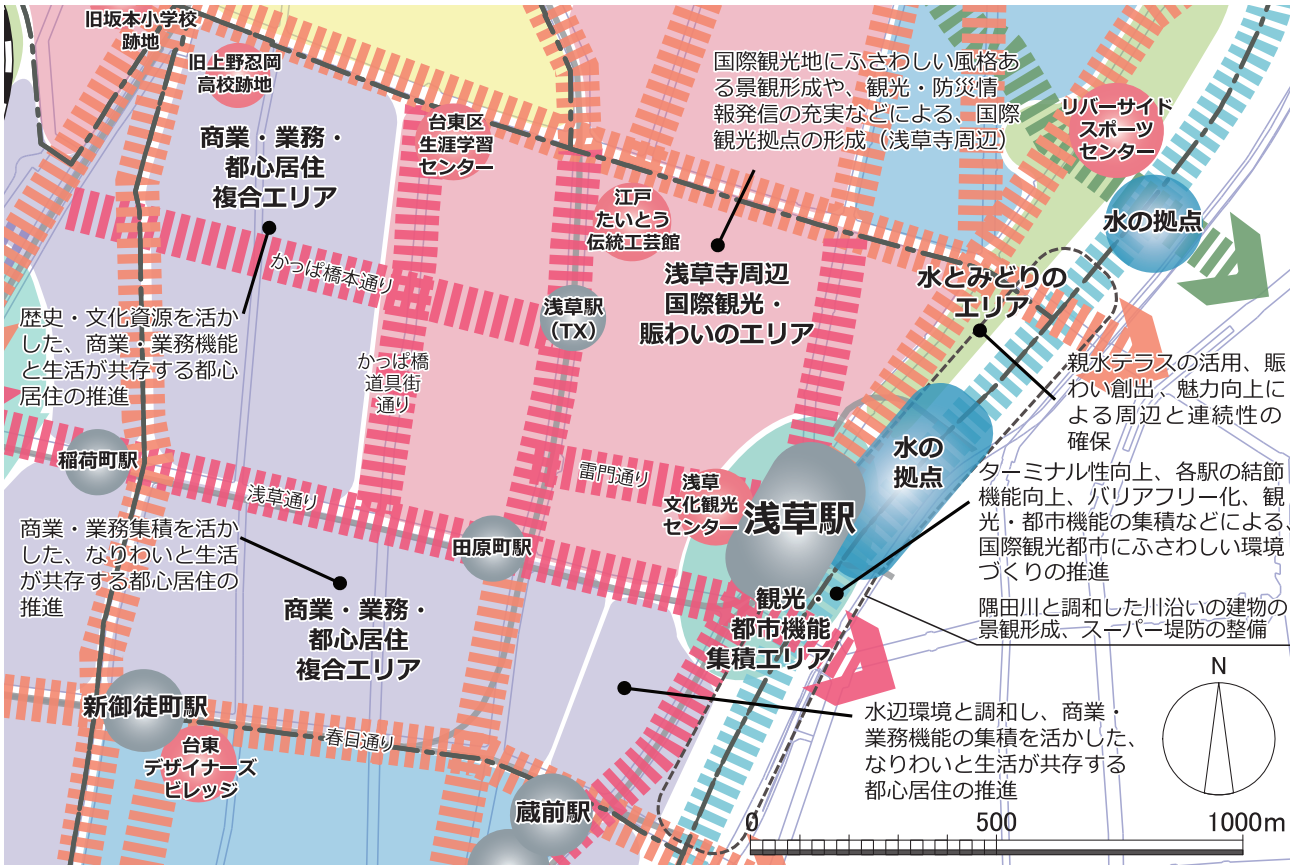
3 浅草・中部地域

(7) 観光や商業、居住等の機能が共生するまちづくりの推進

①多様な機能が共生する活力あるまちづくりの推進

- 浅草通り、春日通りなど幹線道路沿いやかっぱ橋道具街では、店舗や住宅などの複合地として、賑わいの連続性や地域の活力を支えるまちづくりを推進する。
- 幹線道路に囲まれた内側の市街地では、歴史・文化資源や寺社等のみどり、街並みを活かしながら、快適で生活利便性の高い生活・住環境を形成し、職住近接の都心居住を推進する。
- 中高層化を許容するゾーンと街並みを守るゾーンとを区分するなど、多様な機能・環境が調和したまちづくりを推進する。

■浅草・中部地域まちづくり方針図



【エリア】	【みち】
 浅草寺周辺国際観光・賑わいのエリア	 観光・賑わいのみち
 観光・都市機能集積エリア	 生活・賑わいのみち
 商業・業務・都心居住複合エリア	 水・みどりのみち
 水とみどりのエリア	
	【一般】
	 JR在来線
	 その他鉄道
	 都市計画道路
	 地域境界
【駅と施設等】	
 鉄道駅	
 主な公共施設	
 水の拠点	

4 根岸・入谷地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯

～江戸期

この地域は市街地の外縁で、入谷田圃と呼ばれた田園地帯が広がっていた。朝顔の栽培に入谷の土が適していることから、植木屋が集まり、朝顔の市がたつようになった。江戸中期には、寺院や商人の寮、文人墨客の隠居所等が増えた。三ノ輪は、奥州街道の江戸の玄関口の一つとして栄えた。

江戸期の町割による都市構造



凡例	
	寺社地
	武家屋敷
	町人地
	大縄地(町人地)
	御米蔵・板御蔵
	農村地
	墨引

明治期～戦前

風雅の歴史が受け継がれ、この地に住む文人による「根岸派」と称する文学活動が展開された。家具職人が多く住み、竜泉周辺には、大商人の別荘が多く見られた。

戦後～現在

JR鶯谷駅や東京メトロ日比谷線の三ノ輪駅及び入谷駅が開業した。幹線道路沿道を中心に、建物の高層化が進んでいる。震災・戦災を免れた地域の防災性向上のみならず、水害への対応も求められている。

■まちづくりのトピック

大規模区有地の活用

○大規模区有地である旧坂本小学校跡地は、立地特性を踏まえた活用の検討が必要である。

閑静な住宅街と集合住宅エリアの共存

○根岸エリアは、歴史ある文化資源を有し、低層中心の閑静な住環境が形成されている。

○昭和通りや金杉通りなどの幹線道路沿道では、近年中高層の集合住宅が増加している。

○上野に近接し、鶯谷駅、入谷駅、三ノ輪駅の3駅があり、交通利便性が高い。



旧坂本小学校跡地



低層中心の閑静な住環境



幹線道路沿道の集合住宅

上野恩賜公園への近接性

- 鶯谷駅周辺は、上野恩賜公園北側に近接する立地特性を有している。
- 隣接する上野恩賜公園との連続性を活かしたまちづくりが必要である。



鶯谷駅の駅舎

宿泊施設の集積

- 鶯谷駅周辺には、宿泊施設を含む商業機能が集積している。



鶯谷周辺の商業機能の集積

■根岸・入谷地域の将来像

歴史・文化の風情や利便性を享受し 個性豊かに暮らせるまち

閑静で落ち着いた生活圏とそれを支える地域拠点が形成され、快適で利便性の高い生活・住環境が実現しています。

地域資源や宿泊機能を有する地域では、来街者の受入れ機能が強化されています。

高い防災性と落ち着いた風情が両立するとともに、歴史・文化やみどりをを感じる風情ある街並みが形成されています。

4 根岸・入谷地域

■根岸・入谷地域まちづくり方針

(1) 閑静で落ち着いた生活圏とそれを支える地域拠点の形成

①閑静で落ち着いた生活圏の形成

- 住居系の地域では、歴史ある文化資源を活かしながら、みどりや路地空間の残る低層主体の土地利用を図り、閑静で落ち着いた生活圏を形成する。
- 比較的幅員の広い道路の沿道では、周辺の市街地環境に配慮した街並みの誘導や緑化等により、景観に配慮した整備を図る。
- オープンスペース等における身近に感じるみどりの創出、歴史や伝統等の文化を活かした街並みの整備等により、質の高い生活空間を形成する。

②コミュニティの核となる地域拠点の形成

- 旧坂本小学校跡地の活用により、上野恩賜公園との歩行者の回遊性や地域連携の向上、多様なコミュニティを支える生活・交流拠点を形成する。

(2) 快適で利便性の高い生活・住環境の整備

①生活利便性の向上

- 三ノ輪駅・入谷駅周辺では地域生活を支える機能を誘導する。
- 金美館通り等の活性化により、近隣住民の生活利便性向上を図るとともに、歩行者が楽しめる空間を整備する。

②魅力的な市街地環境の創出

- 昭和通りの東側では、建物の建替えとあわせたオープンスペースやみどりの創出を図り、魅力的な生活・住環境を整備する。
- 駅周辺の歩行者空間の確保や駐輪対策等により、快適な市街地環境を創出する。

(3) 来街者の受入れ機能の向上

①鶯谷駅の駅前空間整備

- 上野恩賜公園の北側に近接する立地にふさわしい駅前空間を整備する。
- 市街地と上野台地との間にある高低差については、バリアフリー化をより一層進めるとともに、上野恩賜公園と連携した鶯谷駅周辺の整備を進める。
- 上野台地の崖線周辺におけるみどりの保全や充実を図る。

②来街者の受入れ機能の強化

- 地域固有の資源のさらなる活用を図るとともに、賑わい・商業機能等、来街者の受け入れ機能を誘導する。
- 宿泊機能の再編・拡充により、駅周辺地域の魅力向上を図る。

(4) 防災性向上と落ち着いた風情が両立するまちの形成

①地域の防災性向上

- 路地空間などのある街並みを活かしながら、建物の耐震化・不燃化の推進、狭あい道路の拡幅等により地域全体の防災性向上を図る。
- JR線路を横断する跨線橋の耐震性確保等の取り組みを強化する。
- 主要幹線道路沿道では周辺の市街地環境に配慮した街並みの誘導や緑化等を図りながら、建物の耐震化を促進する。
- 集中的な大量の降雨などによる荒川の氾濫等、水害への対策を検討する。

(5) 歴史・文化・みどりを感じる風情ある街並みの創出

①歴史・文化資源と調和した景観の形成

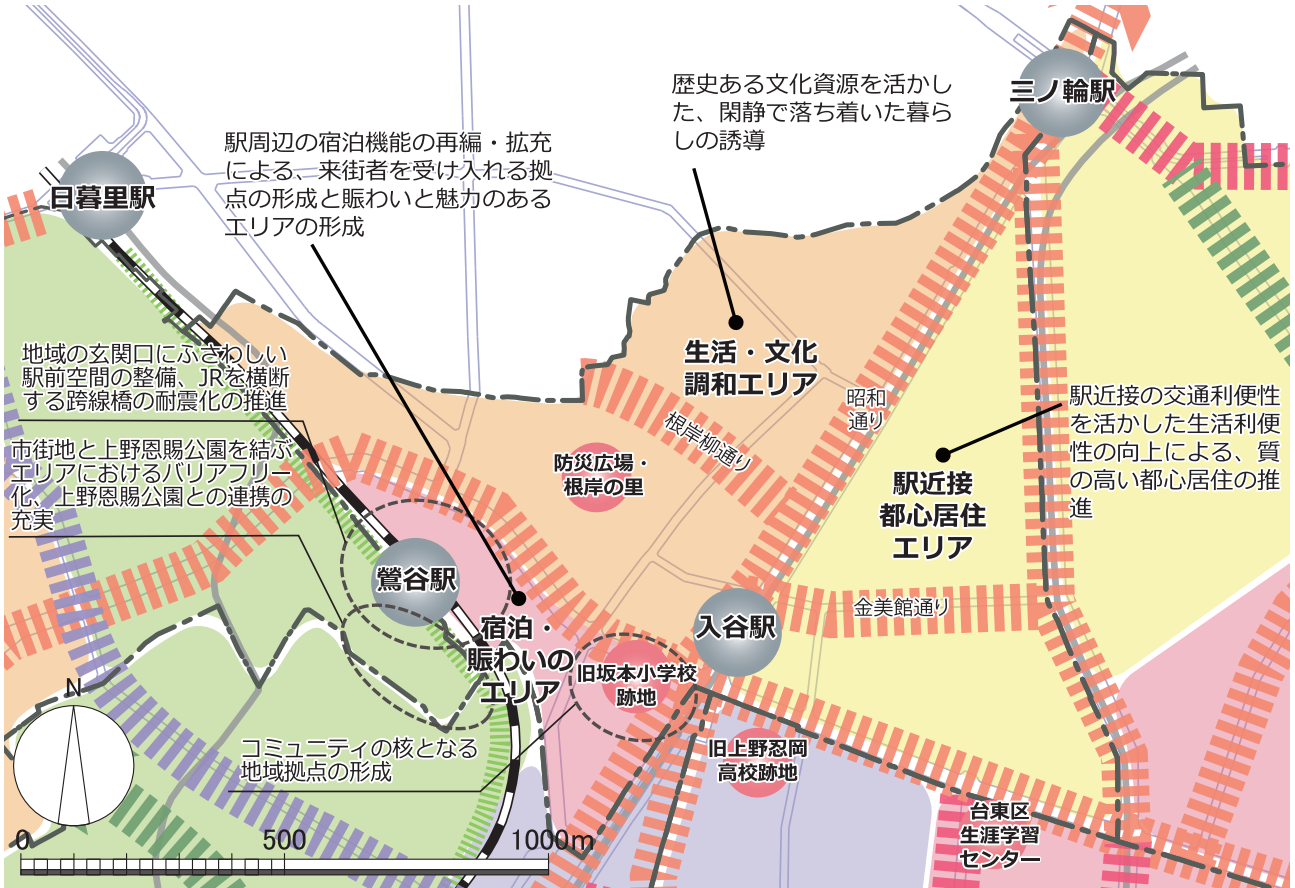
- 江戸の情緒を残す、みどりに関連した催事などの地域資源や、歴史・伝統のある文化資源を活かした景観形成に努め、風情を感じる街並み形成を推進する。

②歩行者空間の整備とみどりの創出

- オープンスペース等の整備、案内サインの設置、地域特性を活かした植栽等により、地域内に点在する寺社や催事が開催される名所・旧跡、文化資源等を巡る歩行者ネットワークの充実を図る。
- 根岸柳通り沿道では、良好な街並みを形成するとともに、東西方向の歩行者ネットワーク強化を進める。

4 根岸・入谷地域

■根岸・入谷地域まちづくり方針図



【エリア】	【みち】
生活・文化調和エリア	生活・賑わいのみち
駅近接都心居住エリア	
宿泊・賑わいのエリア	
【駅と施設等】	【一般】
鉄道駅	JR在来線
主な公共施設	その他鉄道
	都市計画道路
	崖線
	地域境界



台東区都市計画マスタープランとは
第1章

台東区の現況
第2章

台東区が目指すまちの姿
第3章

分野別まちづくり方針
第4章

地域別まちづくり方針
第5章

まちづくりの実現に向けて
第6章

巻末資料

5 北部地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯	
～江戸期	浅草寺の北側には猿若三座があり、江戸随一の芝居興行街となっていた。橋場から今戸にかけての川岸には渡船場があり、日本堤と呼ばれる堤防が築かれ、江戸を水害から守るための治水対策が施された地域であった。奥州街道と日光街道の江戸への入口としての役割を担っていた。
明治期～戦前	多くの宿屋や長屋が立地していた。明治5年（1872年）、皮革・靴伝習所の浅草橋場町移転を契機に、一帯が「靴の町」として繁盛し、地域産業に発展した。
戦後	戦後から高度経済成長期にかけて、簡易宿泊所の存在と労働力需要を背景に、仕事を求める人々が集まってきた。皮革産業の町工場が集積し、職住近接の街として栄えた。
現在	産業構造の変化、労働需要の減少等によりまちの状況が変化しつつある。隣接する南千住や汐入地区の開発が進み、つくばエクスプレス南千住駅が開業した。

江戸期の町割による都市構造



■まちづくりのトピック

大規模区有地の活用

○この地域には旧東京北部小包集中局跡地があり、地域内外の活力向上に欠かせない大規模区有地であるため、今後、拠点形成を図る必要がある。



旧東京北部小包集中局跡地

皮革産業を中心としたものづくり

○今戸・橋場地域は、皮革製品製造を中心とする産業の集積がある。

○地域産業などの産業振興の拠点となる浅草ものづくり工房がある。



浅草ものづくり工房

生活利便性

- 商店街の活性化を含めた生活利便性の向上が必要である。
- 区内の他地域に比べて交通利便性が低いエリアがある。

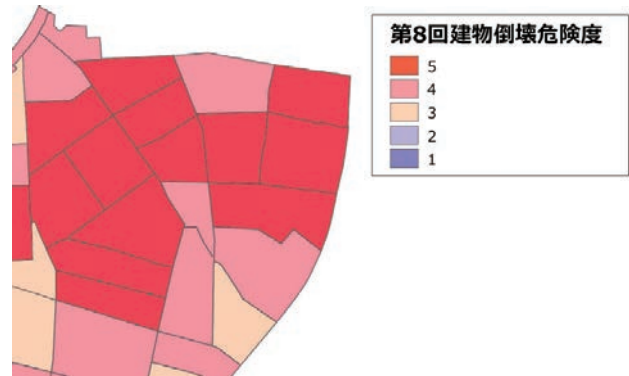
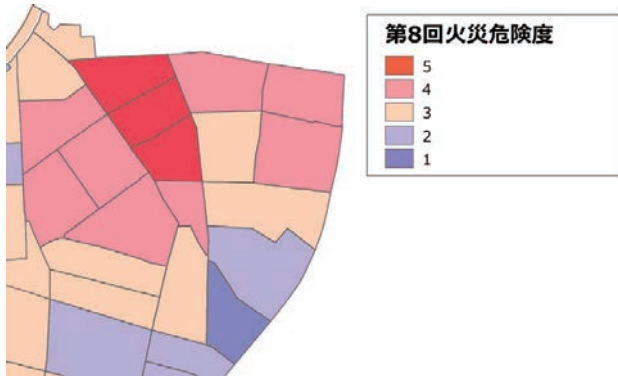
鉄道・バス利用圏域図



防災性

- 火災危険度、建物倒壊危険度が高いエリアが大きく広がり、いずれも危険度5のエリアがある。

火災危険度と建物倒壊危険度



出典：地震に関する地域危険度測定調査（第8回）より作成

■北部地域の将来像

人々が共生し 住み働き続けられる便利なまち

地域全体の生活利便性を向上させる拠点が形成され、地域内外の回遊性が高く、都市機能が充実したまちが形成されています。

地域の個性を活かした賑わいが生まれ、コミュニティを大切にする住みやすい生活圏が形成されています。

防災性の高いまちが形成されているとともに、浅草・中部地域との連続性を確保する、みどりがあふれるネットワークが形成されています。

5 北部地域

■北部地域まちづくり方針

(1) 地域拠点の形成と地域内外の回遊性向上による総合的な都市機能の向上

①地域拠点の形成

- 官民連携の取り組みにより、旧東京北部小包集中局跡地に賑わい・交流の場を創出する。
- リバーサイドスポーツセンター屋外施設及び周辺環境の整備により、スポーツや健康まちづくりに資する拠点性の向上や周辺地域との回遊性の創出を図る。
- 隅田川の舟運の充実や新たなルートの設定を関係機関に働きかける。

②新たな交通機能の導入検討

- 地域の交通利便性向上や、空港へのアクセス性向上等に資する広域な交通ネットワーク形成を図るため、新たな交通機能の導入を検討する。

③周辺地域との連携

- 隅田川対岸や南千住地域との連携を図ったまちづくりを推進する。

(2) 地域特性を活かした賑わいの創出

①地域産業や文化資源などの地域特性を活かしたまちづくりの推進

- 皮革産業等の地域産業については、時代のニーズに合った企画・販売促進、人材育成、イメージブランディング等を官民連携により推進し、地域の活力向上を図る。
- 伝統産業や新たな産業を支える場として、「浅草ものづくり工房」等を有効活用する。
- 地域に根差した行事等の風情ある地域資源や、歴史・伝統ある文化資源を活かした景観形成を進める。

②既存ストックを活用したまちづくりの推進

- 商店街を中心とした既存建物のアトリエ店舗への改修など、防災性の向上とあわせた既存ストックの有効活用・機能転換等を推進する。
- 外国人観光客等の増加による宿泊需要の変化を踏まえ、宿泊機能の更新や機能転換を促進する。

(3) 地域コミュニティを大切にす住みやすい生活圏の形成

①安全で快適な住みやすい生活圏の形成

- 商店街の活性化や、生活利便施設の誘導により、生活利便性の向上を図る。
- 都市計画道路の未整備区間の整備を推進するとともに、歩行者と車両が分離された安全で快適な歩行者空間を確保する。
- 山谷地域については、これまで取り組んできた環境衛生等の地域環境改善対策や就労対策、福祉・保健衛生対策等について、引き続き総合的に推進する。

②職住近接の良質な住宅の供給

○土手通り、吉野通り、橋場通り、明治通り等の主要な道路沿いでは、既存建物の更新にあわせて、職住近接を実現する質の高い住宅の供給と良質な住環境の形成を推進する。

③職と住が融合した住宅供給の誘導

○皮革産業等が集積する地区では、建物の更新にあわせて職と住が融合した住宅供給を誘導し、地域の活力向上を図る。

④地域コミュニティの形成

○地域住民が誇りと愛着を持てるよう、まちづくり活動を積極的に支援し、地域コミュニティの活性化を図る。

⑤緑化の推進とオープンスペースの整備

○今戸周辺の寺社等のみどりを保全するとともに、建物の共同化や建替え等にあわせてオープンスペースを創出し、みどりと潤いのある空間を創出する。

(4) 地域の防災性の向上

①災害に強いまちづくりの推進

○火災による延焼の危険性が高い地区では、建物の不燃化と狭あい道路の拡幅を促進するとともに、地震による建物倒壊の危険性が高い地区では、建物の耐震化を促進し、安全な市街地の形成を図る。

②水害対策

○集中的な大量の降雨などによる荒川の氾濫、高潮等、水害への対策を検討する。

(5) 浅草地域との連続性を確保するみどりがあふれるネットワークづくり

①隅田川の親水性向上

○隅田川の親水性を向上させ、地域の魅力向上を図るとともに、浅草・中部地域との回遊性向上を推進する。

○まちづくりの進捗や建物の更新にあわせてスーパー堤防を整備し、防災性・親水性の充実を図る。

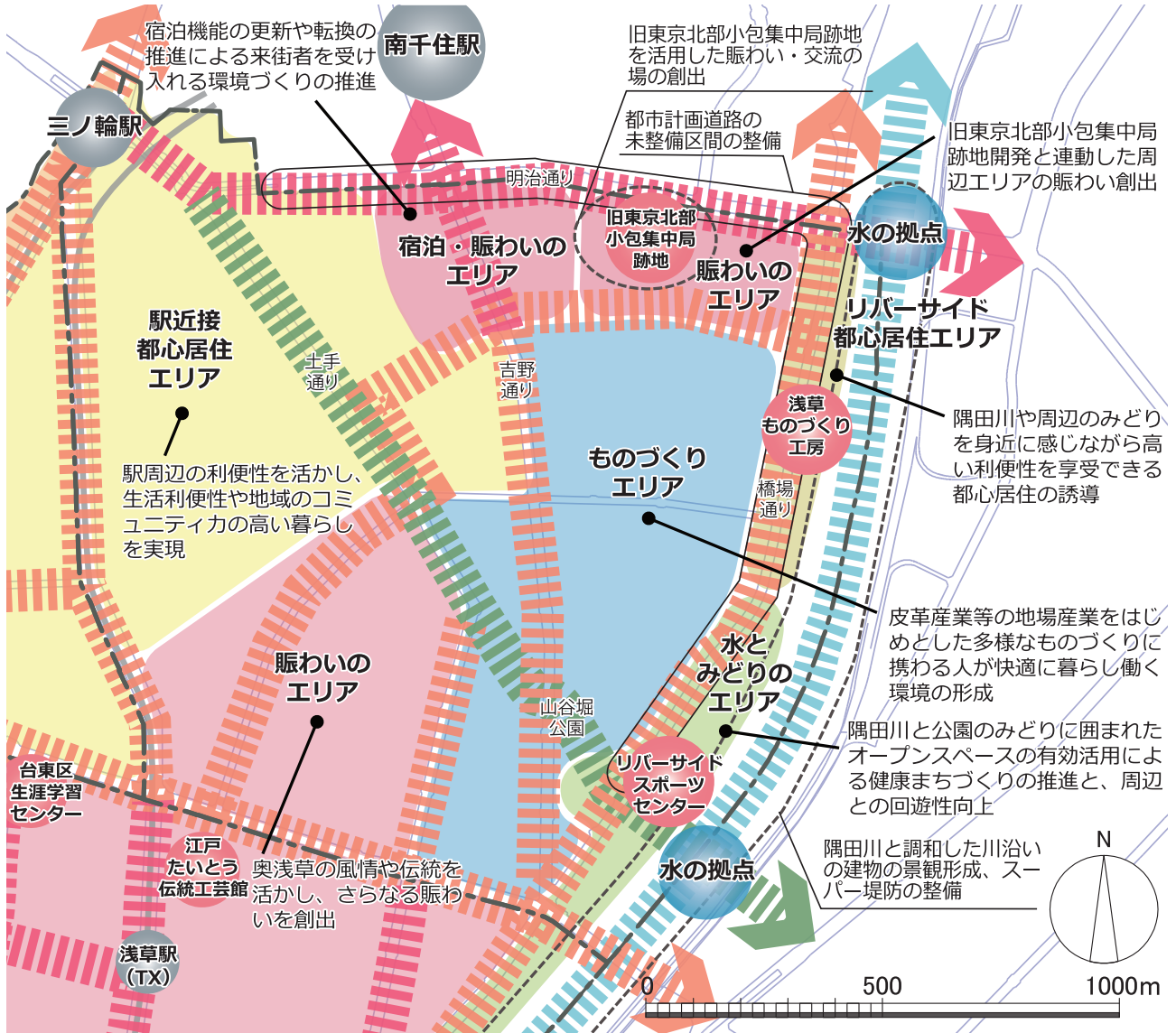
②みどりがあふれる環境の創出

○山谷堀公園から土手通りにかけては、歴史・文化やみどりを感じる歩行者空間の整備により、風情ある地区等を結び、地域の回遊性向上を図る。

○建物の更新にあわせてオープンスペースの創出により、みどりと潤いのある空間の形成を図る。

5 北部地域

■北部地域まちづくり方針図



【エリア】	【みち】
ものづくりエリア	生活・賑わいのみち
宿泊・賑わいのエリア及び賑わいのエリア	みどり・歴史のみち
駅近接都心居住エリア	水・みどりのみち
リバーサイド都心居住エリア	観光・賑わいのみち
水とみどりのエリア	
【駅と施設等】	【一般】
鉄道駅	JR在来線
主な公共施設	その他鉄道
水の拠点	都市計画道路
	地域境界



台東区都市計画マスタープランとは
第1章

台東区の現況
第2章

台東区が目指すまちの姿
第3章

分野別まちづくり方針
第4章

地域別まちづくり方針
第5章

まちづくりの実現に向けて
第6章

巻末資料

6 南部地域

■地域の成り立ち

歴史的な経緯	
～江戸期	奥州街道・日光街道には浅草見附が設置されるなど、街道沿いが発展し、文房具・玩具を中心とする問屋街及びそれに関連する町工場街が形成された。蔵前には幕府の年貢米を貯蔵する浅草御蔵があり、江戸中期には柳橋付近に花街が形成され、賑わいがあった。
明治期～戦後	地域の大部分が震災・戦災の被害を受けた。現在のJR総武線や東京メトロ浅草線が開業した。
現在	江戸期に形成された問屋街は、現在でも人形、玩具、手芸等の問屋・専門店街として受け継がれている。また、戦災を免れた一部地域では、戦前の特徴的な建物が残っている。都営地下鉄浅草線、同大江戸線、つくばエクスプレスの開業に伴い、高層マンションが増加している。

江戸期の町割による都市構造



■まちづくりのトピック

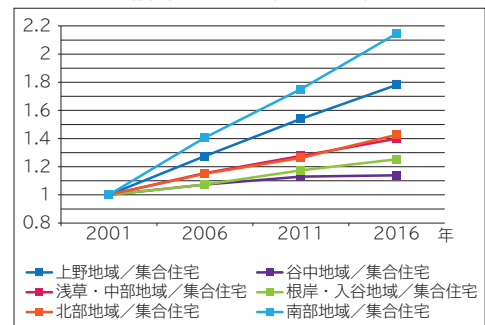
ものづくり

- 平成16年(2004年)、台東デザイナーズビレッジが開設され、ファッションビジネスの創業支援施設として活用されている。
- 近年は御徒町から蔵前の間(カチクラエリア)を中心に、ものづくり産業に活気がある。

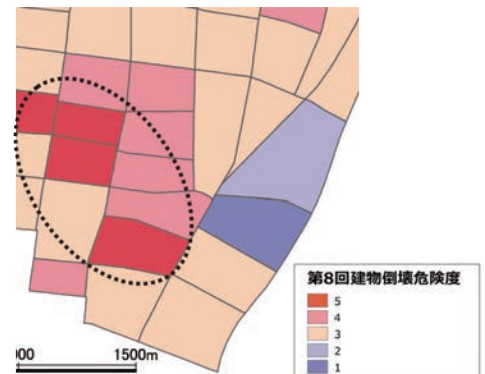


台東デザイナーズビレッジ

集合住宅の棟数推移(対2001年比)
(都市マス地域区分ごと)



建物倒壊危険度



出典：地震に関する地域危険度測定調査(第8回)より作成

集合住宅、子育て世代の増加

- 近年は特に集合住宅の建設が多く、また、若い世代が増加しており、その動向に対応した市街地環境の形成や機能誘導が必要である。

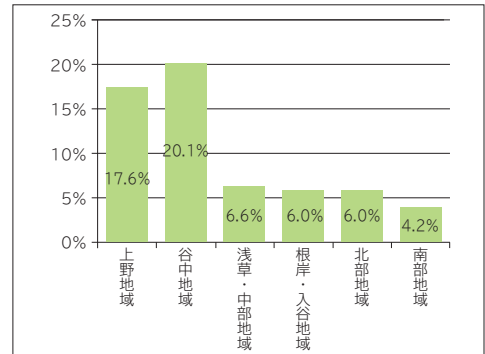
市街地の安全性

- 戦災被害が少ない鳥越・小島エリアは、老朽建物・敷地面積の小さい建物が密集しており、建物倒壊危険度が高く、不燃領域率が低い傾向にある。

みどり

- 貴重な資源である隅田川・神田川に隣接しており、水辺空間の活用や親水性の向上が必要である。
- 他の地域に比べて緑被率や1人当たりの公園面積が狭く、特に緑被率は区内で最も低く、公園等のオープンスペースの創出が必要である。

地域ごとの緑被率



出典：平成30年度台東区みどりの実態調査より作成

■南部地域の将来像

多様な職住近接スタイルを実現し 新たな産業や価値観を生み育てるまち

ものづくりを核とした賑わいが創出されるとともに、利便性の高い都心居住が実現し、それらが融合した新たなライフスタイルが展開されています。

地域の防災性向上や水とみどり、歴史・文化を感じる地域づくりが推進され、安全で魅力的な市街地が形成されています。

コラム

「カチクラ」エリアについて

カチクラとは、^{オカチマチ}御徒町の「カチ」と^{クラマエ}蔵前の「クラ」を組み合わせた造語で、御徒町～蔵前にかけての地域のことをいいます。実際には御徒町、蔵前だけではなく、ものづくり系の店舗が集積している御徒町～蔵前～浅草橋にかけての2km四方の地域を指すことが多く、浅草橋、柳橋、台東、小島、寿、三筋、駒形、鳥越、東上野、元浅草の全域または一部が含まれています。

江戸時代、浅草橋周辺に問屋街が形成され、人形、玩具などの製造や卸売業の集積地として発展しました。このような古くからの産業集積に加え、近年は御徒町、蔵前などを含む広域において、ものづくり系工房や企業、ショップなどの集積がみられ、「ものづくりのまち」として注目を集めています。



イベント期間中のおかず横丁

6 南部地域

■南部地域まちづくり方針

(1) ものづくりによる賑わいの創出と魅力向上

①ものづくりの活性化に向けた土地利用の誘導

- 防災性向上とあわせた併用住宅のリニューアル等により、ものづくりに携わる人々の活動の場や住宅として活用するなど、ものづくりを核とした地域の活性化を図る。
- まちの佇まいを残しながら、事務所ビルなどの既存ストックの有効活用・機能転換により、職と住が調和した土地利用を誘導する。

②ものづくりによるまちの魅力向上

- ファッションや雑貨、デザイン関連ビジネス分野での起業を目指す人々を支援するため、台東デザインズビレッジを引き続き活用するとともに、店舗・作業所等の改修に対する支援を行い、「ものづくり」のまちの魅力強化・発信する。

(2) 良質で利便性の高い魅力的な生活・住環境の創出

①ライフスタイルを支える土地利用の誘導

- 住宅と商業の併用住宅等による複合的土地利用や、質の高い生活利便施設の誘導により、都心への近接性を活かした、良質で利便性の高い都心居住を誘導する。
- 子育て支援機能の誘導により、子育て世代が安心して暮らせる環境づくりを推進する。
- 地域コミュニティの充実を図り、交流を促進する。

②地域のニーズに対応した商店街の活性化

- 近隣型商店街は、多様化する消費者のニーズへの対応による活性化を推進し、地域生活を支え、コミュニティ形成に資する場として活用する。
- 商店街の建物の建替えにあわせた、低層部への商業施設等の配置の誘導により、商店街の賑わい・連続性を確保する。

③快適で魅力的な市街地環境の整備

- 開発とあわせたオープンスペースやみどりの確保により、潤いある空間形成を図る。
- 蔵前橋通り、春日通り等の幹線道路沿道では、周辺の市街地環境に配慮した街並みを誘導する。

(3) 回遊性向上と賑わいの創出

①駅周辺の回遊性向上と賑わいの創出

- 浅草橋駅周辺では、建物の建替えにあわせた歩行者空間の創出を推進するとともに、輻輳する交通環境の改善やバリアフリー化、鉄道高架下等の空間整備、駅前の賑わいの創出等を推進する。
- 蔵前駅周辺では、乗り換え利便性を向上するための検討や問屋が集積するまちの個性を活かした景観形成、賑わいの誘導等により、楽しく歩ける空間づくりを推進する。

- 新御徒町駅周辺では、歩行者の安全性・快適性を確保し、誰もが移動しやすい空間を整備するとともに、生活利便施設等の誘導を図る。

②地域全体における賑わいの創出

- 問屋街、おかず横丁等と周辺地域との回遊性向上や景観の調和、街並みや賑わいの連続性確保を図る。
- 地域産業や地域のコミュニティなどを活かし、地域全体における新たな賑わいの創出を図る。

(4) 地域の防災性向上

①建物の耐震化・不燃化の促進

- 地域全体の防災性向上を図るため、建物の更新等により、不燃化・耐震化の促進、狭あい道路の拡幅、オープンスペースの確保等を推進する。
- 中小規模の事務所ビルは、防災性向上とあわせ、建物の性能向上を図りながら、安全性を強化する。

②水害対策

- 集中的な大量の降雨などによる荒川や神田川の氾濫や高潮等の水害対策を検討する。

(5) 歴史・文化・みどりを感じる風情ある街並みの創出

①歴史・文化やみどりを感じる街並みの創出

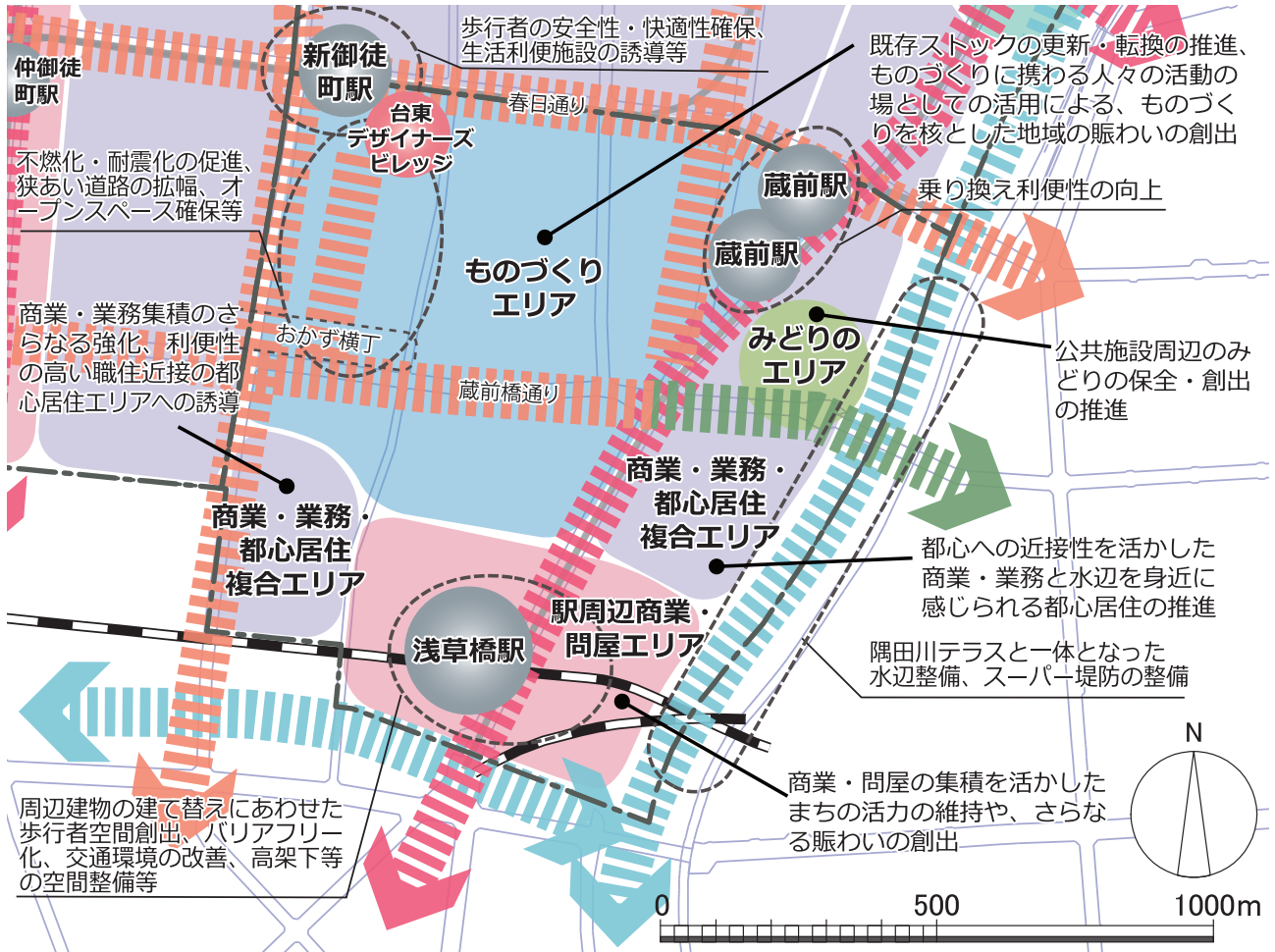
- 地域性を反映した祭事等の情緒ある地域資源や、歴史・伝統のある文化資源を活かした景観形成に努め、風情を感じる街並み形成を推進する。
- 開発にあたっては、空地の創出や緑化等により、みどりあふれる環境を創出する。

②水とみどりを活用した水辺空間の形成

- 隅田川周辺では、水辺と調和した街並みによる景観形成を推進するとともに、隅田川テラスと一体となった水辺整備を進める。
- 神田川では、舟運の活用等を推進するとともに、周辺では歴史と潤いを感じる景観形成を進める。
- まちづくりの進捗や建物の更新にあわせてスーパー堤防を整備し、防災性・親水性の強化を図る。

6 南部地域

■南部地域まちづくり方針図



【エリア】	【みち】
駅周辺商業・問屋エリア	観光・賑わいのみち
ものづくりエリア	生活・賑わいのみち
商業・業務・都心居住複合エリア	みどりのみち
みどりのエリア	水・みどりのみち
	【一般】
【駅と施設等】	JR在来線
鉄道駅	その他鉄道
主な公共施設	都市計画道路
	地域境界



第6章

まちづくりの実現に向けて

- 1 協働によるまちづくりの推進
- 2 多様な主体による地域まちづくりの推進
- 3 まちづくりに係る制度の積極的な活用
- 4 まちづくりに係る情報の収集・共有と人材育成
- 5 都市計画マスタープランの適切な運用・評価・見直し
- 6 まちづくり推進重点地区
- 7 まちづくりの実現に向けて

1 協働によるまちづくりの推進

(1) 協働によるまちづくりの推進

台東区は先人が築いてきた歴史・伝統が今も息づき、これらが互いに融合し、支え合い、独自の魅力と活力を生み出してきた。

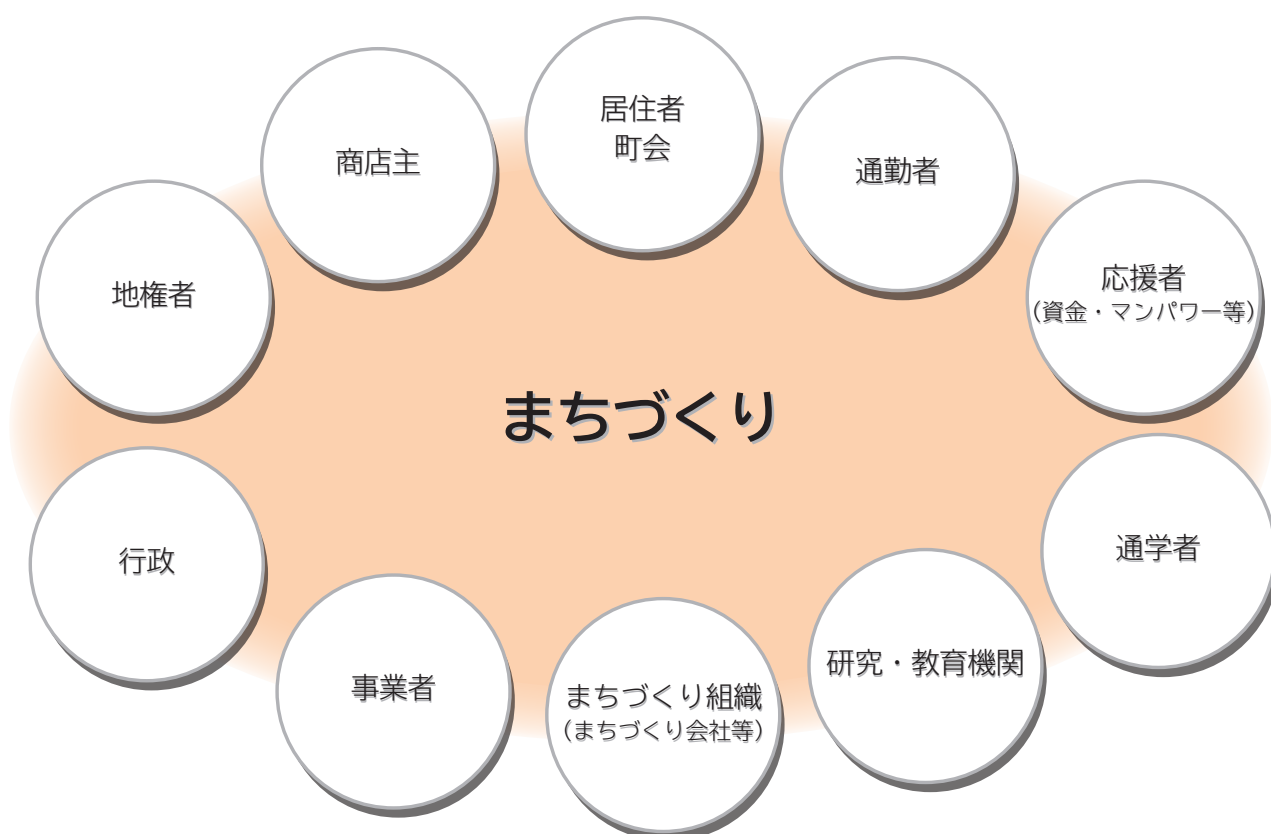
台東区のまちづくりの将来像実現のためには、これらの魅力と活力、そして「自分たちのまちは自分たちの意思でつくる」という意識が必要である。そのためには行政のみではなく、区民や企業等がまちづくりに主体的にかかわり、自分たちのまちを自らつくることにより、ニーズに即し、まちの個性を活かし、愛着を育む、継続的なまちづくりが可能となる。

台東区にかかわる様々な人々や組織が協働し、まちづくりに取り組んでいく。

(2) まちづくりの進め方

台東区のまちづくりは、多様な主体の異なる意見を調整し、合意形成を図りながら進めていくことが重要である。

これらの主体はそれぞれの役割の認識のもと、協働してまちづくりを担うことが必要である。



まちづくりの多様な主体

『協働によるまちづくり』を推進するためのまちづくりの主体は、次のような役割を担う。

①区民の役割

○区民は、自分の住まいのことだけでなく、周辺へも配慮しながら、自らできることを主体的に進めていくとともに、まちづくりに積極的に参加し、自分たちが活動する身近な地域をより良くするための方法を考え、行動する。

②事業者・商店主等の役割

○民間事業者や商店主は、地域貢献の視点を持ち、地域の一員としてまちづくりに積極的に参画・協力し、社会的役割を果たす。

○地権者は、「台東区都市計画マスタープラン」に示された方針と整合した土地利用を図り、地域のまちづくりに貢献する。

③研究・教育機関の役割

○台東区内や周辺には大学などの教育・研究機関が多く立地しており、地域とのつながりを活かしながら、教育・研究機関が有する専門的かつ独自の視点と連携したまちづくりを進める。

④区の役割

○区は、「台東区都市計画マスタープラン」に基づいたまちづくりを推進するため、区民等に必要なまちづくりの情報を提供し、地域の問題点や課題、その解決方を提起し、まちづくりを支援する役割を担う。

○また、職員の育成を図り、国・東京都の協力や隣接区との調整、関係機関や事業者、さらには公的事業主体、NPO等との連携・協力を深める。

コラム

エリアマネジメント

都市の成長から成熟の時代への変化に伴い、今後の地域社会の持続可能な発展のためには、使い手の視点から、個性豊かで活力に富む地域の形成と、良好な環境を維持し続けていくことが重要です。このため、これまでの都市基盤の整備等の視点だけでなく、その維持・管理・運営等の、まちをマネジメントするという視点が不可欠です。

エリアマネジメントとは、一定のエリアを単位に、民間（＝地域で暮らしている、あるいは働いている等、様々な形で関わっている方々）が主体となり、まちづくりやマネジメント（地域経営）を積極的に行おうという取り組みです。

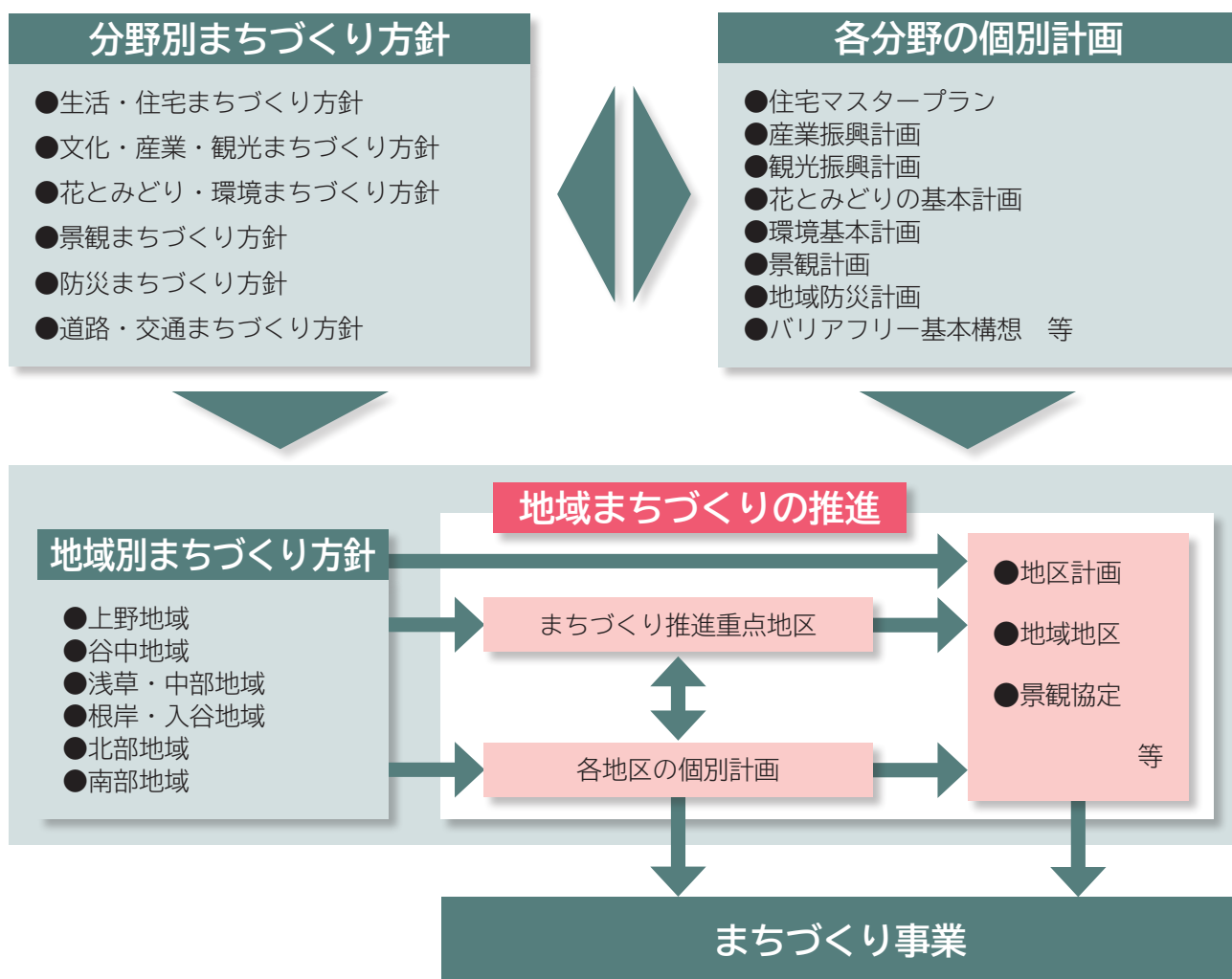
取り組みの内容としては、快適で魅力的な環境の創出や美しい街並みの形成、安全・安心な地域づくり、良好なコミュニティ形成、地域の伝統・文化の継承などによる資産価値の保全・増進、ブランド力の向上などが挙げられます。

2 多様な主体による地域まちづくりの推進

(1) 地域ごとのまちづくりの推進

魅力あるまちづくりを推進するためには、長い歴史の中で育んできた地域固有の資源を活かしながら、それぞれの主体のニーズを踏まえた地域の目指すまちの姿の検討を通じて、区も含めた地域の様々な主体が一体となってまちづくりを進めていく必要がある。

地域まちづくりを進めていくため、本プランを構成する「分野別まちづくり方針」、「地域別まちづくり方針」に基づいた各分野、各地域の個別計画を、区民や地域の意思を反映しながら、計画的に検討・策定する。



(2) 誰もが取り組みやすいまちづくり

まちづくりを着実に進めるためには、関係者で地域別のまちづくり計画を検討・共有するとともに、柔軟かつ段階的にまちづくりを進める必要がある。

また、多様な主体がまちづくりを身近なものとして捉え、取り組みやすい環境づくりもあわせて必要となる。

そこで、誰もが取り組みやすいまちづくりの仕組みについて検討する。

(3) 地域まちづくりの組織化・ルールづくりへの支援

地域まちづくりを進めていくために、地域にかかわる多様な主体による、課題解決やまちづくりの具体的

な取り組みを協議する「まちづくり協議会」等の組織づくりを促進する。

区は地域まちづくりを具体的に進めていくために、目指すまちづくりの実現のための誘導・規制方策や地区計画などのルールづくり、取り組みを進めるための支援を行う。

(4) 地域からのまちづくりの提案の促進

区民等によるまちづくりの取り組みを都市計画に反映させる制度のひとつとして、都市計画法の「都市計画提案制度」を活用した地域主体のまちづくりを進めていく。

さらに、区民等の意見を都市計画に反映させるため、提案や参画の手続き等について検討する。

(5) 区民・企業等による地域の主体的な取り組みによるマネジメント組織

地域の魅力や住環境を向上させるための官民が連携した取り組みや、区民・NPO法人・事業者などによる主体的な取り組みを進める。

今後はストック（つくったもの）の有効活用のためのマネジメント（維持管理・運営）の視点も重要であることから、地域に活力を生み出すとともに、継続的な発展を目指す、地域マネジメント活動の展開と担い手の育成を積極的に支援する。

また、民間との協働による公共施設やインフラの整備・運営など、民間活力の活用検討を図るとともに、地域住民をはじめとする多様な主体の参画を得ながら、官民が連携した地域マネジメントの取り組みを推進する。

主な地域でのマネジメント活動の例

- 地域が主体となった防災・防犯活動などの取り組み
- 地域が経営する公園（パークマネジメント）
- 官民連携プラットフォームの設立（地域課題の解決に向け、まちに関わるさまざまな団体が連携し、統合的なまちづくりに取り組む官・民・学による推進体など）

多様な主体の協働によるまちづくりの進展

例)

- 区内のまちづくり協議会活動の充実
- 地区計画等の策定
- 協定の締結 など

地区単位でのまちづくり施策のニーズの高まりへの対応

例)

- コミュニティの希薄化への対応
- 密集市街地における不燃化や耐震化に向けた取り組み など

まちづくり人材を活かした地区単位での協働まちづくりの強化
(エリアマネジメント・継続的なまちづくりの推進)

3 まちづくりに係る制度の積極的な活用

(1) 都市計画制度等の積極的な活用

まちづくりの将来像実現のために活用可能な手法として、「地区計画」、「景観協定」、「建築協定」などの地区単位のルールづくりのための制度や、「市街地再開発事業」、「都心共同住宅供給事業」等の事業制度があげられる。

これらのうち、地区計画については、地域の実情に応じたきめ細かなまちづくりを進める手法であるため、台東区において有効な手法であり、地域自らがまちづくり意識の高揚等を図り、活用できるよう推進する。

また、その他の都市計画等の制度・事業についても、地域のまちづくりの動向に応じ、積極的な活用を図っていく。

(2) 個別計画や関連条例・指導要綱等との連携

地域まちづくりは、都市計画マスタープランだけではなく、関連する個別の計画や条例とも連携して進めていく必要がある。台東区では、これらの条例の他にも要綱等を制定して、適切な指導等を行っている。

今後とも都市計画マスタープランに示す将来像の実現に向け、他の計画や条例と連携を図りながら、適切に運用する。

個別計画の例

- 住宅マスタープラン
- 産業振興計画
- 観光振興計画
- 花とみどりの基本計画
- 環境基本計画
- 景観計画
- 地域防災計画
- バリアフリー基本構想

関連条例の例

- 中高層階住居専用地区内における建築物の制限に関する条例
- 特別工業地区建築条例
- 狭あい道路拡幅整備条例
- 自転車の放置及び自転車駐車場等の整備に関する条例
- 不燃建築物促進助成条例
- 震災後の復興における市街地の計画的な整備に関する条例
- 集合住宅の建築及び管理に関する条例
- 大規模マンション等の建設における保育所等の整備に係る事前届出等に関する条例
- 定住まちづくりに関する基本条例
- 中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例
- みどりの条例
- 景観条例
- 文化財保護条例
- 生活安全条例

4 まちづくりに係る情報の収集・共有と人材育成

(1) 開発等の早期把握

まちづくりの将来像を実現する地域まちづくりを進めるには、開発事業や大規模建築等に当たっての事前調整が重要である。個別の開発や建築等について、法律にもとづく申請等に先立って、まちづくりの多様な主体がその内容を早期に把握するための仕組みを検討する。

(2) まちづくりに係る情報提供や人材育成の充実

多様な主体がそれぞれの役割により、まちの将来を考え、実際にまちづくりに取り組んでいくためには、その必要性を認識し、学ぶことが重要である。

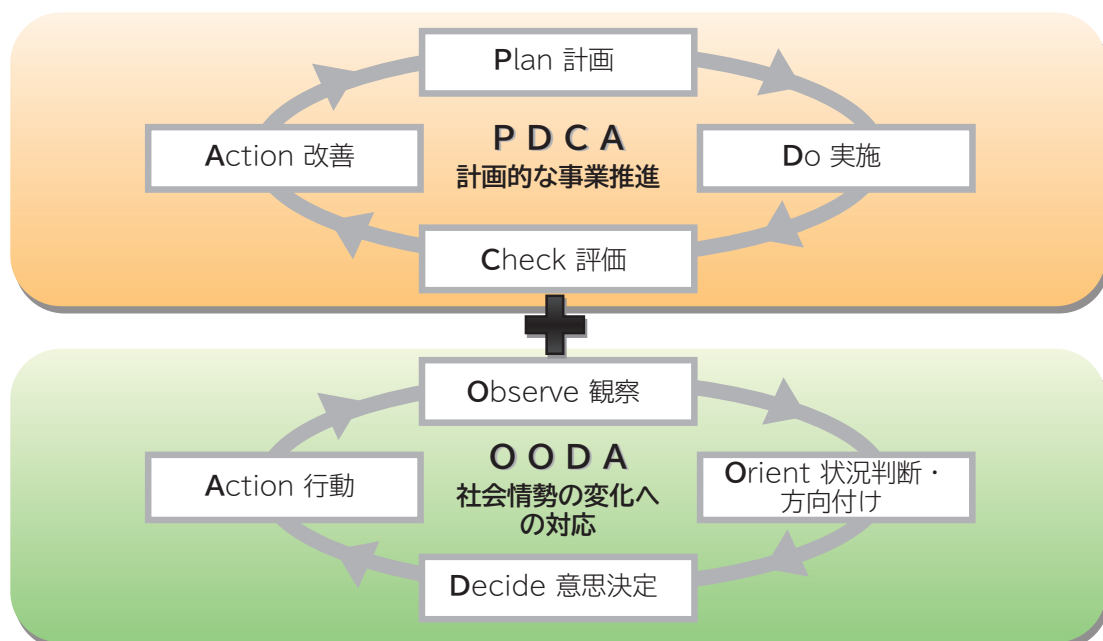
そこで、まちづくりへの意識や関心を高めるため、各種情報媒体の活用により、まちづくりの情報や基礎資料を区民に積極的に提供するとともに、「まちづくりカレッジ」等のまちづくりに携わる意識啓発の取り組みを推進する。

5 都市計画マスタープランの適切な運用・評価・見直し

まちづくりの実現に向けた各種事業の実施においては、取り組み期間、目標量、事業費等の具体的なプログラムの策定により、計画的に事業を推進し、行政評価における計画(Plan)、実施(Do)、評価(Check)、改善(Action)というサイクルにより、施策や事業の不断の見直しを行い、これまで以上に有効性・効率性を評価し、効果的な運営を図るものとする。

また、まちづくりは刻一刻と変化するまちを対象に展開していくものである。その変化する状況を的確に捉え、効果的に展開させるため、計画を踏まえながらも状況にあわせて、柔軟かつ機動的に対応する必要がある。

そこで観察(Observe)、状況判断・方向付け(Orient)、意思決定(Decide)、行動(Action)といった、OODAループによる評価も取り入れながら、柔軟かつ計画的にまちづくりを展開していく。



6 まちづくり推進重点地区

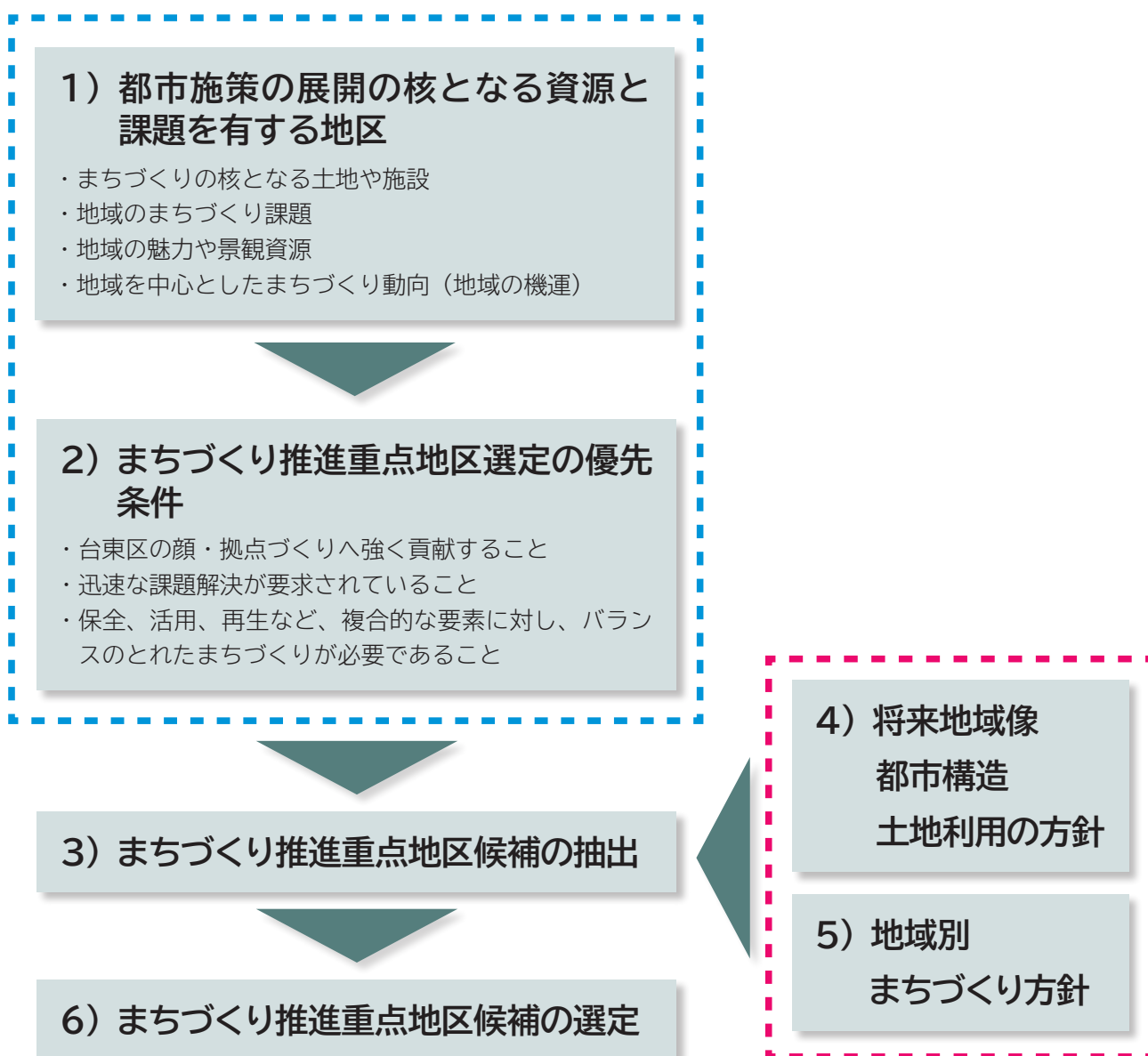
(1) まちづくり推進重点地区におけるまちづくり

拠点性の向上やまちづくりの課題解決の必要性が高い地区として「まちづくり推進重点地区」を設定し、まちづくり施策を集中的に実施する。これにより効果的な都市施策の実現を図るとともに、地域全体への波及を図る。

(2) まちづくり推進重点地区候補の選定フロー

まちづくり推進重点地区の選定は、次の選定フローに従って行う。

まちづくり推進重点地区候補の選定フロー



(3) まちづくり推進重点地区候補の選定理由

地区名	1) 都市施策の展開の核となる資源と課題を有する地区		2) 重点地区選定の優先条件
上野・御徒町地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 世界文化遺産を含む多様かつ高度な文化・芸術関連施設の集積 上野恩賜公園周辺の景観資源の集積 上野や御徒町のまちづくり機運 	<ul style="list-style-type: none"> 台東区の顔づくりに強く貢献
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 文化・芸術の創造発信拠点の形成 上野恩賜公園の玄関にふさわしい上野駅の機能更新、歩行者空間の形成、交通結節機能の強化 上野駅周辺の回遊性向上 帰宅困難者対策、防災機能の充実 	
谷中地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 地区のまちづくり機運 	<ul style="list-style-type: none"> 不燃化建て替えの促進が急務
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 歴史資源保全、居住環境と観光の調和 建物の不燃化、避難動線の確保 都市計画道路の整備（言問通り（環状3号線、補助95号線）） 	
浅草地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 浅草寺周辺の景観資源の集積 国際観光都市としての拠点性 	<ul style="list-style-type: none"> 台東区の顔づくりに強く貢献
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 拠点性の充実、受入体制の強化 浅草寺周辺の景観形成 防災機能の充実 交通結節機能の強化（乗り換え利便性の向上） 隅田川との連携（親水テラス、舟運、防災船着場の活用） 	
根岸・入谷地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 大規模用地（旧坂本小学校跡地） 閑静で落ち着いた生活環境 	<ul style="list-style-type: none"> 緊急輸送道路の沿道耐震化が急務 拠点性の向上
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 防災性向上（緊急輸送道路沿道の耐震化等） 鶯谷駅周辺の都市基盤施設の整備 	
北部地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 大規模用地（旧東京北部小包集中局跡地） 台東区を代表する産業集積 	<ul style="list-style-type: none"> 不燃化建て替えの促進が急務 拠点性の向上
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 面的な防災性向上 交通利便性の向上 既存ストックの活用と更新 産業振興と連携したまちづくり 	
台東・小島・鳥越地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 特色ある商店街の立地 ものづくりに携わる人々の動向 	<ul style="list-style-type: none"> 住環境保全、ものづくり産業や商店街の活性化
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 不燃化、耐震化等を契機とした建物更新 空き店舗を活用した商店街の活性化 	
浅草橋・柳橋地区	資源	<ul style="list-style-type: none"> 神田川等の景観資源 問屋街の集積 	<ul style="list-style-type: none"> 台東区の顔づくりに強く貢献
	課題	<ul style="list-style-type: none"> 問屋街及び鉄道高架下店舗の活性化（歩行空間、商業、景観など） 乗り換え利便性の向上 神田川の親水性向上、景観形成 	

6 まちづくり推進重点地区

(4) まちづくり推進重点地区における取り組みの方向性

●開発需要の高い地区

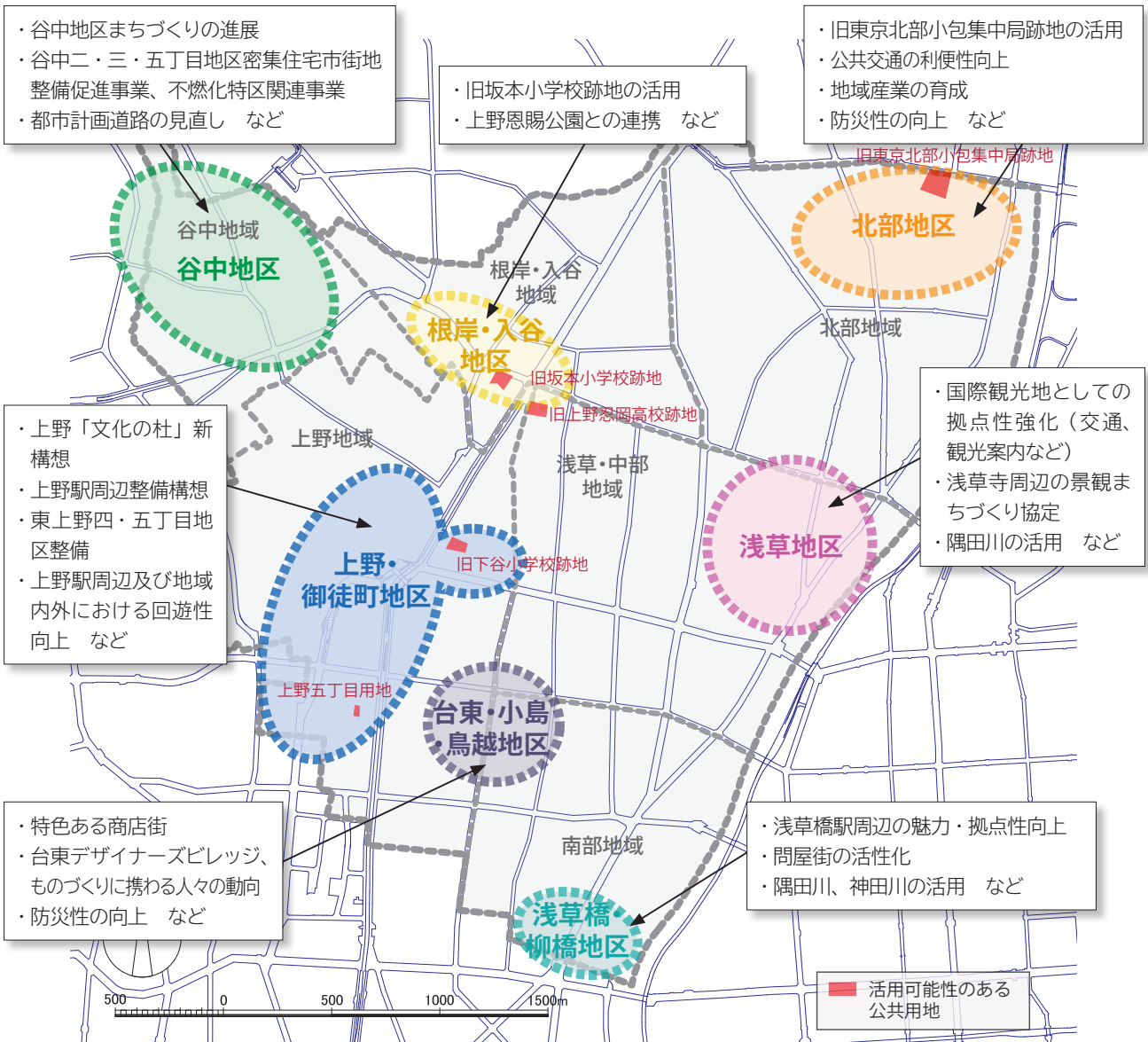
民間事業者によるまちづくりへの積極的な参画を誘導

●開発需要の低い地区

地権者等の機運醸成に行政が積極的に関わることにより、民間の参画を誘導

まちづくりを進める地区の特性に応じて、行政や民間など、多様な主体によるまちづくりへの関わり方を、地区ごとに検討する必要性

まちづくり推進重点地区



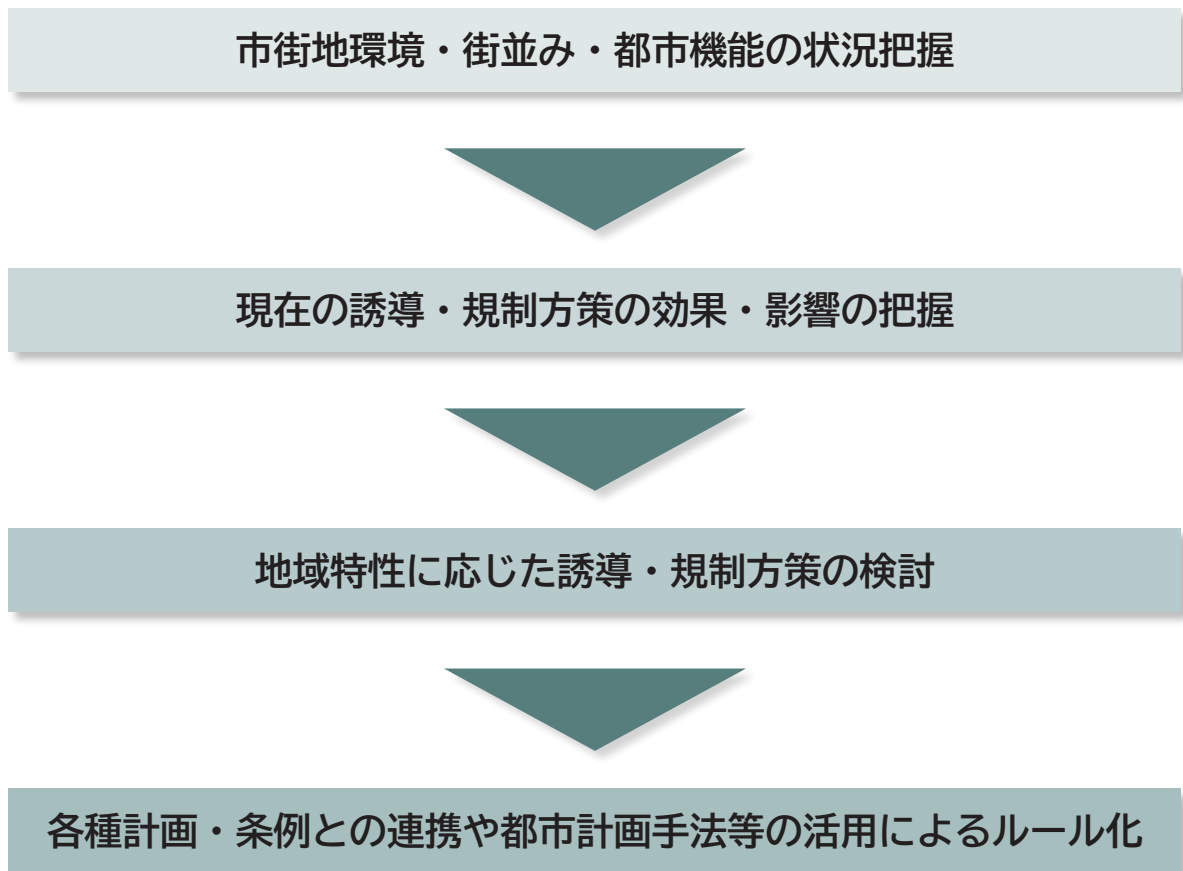
※具体的な重点施策の可能性については、地域の状況に応じて随時見直していく。

7 まちづくりの実現に向けて

(1) 市街地環境・街並み・都市機能に係る誘導・規制方策の検討

より良い市街地の形成に向けた快適な住環境の形成をはじめ、歴史・文化資源の保全・活用、土地の有効利用、防災性の向上や、様々な機能の調和を目指し、まちの現状と動向を把握するとともに、今後講ずべき適切な誘導・規制方策を検討する。

■ 取り組みの流れ

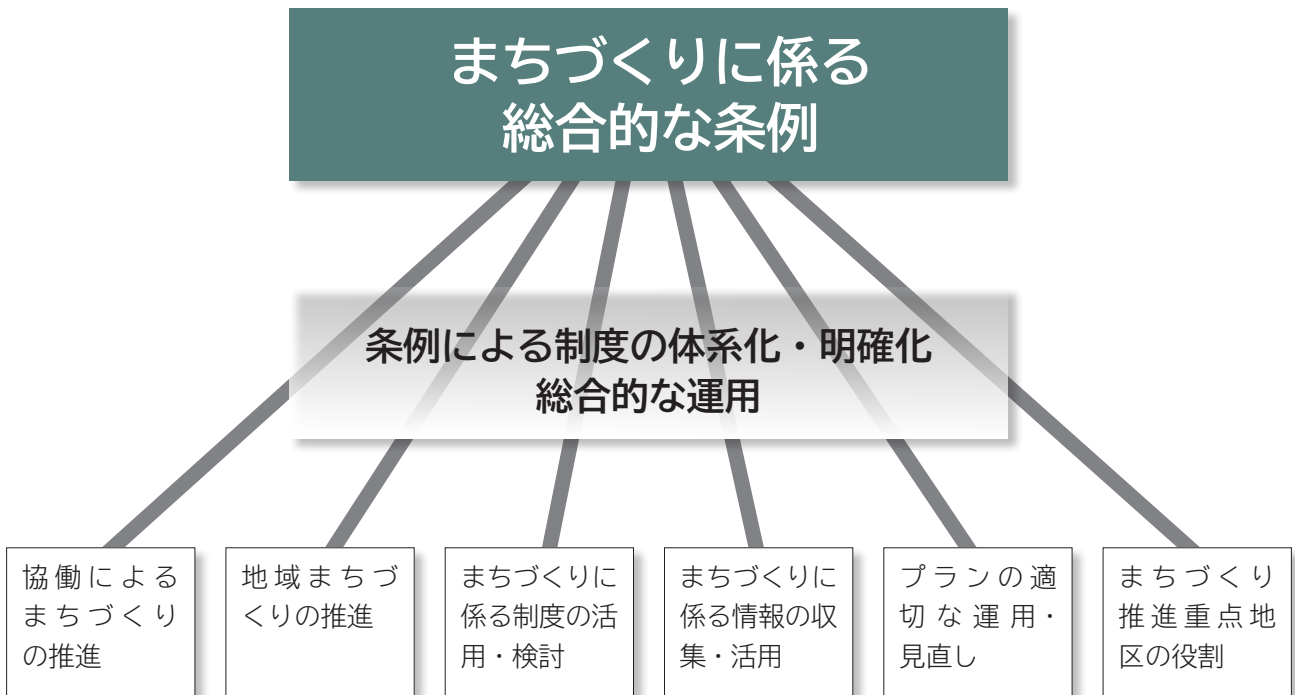


7 まちづくりの実現に向けて

(2) まちづくりに係る総合的な条例の検討

多様な主体が協働して実効性のあるまちづくりを進めるため、都市計画やまちづくりにおける区民等の参画の仕組みや、開発事業における調整の手続き、まちづくりへの支援・組織化などを主な内容とする、台東区独自のまちづくりに係る総合的な条例の制定を検討する。

■ まちづくりに係る総合的な条例のイメージ





巻末資料

- 1 用語集
- 2 検討経緯
- 3 検討体制
- 4 台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

1 用語集

あ

一時滞在施設	帰宅が可能になるまで待機する場所がない帰宅困難者等を一時的に受け入れる施設。(東京都の定義より)
一般緊急輸送道路	「緊急輸送道路」の項目を参照
インキュベーション	新たに設立された競争力の弱い企業や事業者、国や地方公共団体などが技術、人材、資金の各方面から支援し、育成すること。台東区では、台東デザイナーズビレッジと浅草ものづくり工房の2か所がある。
上野台地	武蔵野台地の東端に位置している台地の一つで、現在の上野恩賜公園とその周辺に位置し、一帯は「上野の山」ともいわれている。
OODAループ(ウーダ・ループ)	アメリカ空軍によって提唱された意思決定理論。観察(Observe)、方向付け(Orient)、判断(Decide)、実行(Act)の4段階のアプローチで意思決定し、取り組みを推進する。内部の「計画」からではなく、外部の「観察」から始まるのがPDCAとは大きな違いで、刻々と変化する社会情勢に柔軟に対応できる強みがある。
エネルギーの面的利用	個々の建物ではなく、面的なエリアの複数の建物で、エネルギーの効率的な供給などを行い、全体のエネルギーの最適化を図ること。
エリア防災	建物や各種施設が集中する都市の街区において、建物単位の防災対策にとどまらず、エリア全体の視点から計画し、具体的な取り組みを推進する防災対策のこと。関係者が連携・協力して、ハード・ソフト両面からのエリア単位での防災対策の充実に関する計画となるエリア防災計画を策定し、計画に基づき取り組みを進めていく。
エリアマネジメント	特定のエリアを単位に、民間が主体となって、まちづくりや地域経営(マネジメント)を積極的に行う取り組みのこと。(内閣官房の定義より)
延焼遮断帯	一定規模の市街地の外周を囲むように、帯状の都市施設である道路・河川・鉄道及び公園と、それらの周辺の建築物の不燃化を有機的に組みあわせ、延焼火災を分断する空間。
オープンカフェ	街路や河川に面した一体的かつ開放的な空間に設置されたカフェ又はレストランの総称。
オープンスペース	公園、広場、河川など、建物によって覆われていない土地の総称。都市計画法上の用語として「公共空地」がある。

か

カーシェアリング	複数の利用者が、特定の自動車を利用時間を決めて共同利用する自動車の利用システム。
崖線	河川や海の浸食作用などでできた崖地の重なりのこと。
火災危険度	(地域危険度を参照)

カチクラ	御徒町～蔵前にかけての地域のこと。近年、ものづくりに係る活動が盛んに行われており、関連する店舗や施設が増えている。
緩衝地帯（バッファゾーン）	世界遺産の推薦資産の効果的な保護を目的として、推薦資産を取り囲む地域に、法的又は慣習的手法により補完的な利用・開発規制を敷くことにより設けられるもうひとつの保護の網のこと。資産を適切に保全するために必要な場合は、適切に緩衝地帯（バッファゾーン）を設定する必要がある。（世界遺産条約履行のための作業指針（仮訳）の定義より）
官民連携プラットフォーム	地域の企業、金融機関、地方自治体等が集まり、官民連携事業（PPP/PFIなど）のノウハウ習得と案件形成能力の向上を図り、具体化する仕組みのこと。（内閣府の定義を参考）
帰宅困難者	災害時に外出している者のうち、近距離徒歩帰宅者（近距離を徒歩で帰宅する人）を除いた帰宅断念者（自宅が遠距離にあること等により帰宅できない人）と遠距離徒歩帰宅者（遠距離を徒歩で帰宅する人）のこと。（東京都の定義より）
旧耐震基準	昭和56年6月1日の建築基準法の耐震基準の見直しより前に用いられていた耐震基準。地震の際の建築物の被害が危惧されている。
狭あい道路	一般に幅員4メートル未満の道路をいい、防災や住環境における課題を解消するため、すみ切りやセットバックによる道路拡幅整備が進められている。
共生のまちづくり	高齢者、障害者、子供、外国人などを含むすべての人々が、お互いを尊重し合いながら居心地よく生活し、時には交流を深めることができるまちづくり。
共同化	複数の地権者が土地・建物を共同で建て替えること。
業務機能	企業のビジネスや事業活動に係る機能（事務所等）。
緊急輸送道路	東京都地域防災計画に定める、高速自動車国道、一般国道及びこれらを連絡する幹線的な道路並びにこれらの道路と知事が指定する拠点（指定拠点）とを連絡し、または指定拠点を相互に連絡する道路。緊急輸送道路のうち、特に沿道建築物の耐震化を図る必要がある道路として指定した道路を特定緊急輸送道路といい、それ以外のものを一般緊急輸送道路という。（東京都の定義を参考）
グループホーム	高齢者、障害者などが、日常生活上の必要な援助やサービスを受けながら、地域社会の中で共同居住する生活の場。
景観協定	景観法に定める協定で、特定の区域における土地や建築物の権利者が、その区域の景観形成に係る協定を合意のうえ締結し、それに基づいた景観形成ができる制度。
景観重要建造物	景観法に基づき景観行政団体の長（台東区の場合は区長）が、地域の景観上重要な建造物（建築物及び工作物）を、地域の個性ある景観づくりの核として維持、保全及び継承を図るため指定したもの。

1 用語集

景観重要樹木	景観法に基づき景観行政団体の長（台東区の場合は区長）が、地域の景観上重要な樹木を、地域の個性ある景観づくりの核として維持、保全及び継承を図るため指定したもの。
景観まちづくり協定	台東区景観条例に定める協定で、特定の区域における建築物等の所有者や管理者が、その区域の景観まちづくりに関する協定を締結することにより、積極的に景観まちづくりに寄与するよう努めるもの。
建築協定	建築基準法に定める協定で、地域の特性等に基づく一定の制限を地域住民等が自ら設けることのできる制度。建築協定を結ぶには、協定区域内の土地の所有者等の全員の合意が必要である。
公開空地	民地内の空地や開放空間のうち、日常一般に公開される部分で、地域住民の利用が可能な公開性のあるまとまった空地。
高度利用	都心や拠点など潜在的な業務・商業や住宅需要を有する地域において、建物の高層化を図ることにより、都市機能を集積し、オープンスペースを創出するなど、適切で合理的な土地利用を図ること。
コージェネレーションシステム	天然ガス、石油、LPガス等を燃料として、エンジン、タービン、燃料電池等の方式により発電し、その際に生じる廃熱も同時に回収するシステム。（資源エネルギー庁の定義より）
国際ビジネス交流ゾーン	都市づくりのグランドデザイン（平成29年度東京都策定）で位置付けられたゾーンの一つ。国際金融やライフサイエンス等の世界中から人材、資本、情報が集まるグローバルビジネスの業務統括拠点やアジアのヘッドクォーターなど、国際的な中枢業務機能が高度に集積した中核的拠点を複数形成し、アジアにおけるビジネス・交流の拠点としての地位を確立していく。（都市づくりのグランドデザインの記載を参考）
コミュニティガーデン	行政ではなく、地域住民、企業等が主体となって自主的に公園や区道などの公共空間の花とみどりを植え育て、みどり豊かな空間を形成し、まちの美化を推進すること。

さ

災害拠点病院	災害時に、主に重症者の収容・治療を行う病院（基幹災害拠点病院、地域災害拠点中核病院及び地域災害拠点病院として東京都が指定する病院）（東京都の定義より）
災害拠点連携病院	災害時に、主に中等症者や容態の安定した重症者の収容・治療を行う病院（救急告示を受けた病院などで都が指定する病院）。（東京都の定義より）
災害時帰宅支援ステーション	災害時に、徒歩による帰宅者に対する支援の一環として指定し、水道水・トイレ・テレビ及びラジオからの災害情報の提供などを行う施設のこと。（東京都の定義を参考）

再生可能エネルギー	一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギーのことで、太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱などが該当する。温室効果ガスを排出せず、国内で生産できることから、エネルギー安全保障にも寄与できる有望かつ多様で、重要な低炭素の国産エネルギー源である。(資源エネルギー庁の定義を参考)
シェアサイクル	自転車共同利用システムの一つで、借り受けた場所以外のポートで返却することができる新たな都市交通手段のこと。
市街地再開発事業	都市再開発法に基づき、老朽木造建築物が密集している地区等において、細分化された土地を統合し、共同建築物と都市基盤施設の一体的な整備を図る事業のこと。市街地の環境を改善し、都市における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的としている。
指導要綱	地方自治体が様々な行政目的達成のため、行政指導の内容を定めたもの。
住宅性能水準	居住者ニーズ及び社会的要請に応える機能・性能を有する良好な住宅ストックを形成するための指針。居住性能では、耐震性、防火性、防犯性、耐久性、維持管理等への配慮、断熱性、室内空気環境、採光等、高齢者等への配慮、遮音性等を確保することを定めている。(住生活基本計画(全国計画)を参考)
職住近接	職場と住居との距離が近いこと。これにより、交通集中の問題を解決し、子育てなどにおける時間的なゆとりを確保するとともに、文化・ショッピングなどの余暇を充実させた生活が期待できる。
震災復興区画整理事業	大規模地震などの被災地において、被災した宅地を整備し、都市機能を回復させるとともに、復興をきっかけとした都市開発も念頭において、基盤整備を行うこと。特に関東大震災からの復興のための区画整理事業は、帝都復興土地区画整理事業と呼ばれ、台東区では谷中地域と上野恩賜公園を除いたほとんどの地域が当該事業の対象となっている。
浸透性・保水性舗装	浸透性舗装は路面に降った雨水を地中へ浸透させ、還元する舗装構造をいう。保水性舗装は路面に吸水・保水性能のある素材を詰めた舗装構造をいい、路面温度の上昇抑制など、環境負荷の低減効果が見込まれる。
親水テラス	水辺環境に親しめるよう、川岸などを整備して作られた遊歩道のこと。
シンボルロード	地域特性を活かし、人々に親しみと潤いを与え、快適で美しく、楽しい都市の顔として整備した道路。
水害ハザードマップ	自然災害のうち洪水(浸水)について、浸水範囲を予想し地図化したもの。

1 用語集

スーパー堤防	従来の堤防に加え、外側の私有地、公有地を盛土し、幅を最大300m程度（隅田川については川端から幅約50m）に広げた堤防のこと。
ストリートファニチャー	道路や広場など屋外の公共空間に設置される、バス停の上屋やサイン、ベンチ、街灯、電話ボックスなどの施設の総称。
スマートエネルギーネットワーク	コージェネレーションシステムを含む分散型エネルギーシステムとともに、再生可能エネルギー、未利用エネルギーを大幅に導入して、電力・熱の融通を行いながら情報通信技術の活用によりエネルギー需給を最適に制御することで、快適な生活を維持しつつ、省エネ・省CO ₂ を達成する次世代エネルギー社会システムの構想。（一般社団法人日本ガス協会の定義より）

た

建物倒壊危険度	(地域危険度を参照)
地域危険度	「地震に関する地域危険度測定調査（東京都都市整備局実施）」に基づき、東京都内の市街化区域の5,177町丁目を対象に、各地域における地震に関する危険性を、建物倒壊危険度（建物倒壊の危険性）、火災危険度（火災の発生による延焼の危険性）、災害時活動困難度を加味して総合危険度で示したもの。おおむね5年ごとに調査を行っている。地域危険度のランクは5段階の相対評価となっており、各ランクの存在比率をあらかじめ定め、危険量の大きい町丁目から順位付けを行い、ランクを割り当てている。
地域地区	都市計画法で定められた土地の利用用途の区分。都市計画区域内の土地を利用用途によって分類し、分類した地区ごとに建築行為などに対して制限を設けている。用途地域は地域地区の一つであり、ほかにも特別用途地区、高度地区又は高度利用地区、特定街区、都市再生特別地区、防火地域又は準防火地域、景観地区、風致地区、駐車場整備地区などの21種類が存在する。
地区計画	市街地の良好な環境形成を図るため、ある一定の地区を単位として、道路や公園等の配置や建築物の建て方等を、住民の意向をもとに、区市町村が都市計画として定める制度・手法。
昼間人口（昼夜間人口比率）	一定地域の常住人口（夜間人口）から地域外への流出口（通勤・通学する人口）を除き、地域外からの流入人口（通勤・通学してくる人口）を加えた人口。オフィスや商業施設、工場、学校が多い地域は昼間人口が夜間人口を上回る地域が多い。また、昼夜間人口比率は、常住人口（夜間人口）100人当たりの昼間人口の割合をいう。（総務省統計局の定義を参考）

<p>駐車場の地域ルール</p>	<p>駐車場整備地区のうち駐車場整備計画が定められている区域において、地方公共団体が定める、地域特性に応じた独自の駐車施設の設置基準（附置義務台数の減免や集約・隔地駐車場の確保など）のこと。知事が地域ルールに基づき、必要な駐車施設の附置が図られていると認める場合は、東京都駐車場条例の基準によらないことができる。</p>
<p>低炭素まちづくり</p>	<p>「民生部門（家庭、業務等）」「運輸部門」の2部門に着目した「都市構造・交通分野」、「エネルギー分野」、「みどり分野」の3分野の取り組みを基本として、コンパクトなまちづくりを軸に、高齢者、子育て世代を含めた全ての区民が暮らしやすい持続可能なまちづくりを実現し、同時に都市の低炭素化を実現するまちづくりのこと。（低炭素まちづくり実践ハンドブック（平成25年、国土交通省都市局の定義より）</p>
<p>特定緊急輸送道路</p>	<p>「緊急輸送道路」の項目を参照</p>
<p>都市計画区域マスタープラン</p>	<p>都市計画法第6条の2の規定に基づく「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」のことで、都道府県が当該都市計画区域の用途地域をはじめとする土地利用に係る都市計画や、都市計画道路などの都市施設に係る都市計画の決定方針等を定めるもの。</p>
<p>都市計画提案制度</p>	<p>都市計画法第21条及び都市再生特別措置法第37条および第86条に基づき、一定規模以上の地区において、土地所有者やまちづくりNPO法人等が自ら地区の価値向上、賑わいの創出などを図るために、土地所有者等の3分の2以上の同意など一定の条件を満たした場合、都市計画の決定や変更を地方公共団体に提案することができる制度。</p>
<p>都市再開発方針等</p>	<p>市街地における再開発の各種施策を長期的かつ総合的に体系付けたマスタープランのこと。本方針における再開発とは、市街地再開発事業、土地区画整理事業等の市街地開発事業にとどまらず、特定街区、地区計画等の規制誘導手法による修復型まちづくり、特定の市街地の整備を目的とした助成事業及び工場等の跡地利用や都市施設の整備と一体となった土地利用の面的転換等を含むもの。（東京都の定義より）</p>
<p>都市施設</p>	<p>都市での活動を支え、生活に必要な都市の骨組みを形作る施設で都市計画に定めることができるもの。都市計画法第11条に基づく施設で、具体的には交通施設、公共空地、供給・処理施設、水路、教育文化施設、医療・社会福祉施設などがある。</p>
<p>都市づくりのグランドデザイン</p>	<p>平成29（2017）年9月に東京都が策定した、2040年代の目指すべき東京の都市の姿とその実現に向けた、都市づくりの基本的な方針と具体的な方策を示したビジョン。平成28年9月に東京都都市計画審議会による答申「2040年代の東京の都市像その実現に向けた道筋について」を踏まえ、「活力とゆとりのある高度成熟都市」を都市づくりの目標とし、目指すべき都市像の実現に向けて、分野横断的な視点から7つの戦略、30の政策方針、80の取り組みを示している。</p>

1 用語集

都心共同住宅供給事業	三大都市圏の都心地域（東京23区、大阪市、名古屋市）において、大都市法（大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法）等に基づき、都市基盤整備を伴いつつ、一体的、総合的に良質な住宅供給を行い、都心居住の推進による住宅立地の改善及び都心における良好な住宅市街地の整備を図ることを目的とした補助事業。一定要件を満たす住宅建設については、国・都・区が補助を行う。
都心居住	都市機能が集積し、生活利便性が高い都心部やその近接地に居住すること。
土地区画整理（事業）	道路、公園、河川等の公共施設を整備・改善し、土地の区画を整え、宅地の利用の増進を図る事業。（国土交通省の定義より）
土地利用	土地の状態や用途などの利用状況のこと。土地には宅地と宅地以外の公園、道路、農用地、森林などがあり、そのうちの宅地は、商業用地（業務地を含む）、住宅用地、工業用地、公共用地などの用途に分類することができる。東京都ではおおむね5年ごとに土地利用現況調査を実施し、土地利用の分類ごとに現況を把握している。

な

内水氾濫	堤防で守られた内側の土地にある水を内水といい、集中的な大量の降雨などでその水はけが悪化し、建物や土地、道路が水につかってしまうこと。河川の水は外水という。
------	---

は

パークマネジメント	従来の行政主導の事業手法から転換し、住民、NPO、企業と連携しながら住民の視点にたつて公園を整備、管理していくもの。誰からもわかりやすい目標設定、多角的な視点による事業展開、結果の評価を行い、継続的な改善を行っていく。（東京都パークマネジメントマスタープランの定義を参照）
パーソナルモビリティ	市街地での少人数の短距離移動、移動が不自由な人の支援などを想定した、次世代型のコンパクトな電動駆動車両（立ち乗りの二輪、電動車いす、1～2人乗りの小型自動車など）の総称。
バリアフリー	高齢者や障害者等の行動を阻害するような都市、環境、建築等の物理的なバリア、人間の心理的バリア、そして社会的制度におけるバリア等、すべての「障壁」を取り除こうという考え方。ユニバーサルデザインの考え方に基づく。
BCP（事業継続計画）	災害などの緊急事態が発生したときに企業が損害を最小限に抑え、事業の継続や復旧を図るための計画のこと。BCPはBusiness Continuity Planningの略称。事業継続計画と訳される。
ヒートアイランド現象	周辺地域と異なる都市部独特の局地的な気温の上昇のこと。等温線を描くと島のようなになるのでその名がある。

<p>附置義務（駐車場）</p>	<p>駐車場法に基づく地方公共団体の条例等により、一定の地区内で一定の規模以上の建築物を新築する場合に、設置が義務付けられている駐車施設。台東区の場合は「東京都駐車場条例」及び「東京都集合住宅駐車施設附置要綱」、「台東区集合住宅の建築及び管理に関する条例」等に基づき、附置義務が定められている。</p>
<p>復興まちづくり</p>	<p>震災等の災害からの復興時における課題解決に必要な負担を軽減し、計画的かつ段階的な地域復興活動を進めるとともに、将来を見据えた都市開発を進めるために、平常時から復興計画に必要な条件を整理し、復興の将来像や目標、取り組み、推進体制などを、様々な関係者と合意形成を図りながら決めておくこと。</p>
<p>復興模擬訓練</p>	<p>官民が協働で復興の考え方やプロセスを習熟し、平常時から地域復興活動の意識を醸成するために行う訓練のこと。</p>
<p>不燃化特区</p>	<p>首都直下地震の切迫性や東日本大震災の経験を踏まえ、木造住宅密集地域の改善を一段と加速するために東京都が取り組んでいる「木密地域不燃化10年プロジェクト」の中で、特に改善を図るべき地域として指定された地域。不燃化建替え助成や支援を行っており、台東区では、谷中二・三・五丁目地区が平成26年（2014年）4月1日に指定された。（平成32年（2020年終了予定））</p>
<p>ペDESTリアンデッキ</p>	<p>駅前広場等に設置される歩行者のための高架の通路。</p>
<p>防災生活圏</p>	<p>延焼遮断帯に囲まれた圏域。火を出さない、もらわないという視点から、市街地を一定のブロックに区切り、隣接するブロックへ火災が燃え広がらないようにすることで大規模な市街地火災を防止する。防災生活圏は、日常の生活範囲を踏まえ、おおむね小学校区程度の広さの区域としている。（東京都防災都市づくり推進計画の定義より）</p>
<p>ポケットパーク</p>	<p>わずかなスペースを利用して都市環境の改善を図るために設けられた面積の小さな公園。</p>
<p>歩行者ネットワーク</p>	<p>歩行者の移動上の利便性と安全性を向上するための経路。歩行者デッキ、地下通路、歩行者専用通路等の整備や、沿道の景観形成やサイン整備などにより形成される。</p>
<p>歩道状空地</p>	<p>前面道路に沿って設ける歩行者用の空地及び当該空地に沿って設ける修景施設のこと。（東京都総合設計許可要綱の定義を参考）</p>
<p>本郷台地</p>	<p>武蔵野台地の東端に位置している台地の一つで、上野台地と谷を挟んで文京区本郷地域を中心に広がっている。台東区では、本郷台地の東辺、上野台地と、その東側の低地に位置する。</p>

ま

<p>まちづくりカレッジ</p>	<p>区民のまちづくりへの関心を高め、積極的なまちづくりへの参加を促すために台東区が開講している、区民等を対象とする講座プログラムのこと。前身は「まちづくり下町塾」として開講。</p>
-------------------------	--

1 用語集

密集住宅市街地整備促進事業	老朽木造住宅等が密集し、公共施設も未整備なため、良質な住宅の供給と住環境の改善が必要な地域において、老朽住宅等の建替えを促進し、住環境の整備等を総合的に行う事業。
----------------------	---

や

優先整備路線	都市計画道路のうち、平成37年度までに優先的に整備する区間を、「東京における都市計画道路の整備方針（第四次事業化計画）」に示す基本目標「活力」、「防災」、「暮らし」、「環境」に基づいて東京都が選定したもの。
誘導居住面積水準	国民の住生活の安定の確保及び向上の促進が図られるよう、住生活基本法に基づき、「住生活基本計画（全国計画）」において定められた住宅の面積に関する水準で、「世帯人数に応じて、豊かな住生活の実現の前提として多様なライフスタイルに対応するために必要と考えられる住宅の面積に関する水準」と定めている。誘導居住面積水準には、都市の郊外及び都市部以外の一般地域における戸建住宅居住を想定した一般型誘導居住面積水準と、都市の中心及びその周辺における共同住宅居住を想定した都市居住型誘導居住面積水準がある。（住生活基本計画及び国土交通省の説明を参照）
ユニバーサルデザイン	年齢や性別の差異、障害、能力の如何を問わずに、誰もが利用することができる施設や製品などの設計思想のこと。

ら

ランドマーク	高層ビルやタワー、山など、その土地の目印や象徴になる対象物のこと。
路外駐車場	道路の路面外に設置される自動車（自動二輪車を含む）のための駐車施設であり、一般公共の用に供するもの。主に時間貸し駐車場、不特定多数が利用可能な商業施設の駐車場が対象であり、特定の利用者を想定する月極駐車場や専用駐車場は対象外となる。

2 検討経緯

(1) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会

日時	会議	議事
平成28年 8月10日	第1回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) 都市計画マスタープランの方向性について
平成28年 10月14日	第2回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) 今後の進め方について (2) 地域別整備方針について
平成28年 12月27日	第3回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) 地域別整備方針について (2) 都市計画マスタープラン骨子の方向性について
平成29年 3月22日	第4回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) 台東区都市計画マスタープラン策定に向けたスケジュールについて (2) 台東区都市計画マスタープラン骨子（案）について (3) 今後の作業方針について
平成30年 5月7日	第5回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) 事務局の作業状況と策定に向けたスケジュールについて (2) 台東区都市計画マスタープラン（事務局案）について
平成30年 7月5日	第6回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) まちづくりの将来像・基本目標について (2) 地域別まちづくり方針について
平成30年 9月11日	第7回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) 第6回都市計画マスタープラン策定委員会での主な意見と対応について (2) 台東区都市計画マスタープラン（中間のまとめ）について (3) 今後のスケジュール等について
平成30年 12月7日	第8回台東区都市計画マスタープラン策定委員会	(1) 各所からの主な意見と対応について (2) パブリックコメントの実施結果について (3) 都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施結果について



策定委員会の様子



策定委員の皆様

2 検討経緯

(2) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会・作業部会

日時	会議	議事
平成28年 8月8日	第1回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会・作業部会	(1) 都市計画マスタープランの方向性について
平成29年 3月13日	第2回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会・作業部会	(1) 台東区都市計画マスタープラン策定に向けたスケジュールについて (2) 台東区都市計画マスタープラン骨子（案）について (3) 今後の作業方針について
平成30年 4月16日	第3回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会・作業部会資料	(1) 台東区都市計画マスタープランの検討状況とスケジュールについて (2) 台東区都市計画マスタープラン（事務局案）について
平成30年 7月2日	第4回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会	(1) まちづくりの将来像・基本目標について（第3章） (2) 地域別まちづくり方針について（第5章）
平成30年 8月30日	第5回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会	(1) 庁内ヒアリングにおける主な意見と対応について (2) 都市計画マスタープラン（中間のまとめ）について (3) パブリックコメント及び都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施について
平成31年 1月18日	第6回台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会	(1) 第5回庁内検討会の主な意見 (2) 各所からの主な意見と対応について (3) パブリックコメントの実施結果について (4) 都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施結果について (5) 台東区都市計画マスタープラン（最終案）について (6) 今後のスケジュールについて

(3) 台東区都市計画マスタープラン策定に向けた研究会

日時	会議	議事
平成29年 9月20日	第1回台東区都市計画マスタープラン策定に向けた研究会	(1) 研究会の目的・進め方 (2) 分野別整備方針の検討について
平成30年 1月17日	第2回台東区都市計画マスタープラン策定に向けた研究会	(1) 研究会の進め方 (2) 将来都市像、分野別方針の基本的考え方の再構成について (3) 分野別整備方針の検討について (4) 実現化方策の検討について

(4) 台東区の将来都市像に関する意識調査の実施概要

①区内居住者向けの調査概要

調査方法	郵送配布・回収
調査対象	台東区在住の満20歳以上の男女個人
標本数	1,650標本
抽出方法	無作為抽出 (町丁目ごとの人口、男女比率及び年齢構成に応じて抽出数を配分)
回収数	586サンプル (回収率：約35.5%)
調査項目	<ul style="list-style-type: none"> ・ 既往調査（「台東区民の意識調査」や「台東区区民満足度調査」等）も活用することで調査項目を絞り込み、回答者の負担軽減やそれによる回答率の向上も考慮して設定。 ・ 現行の都市計画マスタープランで定めている6つの地域ごとの区民の意向も分析できるように、住所の記入欄を設定（記入は任意）。 <p>《台東区のイメージについて》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台東区の都市のイメージ（キーワードに対する印象）（問8） ・ 今後の台東区の発展の方向性（問9） <p>《今後のまちづくりについて（部門別）》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土地利用（問10、） ・ 道路・交通整備（問11、問12） ・ 防災まちづくり（問13、問14） ・ 住宅・住環境整備（問15） ・ みどり・環境まちづくり（問16、問17） ・ 都市景観整備（問18） ・ 観光・産業まちづくり（問19） <p>《まちづくりへの参加等への関心について》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ まちづくりへの参加等への関心（問20、問21、問22） ・ 住民と行政が連携したまちづくりに向けて重要なこと（問23）

②区外居住者（区内への通勤・通学者）向けの調査概要

調査方法	インターネット調査
調査対象	インターネット調査会社の登録モニターの中から、台東区に通勤・通学する区外居住者を抽出（満20歳以上の男女）
回収数	381サンプル
調査項目	<p>《台東区のイメージについて》</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 台東区の都市のイメージ（キーワードに対する印象）（問7） ・ 今後の台東区の発展の方向性（問8） <p>《台東区のまちづくりにおいて重点的に行うべきことについて（問9）》</p> <p>《その他、台東区への居住意向等について》</p>

2 検討経緯

(5) 都市計画マスタープラン策定に向けた区民懇談会の実施概要

まちづくりの基本的な方針となる「台東区都市計画マスタープラン」(現在策定中)の役割や意義などを共有し、今後のまちづくりについて皆で考えるため、区民懇談会を開催した。

- 日時：平成30年11月24日(土) 14:00～16:00(開場13:30)
- 場所：台東区役所10階 1002会議室
- プログラム

開会(14:00)

第1部 基調講演(14:05～14:35)

都市計画マスタープランをつくる意義

野澤 康 氏(工学院大学 教授/台東区都市計画マスタープラン策定委員会委員長)

第2部 パネルディスカッション(14:45～16:00)

台東区の未来を語る～都市計画マスタープランの策定からはじまるこれからのまちづくり～

● パネリスト(順不同/台東区都市計画マスタープラン策定委員会委員)

池 邊 このみ 氏(千葉大学大学院 教授)

加 藤 孝 明 氏(東京大学生産技術研究所 准教授)

中 島 直 人 氏(東京大学大学院 准教授)

● コーディネーター

野澤 康 氏



野澤委員長による基調講演の様子



パネルディスカッションの様子

3 検討体制

(1) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会名簿

氏名		所属・役職名	備考
【学識経験者】			
委員長	野澤 康	工学院大学 教授	
委員	池邊 このみ	千葉大学大学院 教授	
	加藤 孝明	東京大学 生産技術研究所 准教授	
	中島 直人	東京大学大学院 准教授	
【まちづくり団体代表】			
委員	茅野 雅弘	副都心上野まちづくり協議会	
	梅澤 真光	御徒町駅東側区域まちづくり協議会	
	松田 檀雄	谷中地区まちづくり協議会	
	松本 光昭	浅草地区観光まちづくり推進協議会	
	本間 充一	入谷南部まちづくり協議会	
【区職員】			
委員	伴 宣久	台東区 都市づくり部長	
	岡田 和平	台東区 土木担当部長	平成30年4月1日から
	(高柳 正治)	台東区 土木担当部長	平成30年3月31日まで

(2) 台東区都市計画マスタープラン策定委員会 庁内検討会名簿

氏名		所属	備考
会長	伴 宣久	都市づくり部長	
委員	佐藤 徳久	企画財政部長	
	松本 浩一	危機管理室長	平成30年4月1日から
	(嶋田 邦彦)	危機管理室長	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
	(吹澤 孝行)	危機管理室長	平成29年3月31日まで
	河井 卓治	文化産業観光部長	平成29年4月1日から
	(石野 壽一)	文化産業観光部長	平成29年3月31日まで
	梶 靖彦	産業振興担当部長	平成30年4月1日から
	(河井 卓治)	産業振興担当部長	平成29年4月1日から 平成30年3月31日まで
	(石野 壽一)	産業振興担当部長	平成28年11月1日から 平成29年3月31日まで
	(飯島 守人)	産業振興担当部長	平成28年10月31日まで
	飯島 守人	環境清掃部長	平成28年11月1日から
	(近藤 幸彦)	環境清掃部長	平成28年10月31日まで
	岡田 和平	土木担当部長	平成30年4月1日から
	(高柳 正治)	土木担当部長	平成30年3月31日まで

3 検討体制

	氏名	所属	備考
会 員	前田 幹生	企画課長	平成29年4月1日から
	(酒井 まり)	企画課長	平成29年3月31日まで
	佐々木 洋人	企画財政部副参事	平成29年3月31日まで
	酒井 まり	財政課長	平成29年4月1日から
	(原嶋 伸夫)	財政課長	平成29年3月31日まで
	川島 俊二	危機・災害対策課長	平成29年4月1日から
	(遠藤 成之)	危機・災害対策課長	平成29年3月31日まで
	三瓶 共洋	文化振興課長	平成30年4月1日から
	(内田 円)	文化振興課長	平成30年3月31日まで
	飯野 秀則	観光課長	平成29年4月1日から
	(河井 卓治)	観光課長	平成29年3月31日まで
	上野 守代	産業振興課長	平成30年4月1日から
	(菅谷 健治)	産業振興課長	平成30年3月31日まで
	小川 信彦	環境課長	平成30年4月1日から
	(松原 秀樹)	環境課長	平成28年10月25日から 平成30年3月31日まで
	(赤塚 洋一)	環境課長	平成28年10月5日まで
	浦里 健太郎	まちづくり推進課長	
	越智 浩史	地区整備課長	平成29年4月1日から
	(原島 悟)	地区整備課長	平成29年3月31日まで
	松崎 晴生	建築課長	平成30年4月1日から
(松本 浩一)	建築課長	平成30年3月31日まで	
杉光 邦彦	住宅課長	平成29年4月1日から	
(鈴木 慎也)	住宅課長	平成29年3月31日まで	
石川 洋二	交通対策課長		
植野 譲	都市づくり部副参事	平成30年4月1日から	
大野 邦仁	都市づくり部副参事	平成30年4月1日から	

4 台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

平成28年7月1日

28台都計第234号

平成30年4月1日

30台都計第6-2号

(設置)

第1条 台東区において、都市計画法（昭和43年法律第100号）第18条の2の規定に基づき、市町村の都市計画に関する基本的な方針（台東区都市計画マスタープラン。以下「マスタープラン」という。）の策定を行うため、台東区都市計画マスタープラン策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第2条 策定委員会は、マスタープランの策定に関する事項について検討を行い、その結果を区長に報告する。

(構成)

第3条 策定委員会は、次の表に掲げる選出区分に該当する者のうちから、区長が委嘱又は任命する委員をもって構成する。

選出区分	定員
学識経験者	4人以内
区内まちづくり団体代表	5人以内
区職員	2人以内

- 2 策定委員会に委員長を置き、学識経験者の委員のうちから委員の互選により定める。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。

(招集)

第4条 策定委員会は、委員長が招集する。

4 台東区都市計画マスタープラン策定委員会設置要綱

- 2 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 3 策定委員会は、過半数の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

(庁内検討会)

第5条 策定委員会の所掌事項について庁内の調整を図るため庁内検討会を置き、別表1に掲げる職にある者をもって構成する。

- 2 庁内検討会に会長を置き、都市づくり部長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を統括する。
- 4 会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。
- 5 会長に事故があるときは、あらかじめ会長の指名する会員がその職務を代理する。

(作業部会)

第6条 庁内検討会の所掌事項について庁内の調整を図るため作業部会を置き、別表2に掲げる所属の係長職にある者をもって構成する。

- 2 作業部会に部会長を置き、都市計画課長をもって充てる。
- 3 部会長は、会務を統括する。
- 4 部会長は、必要があると認めるときは、関係者を会議に出席させ、説明又は意見を述べさせることができる。

(任 期)

第7条 委員の任期は、マスタープランの策定が終了する日までとする。

(会議及び会議録等の取扱い)

第8条 策定委員会の会議並びに会議録及び会議に係る資料（以下「会議録等」という。）は、公開する。ただし、委員長又は委員の発議により出席委員の過半数で議決したときは、会議又は会議録等を公開しないことができる。この場合において、可否同数のときは、委員長が公開の可否を決定するものとする。

2 会議又は会議録等を公開するときは、委員長は必要な条件を付すことができる。

(事務局)

第9条 策定委員会及び庁内検討会の事務局は、都市づくり部都市計画課に置く。

(委任)

第10条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

付 則

- 1 この要綱は、平成28年7月1日から施行する。
- 2 この要綱は、台東区都市計画マスタープランの策定が終了した日にその効力を失う。

付 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。

別表1（第5条関係）

台東区都市計画マスタープラン策定委員会庁内検討会名簿

会 長	都市づくり部長
会 員	企画財政部長 危機管理室長 文化産業観光部長 産業振興担当部長 環境清掃部長 土木担当部長 企画課長 財政課長 危機・災害対策課長 文化振興課長 観光課長 産業振興課長 環境課長 まちづくり推進課長 地区整備課長 建築課長 住宅課長 交通対策課長 都市づくり部副参事（都市計画課） 都市づくり部副参事（地区整備課）

別表2（第6条関係）

台東区都市計画マスタープラン策定委員会作業部会名簿

部 会 長	都市計画課長
部 会 員	企画課 財政課 危機・災害対策課 文化振興課 観光課 産業振興課 環境課 まちづくり推進課 地区整備課 建築課 住宅課 交通対策課

台東区民憲章

あしたへ

江戸の昔、「花の雲 鐘は上野か 浅草か」と詠まれたわたくしたちのまち台東区には、磨き抜かれた匠の技や気さくで人情あふれる暮らしが、今もあちらこちらに息づいています。

わたくしたちは、先人が築いてきた文化や環境を大切にして、伸びゆく住みよいまちを目指し、この憲章を定めます。

たからものを うけつぎ ところゆたかな まちにします

おもてなしの えがおで にぎやかな まちにします

おもいやり ささえあい あたたかな まちにします

みどりを いくくしみ さわやかな まちにします

いきがいを はぐくんで すこやかな まちにします

台東区都市計画マスタープラン

平成31年3月発行
(平成30年度登録 第87号)

台東区都市づくり部 都市計画課

〒110-8615 東京都台東区東上野4丁目5番6号
電話 03(5246)1364(直通)

